

昭和三十五年通商産業省令第十三号

商標法施行規則

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十四条第三項および第七十三条ならびに第七十七条第五項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第二百八十九条の規定に基づき、ならびに商標法を実施するため、商標法施行規則を次のように制定する。

（申請書）

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第十七号の規定による産地の指定を受けようとするぶどう酒又は蒸留酒の製造を業とする者（これらの者を構成員とする組合を含む。以下「ぶどう酒等製造業者」という。）は、様式第一により作成した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

2 当該ぶどう酒等製造業者が法人であるときは、前項の申請書にその定款又はこれに準ずるもの添付しなければならない。

（審理）

第一条の二 特許庁長官は、前条第一項の申請書を受理したときは、当該ぶどう酒又は蒸留酒の产地、産地を表示する標章、品質、社会的評価その他必要な事項について審理しなければならない。

（指定）

第一条の三 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしたときは、その旨を当該ぶどう酒等製造業者に通知し、かつ、商標公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしなかつたときは、その旨及びその理由を当該ぶどう酒等製造業者に通知しなければならない。

（指定の取消し）

第一条の四 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をした産地について指定が不適当であると認められる事実があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該ぶどう酒等製造業者に通知し、かつ、その旨を商標公報に掲載しなければならない。

（願書の様式等）

第二条 願書（次項から第八項まで、第十三項及び第十四項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。

2 団体商標の商標登録出願についての願書は、様式第三により作成しなければならない。

3 地域団体商標の商標登録出願についての願書は、様式第三の二により作成しなければならない。

4 商標法第十一条第一項の規定による商標登録出願又は同法第六十八条第一項において準用する同法第十条第一項の規定による防護標章登録出願についての願書は、様式第四により作成しなければならない。

5 商標法第十二条第一項から第三項までの規定による商標登録出願についての願書は、様式第五により作成しなければならない。

6 商標法第十二条第一項の規定による防護標章登録出願又は同法第六十五条第一項の規定による防護標章登録出願についての願書は、様式第六により作成しなければならない。

7 防護標章登録出願についての願書（第四項、第六項及び第十二項の願書を除く。）は、様式第七により作成しなければならない。

8 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願についての願書は、様式第八により作成しなければならない。

9 商標法第六十五条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をすることができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第二項の規定により更新登録の出願をすることができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

10 商標法第六十五条の三第三項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

11 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ぜることができる。

12 手続をする者の責めに帰することができない理由により商標法第六十五条の三第三項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第十項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

13 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

14 第十項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、「の書面です」ができる。

15 商標法第十七条の二第一項において準用する意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第十七条の三第一項に規定する商標登録出願又は商標法第六十八条第二項において準用する同法第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する防護標章登録出願についての願書は、様式第九により作成しなければならない。

16 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願についての願書は、別に定める様式により作成しなければならない。

17 第二条の二 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願をしようとする者は、同条第二項の規定による願書及び必要な書面の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法）を用いて、以下この条及び次条において同じ。）であつて特許庁長官が指定する方法により提供することができる。この場合において、当該者は、これらの書類を提出したものとみなす。

18 前項の規定により行われた当該書類に記載すべき事項の提供は、商標法第六十八条の二第五項に規定する国際事務局（この条及び次条において「国際事務局」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁長官に到達したものとみなす。

19 第一項の場合において、商標法第六十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「願書及び必要な書面」とあるのは「電磁的方法により提供された願書及び必要な書面に記載すべき事項」と、「送付」とあるのは「電磁的方法により提供」と、同条第二項中「願書の記載事項」とあるのは「電磁的方法により提供された願書に記載すべき事項」と、「願書に記載」とあるのは「国際事務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

（国際登録出願の願書等の送付）

第二条の三 特許庁長官は、商標法第六十八条の三第一項の規定による国際登録出願の願書及び必要な書面の送付に代えて、これらの書類に記載されている事項を電磁的方法により国際事務局に提供することができる。この場合において、特許庁長官は、これらの書類を送付したものとみなす。

20 前項の場合において、商標法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「送付」とあるのは「国際登録出願の願書の写し」とあるのは「電磁的方法により提供した事項を記載した書面」とある。

（事後指定）

第三条 商標法第六十八条の四の規定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。

(動き商標の願書への記載)
第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」といいう。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(ホログラム商標の願書への記載)

第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他他の方法により変化するもの（前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(立体商標の願書への記載)

第四条の三 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらとの結合との結合を含む。以下この条において同じ。）からなる商標（以下「立体商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする立体的形状を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真
- 二 商標登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により当該立体的形状が特定されるよう一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真

(色彩のみからなる商標の願書への記載)

第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真
- 二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真

(音商標の願書への記載)

第四条の五 音からなる商標（以下「音商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(位置商標の願書への記載)

第四条の六 商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標（以下「位置商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるよう表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(商標登録を受けようとする商標の類型)

第四条の七 商標法第五条第一項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の商標登録を受けようとする商標の詳細な説明の記載又は物件の添付（願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添付）

(経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。)

一 動き商標

二 ホログラム商標

三 立体商標

四 色彩のみからなる商標

2 位置商標
商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 動き商標 商標の詳細な説明の記載

二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載

三 立体商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。第五号において同じ。）

四 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載

五 音商標 商標の詳細な説明の記載及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付

六 位置商標 商標の詳細な説明の記載

商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件は、商標登録を受けようとする商標を特許庁長官が定める方式に従つて記録した一の光ディスクとする。

4 前項に掲げる物件であつて、商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）に係るものをする場合は、様式第九の二によりしなければならない。

(国際商標登録出願に係る商標の詳細な説明)

第四条の九 商標法第六十八条の九第二項の表の国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるものの項の経済産業省令で定める事項は、次とのおりとする。

一 色彩に係る主張に関する情報（色彩のみからなる商標の場合に限る。）

二 標章の記述
(手続補完書の様式)

第五条 商標法第五条の二第三項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の手続補完書は、様式第十により作成しなければならない。

(国際登録の番号の記載)

第五条の二 国際商標登録出願又は同法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、商標登録出願の番号又は登録番号に代えて、同法第六十八条の二第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号を記載しなければならない。

(国際登録の名義人の記載)

第五条の三 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所の記載は、当該国際登録に係る商標法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に記載された文字と同一の文字でしなければならない。

(国際登録に係る指定商品又は指定役務の記載)

第五条の四 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所の記載（出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出等）

第六条 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定による商品及び役務の区分（以下「商品及び役務の区分」という。）に属する商品又は役務は、別表のとおりとする。

第六条の二 商標法第九条第二項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第十の二によりしなければならない。

2 商標法第九条第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第二項に規定する期間の経過後二月とする。

3
商標法第九条第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。
(出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合の手続)

登録出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して同条第二項に規定する同条第一項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出を省略することができる。

第十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下二つに分けて同様に准用する場合は、第三項において準用する場合を除く。

（注）この用語は、特許法第三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項（商標法第十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）

に規定する期間の経過後二月とする。
商標法第十三条规定第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条

第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければ

3 ならない
商標法第十三条规定において読み替えて準用する特許法第四十三条第八項（商標法第十三条规定第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第八項）

第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項に規定する優先権の申請の提出の期日を定める場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

権証明書類等（以下この項において「優先権証明書類等」という。）を、当該優先権証明書類等を発行すべき政府による当該優先権証明書類等の発行に関する事務の遅延により提出するこ

とができなかつた場合、その者が当該優先権証明書類等を入手した日から一月（在外者にあつては、二ヶ月）とする。

（二）第一回の登場人物の登場順序は、左記の如くである。月を経て再び登場する場合は、前回登場した月より後六月とする。

第八条 商標法第十一條第一項から第三項まで、第十一條第一項、第十七條の二第一項（同法第六十九條第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七條の三第一項又は

は防護標章登録を受けようとする商標若しくは標準(同法第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む)において規定する意匠法第七十三条の三第一項の手続補正書類)について、准用法第十九条第一項の規定により記入下さり補正につての手続補正書類

場合に付する商標登録権の第一項の規定によつて、その権利を主張する。又は、商標登録権の第一項の規定によつて、その権利を主張する。又は、商標登録権の第一項の規定によつて、その権利を主張する。

あるときは、その旨を願書に表示して商標登録若しくは防護標章登録を受けようとする商標若しくは標章の願書への記載、商標若しくは標章の詳細な説明の願書への記載又は同項の物件の提出

（名義人変更届の様式等）
を省略することができる。

第九条 商標法第十三条第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第一百一十一号）第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十一によりしなければならない。

3 第一項の届出と商標権の移転の登録の申請（二以上の商標権に係るときは、これらの登録の目的が同一の場合又は商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第四条の二の規定による場合に限る。）は、商標登録出願により生じた権利の被承継人及び承継人が当該申請に係る商標権の登録義務者及び登録権利者と同一の場合に限り、一の書面ですることができる。（国際登録の名義人の変更の記録の請求）

第九条の二 商標法第六十八条の六の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求は、別に定める様式によりしなければならない。

2 前項の請求は、二以上の請求について、当該請求の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

（信託）

第九条の三 国際商標登録出願に係る商標登録出願により生じた権利の信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

三 信託代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託法（平成十八年法律第八号）第一百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的

九 信託財産の管理の方法

十 信託の終了の理由

十一 その他の信託の条項

2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいづれかを記載したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。（更正の通報）

第九条の四 商標法施行令第三条第二項の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書に基づく規則（第九条の六において「議定書に基づく規則」という。）第二十八規則（2）の規定による更正の通報とする。

（意見書の様式等）

第九条の五 商標法第十五条の二（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）（同法第十五条の三及び同法附則第七条の意見書の提出は、様式第十一の三により作成しなければならない。）

2 前項の意見書には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない。

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）」に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。（商標登録の査定の方式の特例）

録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を添付して行うものとする。

（商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式等）

第十条 商標権の存続期間の更新登録の申請書は、様式第十二により作成しなければならない。

2 商標法第二十条第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第二項に規定する期間の経過後六月とする。

3 商標法第二十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、同法第二十条第一項に規定する商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができるようになつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

4 商標法第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

5 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

6 手続をする者の責めに帰することができない理由により商標法第二十一条第一項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第四項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができます。

7 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面でできる。

（国際登録の存続期間の更新の申請）

第十一条 商標法第六十九条の五の規定による国際登録の存続期間の更新の申請は、別に定める

（商標権の存続期間の更新登録の申請書に記載する事項）

第十二条 商標法第四十三条の四第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の登録異議申立書は、様式第十三により作成しなければならない。

（審判請求書の様式）

第十四条 商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判の請求書は、様式第十四の二により作成しなければならない。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願についての願書に記載する事項）

第十五条 商標法第六十五条の三第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、防護標章登録に基づく権利に係る商品及び役務の区分の数を減じて出願する場合にあつては、更新登録を求める商品及び役務の区分とする。

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十一まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一若しくは第二条第十四項、第三条、第九条（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判の請求書は、様式第十五により作成しなければならない。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願についての願書に記載する事項）

第十七条 商標法第六十五条の三第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、防護標章登録に基づく権利に係る商品及び役務の区分の数を減じて出願する場合にあつては、更新登録を求める商品及び役務の区分とする。

（手續補正書の様式等）

（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十二条の二第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第十五条第一項及び第二項に規定する様式第二十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第十七条の三第一項に規定する様式第二十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十二条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五条の十三、同規則第五十八条の二第二項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十二条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正是様式第十五の二により、それ以外の手続の補正是様式第十六によりしなければならない。

2 商標登録出願人、防護標章登録出願人若しくは書換登録の申請者又はこれらの代理人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての補正（願書、商標登録出願により生じた権利の承継の届出書又は書換登録の申請書についてするものに限る。）は、二以上の補正について、補正をする者が同一であり、かつ、当該補正の内容が同一の場合に限り、一の書面でできる。

3 前項の補正（代理人についてするものを除く。）と登録名義人（商標権者に限る。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての表示の更正の登録の申請は、商標登録出願人、防護標章登録出願人又は書換登録の申請者が登録名義人と同一であり、かつ、当該補正の内容が当該更正の内容と同一の場合に限り、一の書面でできる。

4 商品及び役務の区分の数を増加する補正により納付しなければならない手数料は、当該手続補正書を提出する際に納付しなければならない。

5 特許法施行規則第十二条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の三、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十第一の六」とあるのは、「商標法施行規則様式第二から様式第八まで、様式第九、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同規則第二条第十四項、第三条、第九条の二及び第十条の二に規定する別に定める様式並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

（商標登録証等）

第十六条の二 商標登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 登録番号又は国際登録の番号

2 登録商標

3 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

4 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

5 商標権の設定の登録があつた旨

6 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 防護標章登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 登録番号又は国際登録の番号

2 登録防護標章

三 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

四 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつた旨

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(商標登録表示)

第十七条 商標法第七十三条の商標登録表示は、「登録商標」の文字及びその登録番号又は国際登録の番号とする。

(登録料納付書の様式等)

第十八条 登録料(商標権の存続期間の更新登録の申請をする者が更新登録の申請と同時に納付するものを除く。)を納付するときは、商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受けた者は、様式第十八により、防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は様式第十九により、それぞれ作成した登録料納付書によらなければならぬ。

2 商標法第四十条第四項(同法第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定により登録料を納付するときは、登録料納付書に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

3 商標法第四十一条の二第一項若しくは第七項、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)附則第十五条第二項の登録料の納付は、法令に別段の定めがある場合を除き、特許印紙をもつてしなければならない。

4 商標法第四十一条第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)の経過後二月とする。

5 商標法第四十一条の二第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)の経過後二月とする。

6 商標法第六十五条の八第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項又は第二項に規定する期間(同条第三項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)の経過後二月とする。

7 商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項又は第六十五条の八第四項の規定により登録料を納付する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

8 商標法第四十三条第一項から第三項までの各項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する商標権者の責めに帰すことができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

9 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、商標法第四十三条第一項から第三項までの各項ただし書に規定する商標権者の責めに帰すことができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復の手続等)

第十八条の二 商標法第四十一条の三第一項の経済産業省令で定める期間は、同法第四十一条の二第五項に規定する後期分割登録料及び同法第四十三条第三項の割増登録料を納付することができる。この場合に、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2 商標法第四十一条の三第一項の規定により後期分割登録料及び割増登録料を追納する場合に、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

4 手続をする者の責めに帰すことができない理由により商標法第四十一条の三第一項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において「申出書」という。)を第三項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

5 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

(既納の登録料の返還の請求の様式)

第十八条の三 商標法第四十二条第一項又は第六十五条の十第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第二十二によりしなければならない。

(過誤納の手数料の返還の請求の様式)

第十八条の四 商標法第七十六条第七項の規定による手数料の返還の請求は、様式第二十三によりしなければならない。

(情報の提供)

第十九条 商標登録出願があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の願書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願が商标法第三条、第四条第一項第一号、第六号から第十一号まで、第十五号から第十九号まで、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項の規定により登録することができないものである旨の情報を提供することができる。ただし、当該商標登録出願が特許庁に係属しなかつたときは、この限りでない。

前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。

特許法施行規則第十三条の二第三項の規定は、前項の書面に準用する。

(書換登録の申請書の様式等)

第二十条 商標法附則第三条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の書換登録の申請書は、様式第二十二により作成しなければならない。

2 商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の経済産業省令で定める期間は、商標法附則第三条第一項の規定による書換登録の申請をすることができるようになつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第二項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

3 商標法附則第三条第三項の規定により書換登録の申請をする場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

4 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

5 手続をする者の責めに帰すことができない理由により商標法附則第三条第三項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において「申出書」という。)を第三項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

6 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要ないと認めるときは、この限りでない。

7 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

8 商標法附則第四条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する承諾を要するときは、これを証明する書面を第一項の申請書に添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

し、その番号を書換登録の申請をした者に通知しなければならない。
（寺牛去也（丁見リ等）（進用））

第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十一条（特許法施行規則等の準用）

七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十二条の二から第十二条の二の三まで、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。)並びに第二十七条の三の三第一

項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の又^は「ザ」の見立は、有價証券出願、方箇有價証券出願、国際有價証券出願

出願の方策 特許出願の取扱いの規定は、商標登録出願 陰謀機密登録出願 国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）。

国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで

十七条までの規定に附る)請求その他商標登録防護権登録又は書換登録(第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十二条の三から第十二条の五まで及び第十三条から第十四条まで)

七条までの規定に限る。)に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、商標登録出願、商標登録査定不服審判」とある。

四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八

条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、「同法第八十条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一項

号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法

第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）とあるのは〔三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同

法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）

（「海賊不法行為」に該する、准用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条规定第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法

第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは「ノ五

商標権の存続期間の更新登録の申請（商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る。）／五の二一 方護票章登録に基づく准別の存続期間の更新登録の出願／五の三 書換

登録の申請」と、「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」であるのは「十二 審判

の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一

項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。」と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「告げくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関

日第十條及び第一ノルマ第十四項ニ有シテ「世界貿易機関の加盟国」である。一、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、

審判請求書、特許法第一百八十四条の五第一項の書面、同法第一百八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書

換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は巨色审查官不取審判」これらのは「商標登録出願人、商標登録登録出願人、商標登録の序

古原人又は指紋鑑定不用署半」とあるのは、(商標登録古原人)防護権登録古原人(商標の存続期間の更新登録の申請人、防護権登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条

(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合を含む。)に規定する場合は、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願人の出願人を除く。)及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条规定の二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)」若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、同条第一項中「特許法施行規則第十一條、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第一條第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九项本文、第二十七条第一項、第二項、第三项本文若しくは第四项本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五项若しくは第七项本文、第三十八条の二第四项若しくは第六项本文、第三十八条の六の二第五项若しくは第七项本文、第三十九条の十四第四项若しくは第六项本文(同条第八项において準用する場合を含む。)、第六十九条第二项本文若しくは第六十九条の二第三项若しくは第五项本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三项本文、第十条第五项若しくは第七项本文、第十八条第二项前段、第十八条の二第三项若しくは第五项本文、第二十条第四项、第六项本文若しくは第八项」と、同条第一项中「特許法施行令第十二条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五项、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一项、第九条第四项、第十八条の五第二项、第二十五条の七第七项若しくは第九项本文、第二十七条第一项、第二项、第三项本文若しくは第四项本文、第二十七条的二第一项若しくは第二项、第二十七条的四的二第五项若しくは第七项本文若しくは第七项本文、第三十八条的二第三项若しくは第五项本文、第二十条第四项、第六项本文若しくは第八项本文、第三十八条的二第四项若しくは第六项本文(同条第八项において準用する場合を含む。)、第六十九条第二项前段、第十八条的二第三项若しくは第五项本文、第二十二条第一项若しくは第十三项本文若しくは第八项」と、特許法施行規則第十二条の三中「第三十八条的二第八项」とあるのは「商標法第五条の二第五项」と、特許法施行規則第十二条の四中「様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第一から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一项において準用する特許法施行規則第四条の二第一项に規定する様式第一、同規則第八条第二项に規定する様式第四、同規則第九条の二第一项に規定する様式第九、同条第二项に規定する様式第十一、同規則第十二条第一项及び第二项に規定する様式第十四、同規則第二十二条第一项に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは第三十九条の二第一项に規定する様式第三十六、同規則第二十九条第一项及び第二项に規定する様式第十六、同規則第十四条第一项及び第二项に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一项に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは第三十九条の二第一项に規定する様式第三十六、同規則第二十九条第一项及び第二项に規定する様式第十六、同規則第二十七

合を含む。以下、この項において同じ。)において準用する特許法第七十一条第三項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する特許法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)」と、「同法第一百三十三条の二第一項(同法第七十七条第三項、同法第一百二十条の人第一項(同法第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第一百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)」とあるのは、「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十二条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第一百三十三条の二第一項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する特許法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。)」と、特許法施行規則様式第一の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載する。」とあるのは、「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載し、請求人があつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載する。」とあるのは、「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載し、請求人があつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のようによく記載する。」と読み替えるものとする。

特許法施行規則第二十六条第三項から第六項まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条及び第三十条(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正)の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第一百九十五条第五項」とあるのは、「商標法第七十六条第四項」と、「ただし、該當証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは、「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「願書」と読み替えるものとする。

特許法施行規則第四章（特許出願の審査）（第三十一条の二、第三十一条の三及び第三十二条を除く。）の規定は、商標登録出願、防護標準登録出願又は書換登録の申請の審査に準用する。

4 特許法施行規則第五章（判定）の規定は、商標法第二十八条第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の判定に準用する。

の十三まで及び第五十一条から第六十五までの規定は登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の

二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」と、同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

三第九条の五第一項、寺内行見規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び第

第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第五十条の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条から第五十条の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七の三第二

項、第五十条第五項及び第六項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条规定の三第二項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替えるものとする。

7 特許法施行規則第六十七条（特許証の再交付）の規定は、商標登録証又は防護標章登録証の再交付に準用する。

8 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第九条第二項及び第四項（提出書面の省略）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

9 第十四条の規定は、再審に準用する。この場合において、第十四条中「それ以外の審判」とあるのは「それ以外の審判の確定審決に対する再審又は確定した商標法第四十三条の三第二項の取消決定に対する再審」と読み替えるものとする。
（モデル国際様式）

第二十三条 手續は、この省令で定める様式のほか、商標法条約に基づく規則又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりることができる。

2 1 附 則 この省令は、商標法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

2 1 附 則 商標法施行規則（大正十年農商務省令第三十六号）は、廃止する。

2 1 附 則 この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附 則 （昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八八号）

この省令は、一千九百零九年十一月十四日にプラッセルで、一千九百一一年六月一日にワシントンで、一千九百二十五年十一月六日にハーグで、一千九百三十四年六月一日にロンドンで、及び一千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する一千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附 則 （昭和四五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一号）

この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 1 附 則 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

この省令は、一千九百零九年十一月十四日にプラッセルで、一千九百一一年六月一日にワシントンで、一千九百二十五年十一月六日にハーグで、一千九百三十四年六月一日にロンドンで、及び一千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する一千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附 則 （昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一一二号）抄

この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則 （昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一一二号）抄

この省令は、昭和四六年一月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。
附 則 （昭和五九年六月一九日通商産業省令第四四号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。
附 則 （昭和六〇年一月一一日通商産業省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。
附 則 （平成元年四月二五日通商産業省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十一月一日）から施行する。
附 則 （平成三年一〇月三一日通商産業省令第七〇号）抄

この省令は、平成三年一〇月三一日から施行する。
（経過措置）

第一条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

第三条 商標登録出願について改正法附則第五条第一項の規定により使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、当該商標登録出願の願書にその旨を記載して、改正法附則第六条第一項に規定する書面の提出を省略することができる。
（特例商標登録出願の分割をする場合の手続）

第四条 改正法附則第五条第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願（以下「特例商標登録出願」という。）について、改正後の商標法（以下「新法」という。）第十一条第一項の規定により新たな商標登録出願をしようとするときは、当該商標登録出願の願書にもとの商標登録出願が特例商標登録出願である旨を記載しなければならない。
（特例商標登録出願の変更をする場合の手続）

第五条 特例商標登録出願について、新法第十二条第一項又は第二項の規定により新たな商標登録出願をしようとするときは、当該商標登録出願の願書にもとの商標登録出願が特例商標登録出願である旨を記載しなければならない。
（他の特例商標登録出願がある旨の通知）

第六条 審査官又は審判長は、改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する新法第八条第二項の規定により二以上の特例商標登録出願に係る商標について商標登録を受けることがで

附 則 （昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四号）抄
1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
附 則 （昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三号）抄

ある場合において、当該特例商標登録出願の一以上について商標登録をすべき旨の査定があつたときは、当該商標登録出願人に対し他に商標登録を受けることができる特例商標登録出願がある旨及びその番号をそれぞれ通知しなければならない。

(商標の使用説明書の様式)

第七条 改正法附則第六条第一項に規定する書類は、附則様式第一により作成しなければならぬ。

い。
附則様式第1（附則第7条関係）

附則様式第1（附則第7条関係）（平令和元年元月一日・平令和元年一月一日）
商標の使用説明書

1 事件の表示 特許庁長官	2 商標登録出願人 住所（居所） 氏名（名称） ㊞
3 代理人 住所（居所） 氏名（名称） ㊞	4 商標の使用者 住所（居所） 氏名（名称） ㊞
5 商標の使用に係る役務名 商標登録出願人との関係	6 商標の使用場所

- 7 「商標の使用の事實を示す書類」
8 業務を行っている事業者を証明する書類
〔備考〕
- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（幅21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがはじけず、文字や墨書き漏れないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、わい縞等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各3cmとする。
- 3 文字は、タイプ用紙等により、黒色で、明りょうに、かつ、容易に消すことが可能ないように書く。
- 4 2以上の「商標の使用説明書」を記載する場合は、商標の使用説明書を各別に作成し、その商標の使用説明書は、商標の使用説明書(1)、商標の使用説明書(2)のように番号を付けて区別する。商標の使用者が2人以上いる場合は、同じ様にする。
- 5 「事件の表示」の欄には、「平成何年幾月幾日何時何分何秒」と記載する。ただし、出願登録料が満期されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願第何種のようによる商標登録の年月日並びに商品及び役務の区分を記載する。この場合において、該該商標登録願に「商標登録料(1)、商標登録料(2)」のようによる番号を付けて区別しているときは、「平成何年何月何日提出の商標登録料(1)又は(2)」に

- 6 「住所(居所)」及び「氏名(名前)」の欄の方が難解であるとき又は読み取りやすいものであるときは、なるべく片段式で抜き読み名を付ける。
- 7 「住所(居所)」は、何町、何町、何村、大字町、字町、何番地、何号のよろしく書く。
- 8 「商標登録出願人」及び「代理人」の欄の「氏名(名前)」は、法人については、各部を記載し、その次に「代表者の欄」を記載して、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 9 代理人によるときは本人の印(本人が法人の場合)にては、「代表者」の欄及び印は不必要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄には記入するには及ばない。
- 10 「商標の使用説明書」を記載する場合は、「事件の表示」の欄には記入するには及ばない。
- 11 「商標登録出願人」と「代理人」の欄には記入するには及ばない。
- 12 「商標登録出願人の要領」は、商標登録出願人と商標の使用者との関係について、「本人」、「子会社」、「母会社」、「加盟店」等のように記載する。なお、「本人」以外の場合は、商標登録出願人と商標の使用者との関係を証明する書類を提出しなければならない。
- 13 「商標の使用に係る登録名」の欄には、商標の使用に係る役務の名称を具体的に記載する。

- 所その他商標の使用がされた場所のいざれか1の所在地を具体的に記載する。
- 14 「商標の使用の事實を示す書類」は、次の要領により作成する。
- イ 商標が使用に当たりの提供を受けた者(利害関係者)の利用に供する「商務の提供に当たりの提供を受けた者(利害関係者)」又は「商務の提供に当たりその提供を受けた者(利害関係者)」を撮影した写真、商標が掲載された後既に付するバーフレット又はタロダ、商標が掲載された後既に付する音声その他の商務についての商標の使用の事実を示す資料を日本産業規格A列4番の大きさの紙に容易に離脱しないように付け、提出する。
- ロ 写真はは付ける場合は、その裏面のときは、手写用を原則とし、日本産業規格A列4番の大きさ以下とする。写真以外の資料をは付ける場合は、その資料の大きさが日本産業規格A列4番の大きさよりも大きいときは、それ以下に切り替るものとし、その大きさを書き(日本産業規格A列4番の大きさより大きい資料においては、それを折り畳んだときの厚さ)は、0.7cm以下とする。

- ハ 写真をは付けた場合は、写真をは付けた紙の余白の上部若しくは下部に、又は写真をは付けた紙と別の日本産業規格A列4番の紙に次の事項を記載する。この場合において、次の事項を記載した紙と写真をは付けた紙と別にあって、次の事項を記載した紙と写真をは付けた紙と別になつてあるときは、両端を接続してとする。
- 15 「業務を行っている事業を証明する書類」は、指定役務による業務を行っていることを証明するため、原則として、日本産業規格A列4番の紙に細分欄の各項目に示されている産業名を部位ごとに記載する。商標登録出願の場合は、商標登録出願の組合(団体等)の業界可否等であることを要する。資料の書き方が日本産業規格A列4番の大きさよりも大きいときは、それ以下に切り替えるとする。

- 16 「令和 年 月 日」には、なるべく提出する日を記す。
- 17 訂正したときは、なるべく右の余白に訂正を記入して押す。
- 18 とじ方はなるべく左とじし、容易に離脱しないようにじ

○

(使用に基づく特例の適用の主張の取下げの様式)
第八条 改正法附則第五条第一項の規定による使用に基づく特例の適用の主張の取下げは、
式第二によりしなければならない。
附則様式第2(附則第8条関係)

(特例商標登録出願に係る名義人変更届の特例の様式)

第九条 新法第十三條第二項において準用する特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による特

例商標登録出願についての承継の届出は、その承継が当該特例商標登録出願に係る指定役務に係る業務とともにされたものである場合は、附則様式第二によりしなければならない。

附則様式第三（附則第九条関係）

附則様式第2（附則第九条関係）(平成28年4月1日施行規則第111条)

特許法第十九条第一項に基づく特例の適用の主張状下書き
 特許長官 殿 (令和 年 月 日)
 1 契約書元
 2 商業登録出願人
 住所 (住所)
 氏名 (名前) ㊞
 3 代理人
 住所 (住所)
 氏名 (名前) ㊞
 [備考]
 附則様式第1の備考1から3まで、5から9まで、10及び12の
 備考と同様とする。

相続法の個別化

26

(文例) おはなちをい。

印紙に記載され、又は印紙の納付に係るもの。) は別の用紙に記載してはるものとし、それぞの印紙の上に (手取料) 円、「銀鏡免許税」(円)の如く、そ (印紙の合計額を記載する。) へ、商標登録令第1条において準ずる。特許登録第36条の規定により、当該書類を記載する事に、「新規免許税」の欄に、(回第、年月の規定によるときは当該書類を提出された年、回第の規定によつて提出された年)と記載する。書類名及びその提出日を記載す。

附 則
(平成五年一月八日通商産業省令第七五号) 抄

(附則様式第1
附則第2条関係)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年七月一日)から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定(「考案の名称」を削る部分を除く。)並びに同規則様式第十六の改正規定(同様式に備考2を加える部分に限る。)、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定(「公告」を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。)並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定(特許登録令施行規則第七条第三項、第三十一條第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「、第一百二十六条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」を「若しくは第一百二十六条第一項」に改める部分並びに同規則第二十八条第二項及び第三項の改正規定を除く。)、第十二条及び第十二条の規定並びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成八年九月一一日通商産業省令第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成八年九月二十五日通商産業省令第六六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成八年一二月二十五日通商産業省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年改正法附則第五条第一項の変更の申出の様式

第二条 平成八年改正法附則第五条第一項の規定による団体商標の商標登録出願への変更の申出は、附則様式第一により、団体商標の商標登録への変更の申出は、附則様式第二によりしなければならない。

(平成八年改正法附則第七条第三項等の登録料納付書の様式)

第三条 平成八年改正法附則第七条第三項又は第十五条第二項の規定による更新登録出願に係る登録料の納付(商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者が納付するものに限る。)は、次項の場合を除き、附則様式第三によりしなければならない。

2 前項に規定する更新登録出願に係る登録料の納付(商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者が納付するものに限る。)を電子情報処理組織を使用して行う場合は附則様式第四により、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第十五条第一項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による登録料の納付に際しての申出をする場合は附則様式第五によりしなければならない。

(平成八年改正法附則第十一条第一項の願書の様式)

第四条 平成八年改正法附則第十一条第一項の規定による重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願についての願書は、附則様式第六により作成しなければならない。

附則様式第1「別紙第2各欄係」(平成年月日付の用紙)、令和年月日付の用紙
第17「^(略)」
出 聞 受 更 届
〔平成年月日付第5条第1項の規定による出願更届〕
(令和 年 月 日)
特許長官 殿
原商標登録出願の表示

2 商標登録出願人
(識別番号)
住所
名称
3 代理人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名前)
4 新特許法の目標
(1) 商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面
(2) ()
(備考)

1 用紙は、日本産業規格A4判(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキかにじます。文字が読み難いものを縦に記載して用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい経等を記載してはならない。
2 省略は、少なくとも用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmをとる。
3 文字は、タブ用書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができるよう記入。
4 「商標登録出願の表示」の欄には、「平成年月日付の用紙」第17「^(略)」のようにこの商標登録出願の

番号及び年月日を記載する。ただし、他の出願の番号が通知されないときは、「平成年月日付の用紙」の欄は記載しない。
5 「(識別番号)」の欄は記載するものとし、「識別番号」を記載しないときは、「(識別番号)」の欄は記入するものとし、「(識別番号)」又は「別紙様式」の読み方が難解であるとき又は読み難いやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
6 「住所(居所)」及び「住所(名前)」の読み方が難解であるときは読み難いやすいものであるときは、なるべく片仮名で

7 「商標登録出願人」又は「代理人」の欄の住所に次に商標登録出願人又は代理人の所する電話又はファクシミリの番号をなべく記載する。

8 「住所(居所)」は、何處、何處、何町、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所(居所)」の欄に記載するには及ばない。

9 「商標登録出願人」の「住所」の欄には、法人の名前を記載し、その次に「(代表者)」の欄を記入して、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を捺す。
10 代理人によるときは、本人の印及び「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は記入するには及ばない。

11 「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を

記載する。

- 12 商業銀行規則第2の本第10項において準用する専門法銀行規則第2条第1項の規定により包括委任状を適用するときは、
「専門法銀行規則の目録」の欄に「船舶委任状番号」の欄を設けて、
包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援
用するときは、「専門法銀行規則の目録」の欄に「包括委任状番号」
の欄を繰り返し設け記載する。
- 13 専門法銀行規則第2の本第1項において準用する専門法銀行規
則第2条第1項の規定により専門の銀行を看守するときは、「専門
法銀行規則の目録」の欄に、当該書類の書類名を記載し、その次に「提
用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によることときは当該
書類が提出される手続の種別(開港場に係るものに
あっては、開港場登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第
2項の規定によるときは当該書類が提出された手続に係る事件
の表示(開港場に係るものにあっては、開港場登録番号、書類名
及びその提出日)を記載する。
- 14 訂正をしたときは、なるべく右の空白に訂正字数を書いて用
を押す。
- 15 とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじ
る。

特許庁長官		職	(令和 年 月 日)
1	商標登録番号		
2	登録の目的		
3	申請人		
4	代理人 住所 (里所) 氏名 (名前)	④	
5	添付書類の目録		
<p>(1) 団体商標の部種登録に差しりようとする旨を記載した書面 1通</p> <p>(2) 商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書 1通</p> <p>(3) () 1通</p> <p>〔備考〕 1 「登録の目的」の欄には、「変更登録による団体商標の消滅登録への変更」と記載する。 2 「住所(里所)」は、何県、何都、何村、大字町、字町、何番地、何号のように詳しく記載する。 3 その他は、附則様式第1の備考1から9まで、6、7及び9による最終の申請から15までと同様とする。この場合において、附則様式第1の</p>			

別則様式第2 (附則第2条関係) (平成26年令1...改正)
商標権の変更登録申請書
〔平成26年5月15日施行〕

備考7及び8中「商標登録出願人」とあるのは「申請人」と読
み替えるものとする。

附則様式第3 (附則第3条関係) (平成26年4月・令和元年4月改定)
 ■(印)・(押印)

【書類名】商更第登録料納付書
 【提出日】令和元年 月 日
 【あて先】毎刊長官
 【出願番号】
 【登録番号】
 【更新登録出願人】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付の表示】

(円)

ここに捺印紙をはり付けること

〔備考〕
 1 用紙は、日本産業規格A4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがはじまらず、文字が読み通らないものを綴表にさことし、用紙には不要な文書、記号、枠線、けい頭等を記載しない。

2 文字は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び丁度各々2cmをとるものとし、原則としてその左右についてねぎ々2.3cmを越えないものとする。
 3 書き方は左揃書き。一行は30字程度とし、各行との間隔は少なくとも4mm以上とし、1ページに2行以内とする。
 4 用紙等により、黒色で、明りよくかつ容易に読み取ることができないように書く。また、半角文並びに「[L]」、「J」、「▲▼」は用いてはならない（欄名の直後に「[L]」及び「J」を用いるときは除く）。
 5 「[出願番号]」の欄には、平成何年商標更新登録願同号のよう、商標登録出願の番号を記載する。
 6 「[識別番号]」は、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは、「[識別番号]」の欄は設けるには及ばない。
 7 「[住所又は居所]」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何通りのように詳し記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「[住所又は居所]」の欄は設けるには及ばない。

8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「氏名又は名称」の上に「[アリガト]」の欄を設けて、なるべく片仮名又は筆名を付ける。

9 「[納付者]」の「[氏名又は名称]」は、法人であっては、名

別用[様式第4]「[附則第3条掲示]」(引:「[運送令付・今元規制令付・新規制令付]」)

差分:「[運送令付・新規制令付]」→「[運送令付・新規制令付]」

【書類名】申請更新登録料納付書
【提出日】令和年月日
【あて先】特許庁長官
【出願番号】
【開票登録番号】
【更新登録出願人】
【氏名又は名称】
【紹介者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【表示の表示】
【資料の表示】
【予約台帳番号】

【交付金額】

〔備考〕

1 1行は30字をめどし、1ページは29行とする。

2 文字は、日本産業規格X0200号で定められている文字を用い

る。ただし、半角文字並びに「U」(日本産業規格X0208号)点

番号(以下「区点番号」という)1~58)、「J」(区点番号1~

~39)、「▲」(区点番号2~5)及び「▼」(区点番号2~7)及

び用いてはならない。(署名前後に「U」(区点番号1~58)及

び「▲」(区点番号1~59)を、又は置き換えた文字の後に

「▲」(区点番号2~5)及び「▼」(区点番号2~7)を用い

るときを除く。)日本産業規格X0208号で定められている文字

以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X0208号で

定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮

名で記載し、その前に「▲」(区点番号2~5)、後ろに

「▼」(区点番号2~7)を付す。

3 「[出願番号]」の欄には、「平成XX年新規登録願件号」の

よう)に添付する。

4 識別番号の通知を受けたない者は、「[識別番

号]」の欄に該当するに及ばない。

5 「[住所又は居所]」は、何處、何部、何付、大字町、字町、

何番地、何号によつて詳しく述べる。ただし、識別番号を記

載したときは、「[住所又は居所]」の欄は設けるには及ばな

い。

6 氏名又は名称読み方が難解であるとき又は読みがやさしい

ものであるときは、「[氏名又は名称]」の上に「[アリガトナ]

の欄を設けて、なるべく片読みを盛り名を付ける。

7 「[紹介者]」の欄の「[氏名又は名称]」は、法人にあって

は、名前を記録し、「[氏名又は名称]」の次に「[代表者]」の

欄を設けて、その紹介者の氏名を記録する。

8 「[紹介者]」の次の「[氏名又は名称]」(法人にあっては、

「[代表者]」)の次に、「[識別番号]」の欄を設けて、紹介者の

名前を記録する。

9 日本に営業所を有する外國法、であって、日本法における代表

者が手続を行ふときは、「[氏名又は名称]」の次に「[営業

所]」の欄を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「[代

表者]」の欄を設けて、法人名と記録する。

10 「[更新登録出願人]」又は「[紹介者]」の欄を記録すべき者

が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設け

て記録する。

【更新登録出願人】

【更新登録出願人】

【紹介者】

【紹介者】

【住所又は居所】

【氏名又は名柄】

【納付番号】

【住友文書番号】

11

「〔納付の表示〕」の欄には、「分類納付」と記載する。
〔登録料表示〕の欄は、〔子納付番号〕には子納台
帳の番号を、〔納付金額〕にて見込額から納付額充てる登録
料の額（円、「.」等を付さず、アラビア数字のみで表示する
こと。）を記載する。

別冊株式会社 第5号
〔昭和3年3月発行〕
書籍名：商賈更新錄資料の付書
〔発行年月日〕 年月日
〔著者名〕 井口一郎
〔出版社名〕 倉吉市長官
〔出版部番号〕 未記載
〔著者登録番号〕 未記載
〔著者登録個人〕 未記載
〔氏名又は筆名〕 未記載
〔勘定印〕 未記載
〔住所又は居所〕 未記載
〔氏名又は筆名〕 未記載

- 1 用紙は、日本産業規格 A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにれまず、文字が透き合わないものを使長くして用い、紙には墨的な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 自由体、少なくとも用紙の上に6mm、左右及び下に各々2mmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを離れないものとする。
- 3 書き方針は左横書き、一行30字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ヘシジル印の大きさとする。また、4mm以上をとり、1ヘシジル印の印の大きさで、タイプ用書体により、10点ゴシックで12mm印の印の大きさとする。また、半角文字並びに[□]、[○]、[▲]及び[◆]は用いてはならない（略名の前後に[□]及び[○]）を用いるときを除く。）
- 4 「[出版権表示]」の欄には、「平成何年商標更新登録権第何号」のように商標登録局開設更新登録出願登録番号を記載する。6 業務用番号の記載を受けていない者については、「[登録別番号]」の欄に記載するには及ばない。

は、名称を記載し、「[氏名又は名前]」の次に「[代表者]」の欄を設けて、その代わりに「[氏名又は名前]」を記載し、代筆者の印を捺す。

11. 日本に營業場所を有する外國の法人を記載し、代筆者の印を捺す。

者が手續を行うときは、「[氏名又は名前]」の次に「[營業所]」の欄を設けて、營業所の所在地を記載し、その次に「[代理人]」の欄を設けて、當業所の所長を記載し、

表者1の欄を設けてものとする。

12. 「[更新登録出願人]」又は「[附帯者]」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】
〔氏名又は名前〕
【更新登録出願人】
〔氏名又は名前〕

14 「[登録料の表示]」の欄、「[丁字船形底番号]」には見込番から納付に充てる登録料の番号を、「[船形番号]」には見込番から納付に充てる登録料のみで表示すること。」を記載する。

【紹介の表示】
【登録料の表示】
【子納台帳番号】

7 「[生所又居所]」は、何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳く記載する。ただし、謫居番号を記載したときは、「[生所又居所]」の欄に記入するには及ばない。

【納付者】
〔識別番号〕
〔住所又は居所〕

別則様式第6 (附則第4条関係) (平成26年3月26日施行)
〔登録者名：セイ・メイ・ヨミ〕
〔登録番号：登録番号に係る登録者登録番號〕

〔提出日〕 令和 年 月 日

〔あて先〕 本部長官 殿
〔商標登録の登録番号〕

〔更新登録出願人〕

附 則 (平成九年五月二九日通商産業省令第八八号) 抄

(施行期日)
第一条 一の省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年一月一七日通商産業省令第一一七号)

(施行期日)
第一条 一の省令は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)
第二条 一の省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(証拠調べの調書の記載に代わる録音データ等への記録に関する経過措置)
第三条 特許法施行規則第五十七条の六（証拠調べの調書の記載に代わる録音データ等への記録（同規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則又は商標法施行規則において準用する場合を含む）の規定は、この省令の施行前にされた証人等の陳述については、適用しない。）

附 則 (平成一〇年一月八日通商産業省令第一号) 抄

(施行期日)
第一条 一の省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)
第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(重複登録商標に関する経過措置)
第四条 商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十二条第一項の規定による重複登録商標に係る存続期間の更新登録の出願をする者又は同附則第十七条第一項の規定による商標権の存続期間の更新登録の無効審判の請求をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

附 則 (平成一〇年一一月一八日通商産業省令第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 一の省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号)
一の省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一六日通商産業省令第一九号)
一の省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一一月二八日通商産業省令第一三一号)
(施行期日)
第一条 一の省令は、平成十二年一月一日から施行する。

(商標法施行規則の改正に伴う経過措置)
第七条 平成十二年一日前にされた商標登録出願若しくは防護標章登録出願（平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一条第五項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請に係る手続（平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附则第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五

条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判が特許庁に係属する場合にするものを除く。）については、第四条の規定による改正前の商標法施行規則の規定（同規則第二十二条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第八条 平成十二年一月一日前に請求された商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判の手続については、第四条の規定による改正前の商標法施行規則の規定（同規則第二十二条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成一二年二月七日通商産業省令第一〇号）

この省令は、標準の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日（平成十二年三月十四日）から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一一月一〇日通商産業省令第三五七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月一〇日通商産業省令第二〇二号）

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年七月一九日経済産業省令第九一号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月一三日経済産業省令第一一三号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

附 則（平成一五年六月六日経済産業省令第七二号）抄

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。
附 則（平成一五年九月一〇日経済産業省令第一一〇一号）
 この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四五一号）抄

（施行期日）
 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。
附 則（平成一六年三月二日経済産業省令第一一八号）抄
 （施行期日）
 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。
附 則（平成一六年三月二日経済産業省令第一一八号）抄
 （施行期日）
 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附 則（平成一六年六月四日経済産業省令第六九号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日経済産業省令第三〇号）
 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号）
 この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附 則（平成一七年一一月一二日経済産業省令第一一八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月一五日経済産業省令第七号）
 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月二七日経済産業省令第九五号）
 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号）抄
 この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、別表第三十五類の項下欄第十二号の次に十九号を加える改正規定は、意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（係属中の商標登録出願等に係る経過措置）
 この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号）抄
 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（施行期日）
 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月一八日経済産業省令第六八号）
 この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

（施行期日）
 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号）抄
 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二一年六月二六日経済産業省令第三七号）抄
 この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（施行期日）
 この省令は、平成二三年一二月五日経済産業省令第六六号）抄
 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（係属中の商標登録出願等に係る経過措置）
 この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二三年一二月五日経済産業省令第六六号）抄
 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（施行期日）
 この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（施行期日）
 この省令は、平成二三年一二月五日経済産業省令第六六号）抄
 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（施行期日）
 この省令は、平成二三年一二月五日絏済産業省令第六六号）抄
 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（令和三年六月一六日経済産業省令第五二号）

この省令は、公布日から施行する。

附 則（令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（令和三年十月一日）から施行する。

附 則（令和三年一二月一五日経済産業省令第八二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年四月一日経済産業省令第四〇号）

この省令は、令和四年六月一日から施行する。

附 則（令和四年九月二六日経済産業省令第七五号）抄

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の

施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年一二月一五日経済産業省令第一〇〇号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

附 則（令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月一三日経済産業省令第一〇〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月八日経済産業省令第五四号）

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一二月八日経済産業省令第五八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

様式第1（第1条関係）

様式第1（第1条関係）（平7通産令6・追加、平8通産令79・平10通産令87・令元経産令1・

令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

ぶどう酒又は蒸留酒の産地指定申請書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 ぶどう酒又は蒸留酒の产地

2 ぶどう酒又は蒸留酒の種類

3 ぶどう酒又は蒸留酒の产地を表示する標章

4 申請人

住所（居所）

氏名（名称）

5 添付書類の目録

(1) 定款又はこれに準ずるもの

1通

(2) ぶどう酒又は蒸留酒の品質等を説明する書類

1通

(3) ぶどう酒又は蒸留酒の产地を表示する標章の使用の事実を示す書類

1通

(4) ()

通)

【備考】

1 用紙は、日本産業規格A4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい絆等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmをとる。

3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りように、かつ、容易に消すことができないように書く。

4 「ぶどう酒又は蒸留酒の产地」の欄には、商標法第4条第1項第17号に規定する特許庁長官の指定を受けようとするぶどう酒又は蒸留酒（以下「ぶどう酒等」という）の产地を何県、何都、何村のように記載する。当該产地の読み方が難解であるとき又は読み難りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。

5 「ぶどう酒又は蒸留酒の種類」の欄には、原則として、日本標準商品分類により、「ぶどう酒」「しょうちゅう」のようにぶどう酒等の商品名を記載する。

6 「ぶどう酒又は蒸留酒の产地を表示する標章」の欄には、指定を受けようとする产地において製造するぶどう酒等に使用している产地の表示を記載す

- る。
- 7 「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
 - 8 「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のよう記載する。
 - 9 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
 - 10 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
 - 11 訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。
 - 12 とじ方はなるべく左とじし、表易に難脱しないようにとじる。
 - 13 「ぶどう酒又は熟成酒の品質等を説明する書類」は、ぶどう酒等の確立した品質、社会的評価その他の当該ぶどう酒等の特徴を説明する書類とする。
 - 14 「ぶどう酒又は熟成酒の産地を表示する標章の使用の事実を示す書類」は、標章が付されたぶどう酒等を撮影した写真、標章が付されたぶどう酒等が掲載されたパンフレット又はカタログ、標章が付されたぶどう酒等が掲載された広告その他の標章の使用の事実を示す資料とする。

様式第2（第2条関係）
 【書類名】商標登録願
 （整理番号）
 （提出日）令和 年 月 日
 【あて先】特許庁長官 殿
 【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
 【第 類】
 【指定商品（指定役務）】
 【商標登録出願人】
 （識別番号）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （固有籍・地図）
 【代理人】
 （識別番号）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （手数料の表示）
 （予納台帳番号）
 （納付金額）
 【提出物件の目録】
 【物件名】

〔参考〕

1 用紙は、日本産業規格A4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透けて通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

3 書き方は左横書き、1行で26字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。

4 文字は、10ポイントから20ポイントまでの大きさで、タイポ面書等により、黒色で、明りようにかかる容易にすこしがわきないように書く。また、半角文字並びに「[]」、「[▲]及び[▼]」は用いてはならない（欄の前後に「[]」及び「[]」を並べるときは又は商標登録を受けようとする商標を記載する（以下「商標記載欄」という。）の間に記載するときを除く。）。

5 特許紙をはさむときは、左上の余白には現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する者（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付印（以下「納付印」という。）によることは、「[手数料の表示]」の欄の「[手納付帳番号]」を「[納付印番号]」とし、納付印番号を記載し、歳入徵收官事務規則昭和27年大蔵省令第41号。以下「事務規程」という。）別紙第1号の12項の納付印済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第11号。以下「特例法施行規則」という。）第4条の9項の1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によることは、「[請求料の表示]」の欄の「[手納付帳番号]」を「[納付印番号]」とし、納付印番号を記載する。この場合において、「[手納付帳番号]」の欄は記載するには及ばない。

6 「[整理番号]」の欄には、ローマ字（大文字で記入する。）、アラビア数字若しくは「一」又はそれらの組み合せせからなる記号であつて、10字以下のものとなるべく記載する。

7 「[商標登録を受けようとする商標]」の欄には、次の要領に依り記載する。

イ 「商標登録を受けようとする商標」は、商標記載欄の中に記載する。この場合において欄の1ページ目に、必要な商標記載欄を設けることができる。現金により手数料を納付した場合において、特に必要があるときは、「[商標登録を受けようとする商標]」の欄に「[別紙のとおり]」と記載し、次ページに「[商標登録を受けようとする商標]」の欄を設け、その欄の次に商標記載欄を設けて記載する。

ロ 「商標記載欄」の大きさは、8cm平方とする。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさとすることができる。

ハ 「商標登録を受けようとする商標」を顧客に直接記載するときは、枠線により商標記載欄を設けて記載する。

ニ 「商標登録を受けようとする商標を記載した書面を顧客には付けて記載するときは、口に規定する大きさの用紙を用いるものとし、その用紙を商標記載欄とする。この場合において、商標記載欄をまず枠線で記載してはならず、用紙の上に、顧客の書類の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように用紙の全面性はり付ける。

ホ 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によって記載する場合は、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、「[商標登録を受けようとする商標]」の欄に「[別紙のとおり]」と記載し、別の日本産業規格A4番の大きさの用紙（原則として一枚）の「[商標登録を受けようとする商標]」の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ヘ 各商標について商標登録を受けようとする場合であつて、特に必要があるときは、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、「[商標登録を受けようとする商標]」の欄には、「[別紙のとおり]」と記載し、別の日本産業規格A4番の大きさの用紙（原則として一枚）に「[商標登録を受けようとする商標]」の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ト 商標記載欄には、別段の定めがある場合を除き、除影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号、又は文字、その他の商標を構成しない線、符号、图形又は文字を記載してはならない。

チ 携き方は、墨墨、容易に変色若しくは退色しない紙の用紙ではなく、容易に消すことができないように記載することと、鉛筆、インキ、クレヨン又はカーボンペーパーを使用してはならない。また、ハラフィン紙その他の表示文字、图形等が書類に付属する用紙に記載してもならない。

リ 「商標登録を受けようとする商標」は、別段の定めがある場合を除き、写真、青写真又ははり合せたものによつて記載してはならない。

ヌ 活字により商標を表示するとき（「ソ及びツに該当する場合を除く。）は、見やすい大きさの活字（原則として20ポイントから22ポイントまで）を用いる。

ル 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によって記載するときは、各写真は各写真を同一紙面で記載し、各図又是各写真の間に十分な余白を設ける。この場合において、各図又是各写真的内容を説明するため必要な時は又は写真的番号を記載することができる。この場合は、当該番号の記載が商標を構成する要素ではない旨を「[商標の詳細な説明]」の欄に記載する。

ヲ 「標準文字のみによつて商標登録を受けようとする商標」は、特許庁長官の決定するところに従い、黒色で、かつ、大きさ及び書体が同一の活字等（大きさは10ポイント以上とする。）を用いて、一行横書きで記載する。

ワ 「動き商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化（商標に係る文字、图形、記号若しくは立體的形狀若しくはこれらとの結合又はこれらと色彩との結合の移動を含む。以下同じ。）の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の状態が特定されるのかを「[商標の詳細な説明]」の欄に記載する。

カ 「ホログラム商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の変化の前後の状態を特定するための指示線、符号又は文字を記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように商標の変化の前後の状態が特定されるのかを「[商標の詳細な説明]」の欄に記載する。

ゴ 「第4条の2号の規定により立体商標を図又は写真によつて記載するときは、商標登録を受けようとする立体的形狀（文字、图形、記号若しくは色彩又はこれらとの結合との結合を含む。）及び商標を構成しない他の部分を表示するための線、点、その他のものを記載することができます。この場合は、当該記載によりどのように当該立体的形狀が特定されるのかを「[商標の詳細な説明]」の欄に記載する。

タ 「第4条の第1号の規定により色彩のみからなる商標を図又は写真によつて記載するときは、なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によつて記載する。

27 商標登録出願人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者は(法人に限る)のときは、「(備考26に該当するときを除く)」は、「[氏名又は名称]」(名称の記載を記載する場合にあつては、「[氏名又は名称原語表記]」)の次に「[営業所]」の欄を設けて、営業所の所在地の国、地名を記載する。

28 「[国籍・地域]」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「[住所又は居所]」の欄に記載した国、地域(特許法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域)と同一であるときは、「[国籍・地域]」の欄は設けて、[営業所]の所在地の国、地名を記載する。

29 代理人が弁理士のときは、「[住所又は居所]」の次に「[弁理士]」と記載し、弁護士のときは、「[弁護士]」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法務弁護士共同法人のときは、「[代表者の次に]【特許関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

30 代理人が出願人の全権を代理しないときは、「[代理人]」の欄の「[氏名又は名称]」(代理人が法人にあつては、「[代表者]」)の次に「[特許関係の特記事項]」の欄を設けて、「商標登録出願人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法務弁護士共同法人の場合は、「[代表者の次に]【特許関係の特記事項】」の欄に、「商標登録出願人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を改めて記載する。

31 代理人によるときは、あつて本人が法人の場合にあつては、「[代表者]」の欄に記載不要とし、代理人によらないときは、「[代理人]」の欄に記載には及ばない。

32 「[商標登録出願人]」又は「[代理人]」の欄に記載すべき者が1人以上あるときは、次のようく欄を繰り返しあげて記載する。この場合において、第22条第2項において準用する特許法施行規則第2条第2項の規定により商標登録出願人の権利について持分を記載するときは、「[商標登録出願人]」の次に「[持分]」の欄を設け、「○○」のように分數で記載し、商標登録出願人に係る代表者決定の届出を出願と同時にあつたとき、代表者として選定される商標登録出願人を第一番目の「[商標登録出願人]」の欄に記載し、「[商標登録出願人]」(商標登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「[持分]」の次に「[代表出願人]」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成2年法律第30号、第33条第1項)第3条の規定による有限責任組合契約又は民法第607条第1項に規定する組合契約に係る者は、個人に基づくものであるときは、「[手数料の表示]」の欄に次に「[その他]」の欄を設けて、例へば、投資事業有限責任組合契約に係る者は、「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合契約の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第607条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【商標登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【商標登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

33 代理人の選任の届出を出願と同時にあつたときは、「[代理人]」の欄の次に「[選任した代理人]」の欄を設けて、選任した代理人の「[識別番号]」、「[住所又は居所]」及び「[氏名又は名称]」を記載する。また、「[選任した代理人]」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

34 「[手数料の表示]」の欄は、特許法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号、以下「特例法」という。)第10条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「[子納付額番号]」には子納付額の番号を、「[納付金額]」には手納付額の額(円)、「...」等を付す。アラビア数字のみで表示すること。以上にこの様式において同じ。商標法第16条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、特例法施行規則第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「[子納付額番号]」を「[特例法第6項ただし書]」の欄に記載し、「[納付金額]」には納付すべての手数料の額を記載する。特例法第16条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、「[子納付額番号]」を「[指定立替納付]」とし、「[納付金額]」には納付すべての手数料の額を記載する。

35 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国外の者の共に係る出願であつて、国外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「[代理人]」の欄の次に「[持分の割合]」の欄を設けて「○○」のように国外のすべての者の持分の割合を記載する。

36 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により商標法第36条において准用する特許法第16条第2項の定め又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「[手数料の表示]」の欄の次に「[その他]」の欄を設けて、その旨を記載する。

37 商標法第68条の32第1項及び同法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「[手数料の表示]」の欄の次に「[その他]」の欄を設けて、その旨及び認定書第6条4項の規定により取り消された又は認定書第15条61項の規定による認定書の発給に係る国際登録の番号を記載する。この場合において、当該登録番号が事後指定期に係るものであるときは、事後指定期が国際登録簿に記載された日を記載する。(備考36において特許法第7条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載したときは、その記載の次に行うを改めて記載する。)

38 第9条の規定により、商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする旨を簡便に記載してその旨を記載した書類の提出を省略するときは、「[整理番号]」の欄の次に「[特許事項]」の欄を設けて、「[商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願]」と記載する。

39 第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条の第3項の規定によりパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張をかる旨を簡便に記載してその旨を記載した書類の提出を省略するときは、「[代理人]」の欄の次に「[パリ条約による優先権等の主張]」の欄を

設け、その欄に「[国・地域名]」及び「[出願日]」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「[出願日]」の次に「[出願番号]」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【(ハ)条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【(ハ)条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

40 「[提出日] 令和 年 月 日」には、なるべく提出する日を記載する。
41 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

42 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

43 どじ方はなるべく左ひじとじし、容易に分離し、とじ直すことができるよう例えばボッチキ

ス等を用いてはじる。

44 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「[提出物件の目録]」の欄に「[物件名]」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「[援用の表示]」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（商標権に係るものについては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（商標権に係るものについては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「[提出物件の目録]」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

45 商標法第4条第1項第9号に規定する博覧会の賞を受けた者が、商標の一部としてその賞と同一又は類似する標章の使用をする商標について商標登録を受けようとする場合において、その賞を受けたことを証明する書面を添付するときは、「[提出物件の目録]」の欄に「[物件名]」を設けて、「○○博覧会○○賞を受けたことを証明する書面」のように記載する。

46 商標法第5条第4項の規定により経済産業省令で定める物件を添付するときは、「[提出物件の目録]」の欄に「[物件名]」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載する。

様式第3 (第2条関係) (平11通産令133・企改・平18通産令7・平51通産令12・令元通産令1・ 一部改正)

【書類名】 団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品 (指定役務)】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

(【住所又は居所】)

(【氏名又は名称】)

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

(【住所又は居所】)

(【氏名又は名称】)

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面

1

【備考】

1 「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」は、登記事項証明書等とする。

2 その他は、様式第2の備考と同様とする。

様式第3の2 (第2条関係) (平18年商令7・追加、平31年商令12・令元年商令1・一部改正)

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 項】

【指定商品 (指定役務)】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

(【住所又は居所】)

(【氏名又は名称】)

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

(【住所又は居所】)

(【氏名又は名称】)

(【手数料の表示】)

(【手納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類 1

【備考】

1 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄には、次の要領により記載する。

イ 【指定商品 (指定役務)】は、商品 (役務) の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもつて記載する。地域の名称と商品 (役務)との関係を、例えば、次のように記載する。

① 地域の名称が商品の产地であれば、「○○(地域の名称) 産の○○(商品名)」と記載する。

② 地域の名称が商品の主要な原材料の产地であれば、「○○(地域の名称) 産の○○(原材料名) を主要な原材料とする○○(商品名)」と記載する。

③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「○○(地域の名称) に由来する製法により生産された○○(商品名)」と記載する。

④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「○○(地域の名称) における○○(役務名)」と記載する。

ロ 指定商品 (指定役務) を具体的に説明する必要があるときは、説明書に、「指定商品 (指定役務) の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、效能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途その他の必要な説明を記載する。この場合において、【提出物件の目録】の欄に「【物件名】」の欄を設けて「指定商品 (指定役務) の説明書」と記載する。

ハ 2 以上の商品 (役務) を指定する場合は、それぞれの指定商品 (指定役務) の区切りにコンマ (,) を付さなければならぬ。

ニ 商品及び役務の区分があり上ある場合は、区分の番号欄に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品 (指定役務) を次のように、繰り返して記載する。

【第 項】

【指定商品 (指定役務)】

【第 項】

【指定商品 (指定役務)】

2 「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書類」は、登記事項証明書等及び同項の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しとする。この場合において、当該写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄(【代表者】の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することができる。

3 「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品 (役務) との密接な関連性を示す新聞、雑誌、書籍等の記事若しくはパンフレット、カタログ、広告又は商品 (役務) に関する商標の使用規則等とする。

4 商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使

用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、当該書類を添付する。

5 その他は、様式第2の備考と同様とする。

様式第4（第2条関係）（平11通産令132・全改、平27通産令6・平31通産令12・令元通産令1・
一部改正）

【登録名】 商標登録願

【登録番号】

【特記事項】 商標法第10条第1項の規定による商標登録出願

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 【原出願の表示】の欄の【出願番号】には、「商標〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの商標登録出

願の年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の商標登録願」のようにもとの商標登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの商標登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。

2 商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護商標登録出願をするときは、「【審査名】」の欄を「防護商標登録願」とし、【特記事項】の欄を「商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護商標登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護商標登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護商標登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護商標登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を加え、当該登録番号を記載する。

3 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】
【包括委任状番号】

4 その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、商標法第68条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による防護商標登録出願をする場合であって、もとの防護商標登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

様式第5 (第二条関係) (平11通産令132・全改、平18通産令7・平23通産令73、平27通産令6、平31通産令12、令元通産令1・一部改正)

【書類名】 商標登録願
【整理番号】
【特記事項】 商標法第11条第1項の規定による商標登録出願
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第一類】
【指定商品 (指定役務)】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき事項が原出願の願書に記載した事項と同じであるときは、「【指定商品又は指

定役務並びに商品及び役務の区分】の次に【授用の表示】の欄を設け「原出願と同じ」と記載する。

2 通常の商標登録出願に変更するときは、【特記事項】の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」と記載する。

3 団体商標の商標登録出願に変更するときは、【書類名】の欄に「団体商標登録願」と、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。

4 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。

5 第8条の規定により商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明の記載を省略するときは、「【商標登録を受けようとする商標】」及び「【商標の詳細な説明】」の欄にそれぞれ【授用の表示】の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。同条の規定により商標法第5条第4項の物件の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「商標法第5条第4項の物件」と記載し、その次に【授用の表示】の欄を設け「変更を要しないため省略する。」と記載する。第22条第8項において準用する意匠法施行規則第9条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に【授用の表示】の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【授用の表示】

【物件名】

【授用の表示】

6 その他は、株式第2の備考、株式第3の備考1、株式第3の2の備考1から4まで並びに株式第4の備考1及び3と同様とする。

様式第6 (第二条関係) (平11通産令132・全改、平18通産令6・平20通産令6・平27通産令6・平31通産令6・令元通産令6・一部改正)

【書類名】 商標登録願

(整理番号)

【特記事項】 商標法第12条第1項の規定による商標登録出願

(提出日) 令和 年 月 日

(あて先) 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第類】

【指定商品 (指定役務)】

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【商標登録出願人】

(識別番号)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(国籍・地域)

【代理人】

(識別番号)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(手数料の表示)

(予納台帳番号)

(納付金額)

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 団体商標の商標登録出願に変更するときは、【書類名】の欄に「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する

- る書類を添付する。
- 2 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「[書類名]」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書類及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。
- 3 防護標章登録出願に変更するときは、「[書類名]」の欄に「防護標章登録願」と記載し、「[特記事項]」の欄に「商標法第12条第1項の規定による商標登録出願」を「商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、「[商標登録を受けようとする商標]」を「[防護標章登録を受けようとする標章]」とし、「[商標登録出願人]」を「[防護標章登録出願人]」とし、「[原出願の表示]」の欄の次に「[防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号]」の欄を設けて、当該登録番号を記載する。
- 4 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1から4まで、様式第4の備考1及び3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。また、もとの防護標章登録出願に係る標章の詳細な説明が英語によつて記載したものである場合は、商標の詳細な説明の記載は、日本語でしなければならない。

様式第7（第2条関係）（平11通産令132・全改、平12通産令10・平27通産令6・平31通産令12・令元通産令11一部改正）

【書類名】防護標章登録願
【整理番号】
【提出日】令和 年 月 日
【あて先】特許庁長官 殿
【防護標章登録を受けようとする標章】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 種】

【指定商品（指定役務）】

【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】

【防護標章登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 「[防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号]」には、防護標章登録出願に係る商標登録の番号を「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標である場合は、「[手数料の表示]」の欄の次に「[その他]」の欄を設けて、「防護標章登録に係る商標登録は国際登録に基づく商標である。」と記載する。

2 その他は、様式第2の備考と同様とする。この場合において、防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

様式第8（第2条関係）
（平11通産令132・改、平23通産令72・平31通産令12・令元経産令1・
一部改正）

【書類名】防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願

（監理番号）

【提出日】令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

【防護標章登録の登録番号】

【更新登録出願人】

（識別番号）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（国籍・地域）

【代理人】

（識別番号）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（手数料の表示）

（予納台帳番号）

（納付金額）

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 防護標章登録に基づく権利に係る商品及び役務の区分の数を減じて存続期間の更新登録の出願をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄の次に「【商品及び役務の区分】」の欄を設けて、更新登録を求める商品及び役務の区分のみを次のように記載する。

【商品及び役務の区分】

【第一類】

【第二類】

2 商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第65条の3第3項の規定による防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と記載する。

3 その他は、様式第2の備考及び様式第4の備考3と同様とする。

様式第9 (第2条関係) (平11年通令132・全改、平15年通令72・平18年通令7・平27年通令6・平31年通令12・令元年通令1・一部改正)

【書類名】商標登録願

(【監理番号】)

【特記事項】商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項

に規定する商標登録出願

(【提出日】令和 年 月 日)

【あて先】特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第類】

【指定商品(指定役務)】

【原出願の表示】

【出願番号】

【手続補正書提出日】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

(【住所又は居所】)

(【氏名又は名称】)

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

(【住所又は居所】)

(【氏名又は名称】)

【手数料の表示】

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき

事項が原出願の願書に記載した事項と同じであるときは、「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の欄の次に「【授用の表示】」の欄を設けて「原出願と同じ」と記載し、商標法第16条の2(同法第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定により却下された補正による補正後のものと同じであるときは「令和何年何月何日にした補正による補正後と同じ」のように記載する。

2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「南願〇〇〇〇～〇〇〇〇〇〇」、【手続補正書提出日】には、「令和何年何月何日」のようにもとの商標(防護標章)登録出願の番号及び商標法第16条の2(同法第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。

3 団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」の欄に「団体商標登録願」と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。

4 地域団体商標の商標登録出願をするときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。

5 商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願をするときは、「【書類名】」を「防護標章登録願」とし、【特記事項】の欄の「商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する商標登録出願」を「商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「防護標章登録を受けようとする標章」とし、「【商標登録出願人】」を「防護標章登録出願人」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を加える。

6 その他は、様式第2の備考、様式第3の備考1、様式第3の2備考1から4まで、様式第4の備考3並びに様式第5の備考5と同様とする。この場合において、商標法第68条第2項において準用する同法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する防護標章登録出願をするときは、当該防護標章登録出願に係る商標登録が国際登録に基づく商標権であつて、その商標の詳細な説明が英語によつて記載したものであるときは、標章の詳細な説明の記載は、英語でしなければならない。

様式第9の2（第4条の8関係）（平27年令6・全改、令元経令1・令2年令92・一部改）

【書類名】商標法第5条第4項の物件提出書（国際商標登録出願）

【提出日】令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

（特許庁審判長 殿）

（特許庁審査官 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

〔備考〕

1 「あて先」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合特許庁長官とする。

2 「【出願番号】」には、「国際登録第○○○○○○○○号」又は「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○○号」のように記載する。

3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

4 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、21、23、29から31まで及び40から43までと同様とする。

様式第10（第5条関係）（平11令通産令132・全改、平12令通産令10・平27令通産令6・令元令通産令1・令2種類令6・一部改正）

【書類名】手続補完書
【提出日】令和 年 月 日
【あて先】特許庁長官 殿
【事件の表示】

【出願番号】
【商標登録出願人】

【(識別番号)】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【代理人】
【(識別番号)】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【発送番号】
【手続補完1】
【補完の内容】
【備考】

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇一〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 3 防護標章登録について手続の補完をするときは、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とする。
- 4 「【商標登録出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【商標登録出願人】

【(識別番号)】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【商標登録出願人】

【(識別番号)】

【住所又は居所】
【氏名又は名称】

- 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【(識別番号)】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【代理人】

【(識別番号)】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

- 6 「【手続補完1】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。

イ 商標登録を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「商標登録願を受けようとする商標」のように記載する。

ロ 商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【商標登録出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する商標登録出願人の氏名若しくは名称を記載する。

ハ 商標登録を受けようとする商標を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「商標登録を受けようとする商標」の欄及び商標記載欄を設け、商標登録を受けようとする商標を記載する。

二 指定商品又は指定役務を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」、「【第○類】」及び「【指定商品(指定役務)】」の欄を設け、区分及び指定商品又は指定役務を記載する。

- 7 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完1】
【補完の内容】

【手続補完2】
【補完の内容】

- 8 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29から31まで及び40から43までと同様とする。

様式第10の2 (第6条の2関係) (平19年産令28・追加、平27年産令6・令元年産令1・令2
種産令22・一部改正)

【書類名】出願時の特例証明書提出書

【提出日】令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】
〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書 1

【備考】

1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を
繰り返し設けて記載する。

【提出者】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29、31及び
40から44まで並びに様式第10の備考1、2及び5と同様とする。

様式第11 (第9条関係)

【書類名】出願人名義変更届

【提出日】令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【承認人】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔国籍・地図〕

【承認人代理人】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人代理人】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

〔手納付帳番号〕

〔納付手数料〕

【提出物件の目録】

〔物件名〕権利の承継を証明する書面 1

〔物件名〕()

【備考】

1 「【事件の表示】」の欄は、次の手順で記載する。

イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の後に「【出願番号】」の欄を設けて、当該出願の額面に記載した登録番号を記載する。

審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。た

だし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」の欄を「【審判請求日】」とし審判請求をした年月日を記載する。

2 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届(一般実績)」とする。この場合において、「【請求人】」及び「【請求人代理人】」の欄は設けるに及ばない。

3 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付額によるとときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔手納付帳番号〕」を「〔納付書番号〕」とし、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)の用紙によるものとし、納付書類によるとときは、「〔手

様式第1の3
様式第1の3
の3
(第9条の5関係)

様式第11の3 (第9条の5関係) (平11通産令132・追加、平12通産令10・旧様式第11の2
様式第1の3
の3
(第9条の5関係)

【書類名】意見書
【提出日】令和 年 月 日
【あて先】特許庁審査官 殿
（特許庁審判長 殿）

【事件の表示】
【出願番号】
【商標登録出願人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【発送番号】
【意見の内容】
【証拠方法】
【提出物件の目録】
【備考】

1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特
許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審
判長とする。

2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第
〇〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録さ
れた国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。

ロ 書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書
換〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番
号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を
記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号（書換登録申請に対する
審判にあつては、「【申請番号】」の欄に申請の番号）を記載する。

3 審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」とし、書換
登録申請については、「【書換登録申請者】」と記載する。

4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を
記載する。

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29から31
まで及び40から44まで並びに様式第10の備考2、4及び5と同様とする。

株式第12(第10条関係)

【書類名】商標権存続期間更新登録申請書

(提出日) 令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【更新登録申請人】

(識別番号)

(住所又は居所)

【氏名又は名称】

(郵便番号)

(【登録料の表示】)

(【手納台帳番号】)

(【送付金額】)

(【提出件の目録】)

(【備考】)

1. 用紙は、日本産業規格A4判4面(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インクがにじまず、文字が透き通らないものと規定にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2. 余白は、少なくとも用紙の上に6mm、左右及び下に各々2mmをとるものとし、原則としてその左右については各々2mmをとるものとする。

3. 文字の方針標示は、行は40字程度とし、1行一ノミで50行以内とする。

4. 文字は、10ptのントンから12ptのシナまでの大きさで、タイポの書體により、黒色で、明りように、かつ、容易に読むことができるようとし、また、半角文字記入に「[、]」、「[▲]」及び「▼」は用いてはならない(欄名の後)。

5. 特許印紙料はときは、左の余白にとるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第6項にしたがふときは、第41条第4項に規定する手数料を納付した場合は、「[特許印紙料の表示]」の欄の「〔予納台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、第40条第1項の規定による手数料に納付する場合は、「〔手納台帳番号〕」とし、手納番号を記載する。この場合において、「〔送付金額〕」の欄は記載してはいけない。

6. 商標権を有するときは、左の余白にとるものとし、商標権の各構成部分の枚数を記載して商標権の申請をするときは、「〔商標登録番号〕」の欄の次に「〔商品及び役務の区分〕」の欄を設けて、「第1類」、「第2類」のように、更新登録を求める商品及び役務の区分のみを記載する。

7. 「〔識別番号〕」は、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは、「〔〔識別番号〕〕」の欄は記載するにとどめない。ただし、登録料の納付に際し、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手数料に納付を行うとき、同規則第40条第5項の規定により口座振替による納付の申出を行いうとき又は同規則第40条第5項の規定により指定立替納付による納付の申出を行うときは、識別番号を記載しなければならない。

8. 「〔住所又は居所〕」は、州、県、市町村、大字町、字町、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「〔住所又は居所〕」の欄は記載するにはあればよい。

9. 氏名又は名称の読み方が複数であるとき又は読みやすいものであるときは、「〔氏名又は名称〕」の次に「〔フリガナ〕」の欄を設けて、なるべく読みやすくなる。

10. 「〔更新登録申請人〕」又は「〔代理人〕」の欄の「〔氏名又は名称〕」(法人にあつては、「〔代表者〕」)の次に、「〔電気番号〕」又は「〔ファクシミリ番号〕」の欄を設けて、更新登録申請人又は代理人の有する電話

又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

11. 「〔氏名又は名称〕」は、自然人があつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「〔氏名又は名称〕」の次に「〔代表者〕」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

12. 日本に執務所を有する外國人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「〔氏名又は名称〕」の次に「〔日本における執務所〕」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「〔代表者〕」の欄を設けるものとする。

13. 代理人が弁理士とのときは、「〔住所又は居所〕」の欄に「〔弁理士〕」と、弁理士のときは、「〔弁理士〕」と記載することができる。また、代理人が弁護士・外務官事務弁護士・共同代理人のときは、「〔代表者〕」の次に「〔代理關係の執務事項〕」の欄を設けて、業務を執行する社員は〇〇〇〇のよう事業を執行する社員の氏名を記載する。

14. 代理人によるべきである個人の法人の場合にあつては、「〔代表者〕」の欄は不要とし、代理人によらないときは「〔代理人〕」の欄は設けるにはあればよい。

15. 「〔更新登録申請人〕」又は「〔代理人〕」の欄の「〔氏名又は名称〕」(法人にあつては、「〔代表者〕」)の次に、「〔電気番号〕」又は「〔ファクシミリ番号〕」の欄を設けて、更新登録申請人又は代理人の有する電話

し設けて記載する。

【更新登録申請人】

(〔識別番号〕)

(【住所又は居所】)

【氏名又は名称】

【更新登録申請人】

(〔識別番号〕)

(【住所又は居所】)

【氏名又は名称】

【代理人】

(〔識別番号〕)

(【住所又は居所】)

【氏名又は名称】

【代理人】

(〔識別番号〕)

(【住所又は居所】)

【氏名又は名称】

16. 「〔〔提出日〕 令和 年 月 日〕」には、なるべく提出する日を記載する。

17. 「〔〔納付の表示〕〕」の欄には、商標法第41条の2第7項の規定により、登録料を分割して納付するときに限り、「〔分割納付〕」と記載する。

18. 「〔登録料の表示〕」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続による申出を行うときは、「〔手納台帳番号〕」には予納台帳の番号、「〔納付金額〕」には登録料の額(「円」、「万」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。商標法第40条第6項にだしあわせ若しくは第41条第4項にだしあわせの規定により、親会社により登録料を納付する場合にあつては、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「〔手納台帳番号〕」を「〔振替番号〕」とし、振替番号を記載し、「〔納付金額〕」には納付すべき登録料の額を記載する。商標法第40条第6項にだしあわせ若しくは第43条第4項にだしあわせの規定により、現金により登録料を納付する場合にあつては、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付による納付の申出を行うときは、「〔手納台帳番号〕」を「〔指定立替納付〕」とし、「〔納付金額〕」には納付すべき登録料の額を記載する。

19. 第18条第2項の規定により個人と国外以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「〔〔納付の表示〕〕」の欄の次に「〔持分の割合〕」の欄を設けて、「(○/○)」のように国内外のすべての者の持分の割合を記載する。

20. 申請書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。

21. 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

- 23 とじ方はなるべくとじし、容易に分離し、とじ直すことができるよう例えはホッチキス等を用いてとじる。
23 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「(1納付の表示)」(備考)に「該当する場合にあつては「特分の割合」)の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「商標法第21条第1項の規定による商標権の存続期間の更新登録の申請」と記載する。
24 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上上の包括委任状を採用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【包括委任状番号】
【包括委任状番号】

25 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【提出物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【使用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは採用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。

特許	商標登録異議申立書
(令和 年 月 日)	
(円)	
特許行政官 殿	
1 登録異議の申立てに係る商標登録の表示	
商標登録番号	
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分	
第 類	
指定商品(指定役務)	
2 商標登録異議申立て人	
(識別番号)	
住所(別添)	
(電話又はスマートフォン番号)	
氏名(本名)	
(国籍・地域)	
3 代理人	
(識別番号)	
住所(別添)	
(電話又はスマートフォン番号)	
氏名(本名)	
4 申立ての理由	
5 証拠方法	
6 書類の前に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾	
7 承認書類又は添付物件の目録	
(備考)	

1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定に係る申出を行うときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 予約台帳番号」の欄を設けて、予約台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項にしたる規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口頭納付による納付の申出を行ふときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 指定番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行ふときは、「商標登録異議申立て人の欄(代理人手数料を行う場合に「代理人」)」の欄に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「6 立替方方法」の欄の次に「6 立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けない者については、「(識別番号)」の欄に記載するには及ばない。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付時によるとき、事務規則第4号の(2)に基づく納付証(特許行政機関出先を含む)の用紙にはるものとし、納付書類に記載するときは、「(識別番号)」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設ける。
2 「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄の「商標登録番号」には、登録異議の申立てに係る商標登録が国際登録に基づく商標である場合は、「国際登録第○○○○○○○○号」のように国際登録の番号を記載し、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」に記載すべき商品及び役務の区分が2以上あるときは、次のようにならべ順に記載する。この場合において、1の商品及び役務の区分について、そのすべての指定商品又は指定役務について登録異議の申立てをするときは、当該商品及び役務の区分に統合して「全指定商品」又は「全指定役務」のように記載する。

様式第14(第13条関係) (平8通産令79・全改、平9通産令117・平10通産令87・平11通産令14

・平11通産令19・平11通産令132・今元通産令1・今2通産令32・一部改正)

意見書 (令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 黄錠番号

2 商標権者

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

3 代理人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

4 意見の内容

5 証拠方法

6添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 「黄錠番号」の欄には、「黄錠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇」のように登録異議の番号を記載する。

2 「氏名(名称)」は法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者の欄の次の欄(法人の法的性質)」の欄を設ける。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次の欄(法人の法的性質)の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国(法律に基づく法人)」又は法人でない社員等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社員(財団)」のよう

に当該法人等の法的性質を記載する。

3 「(国籍・地図)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地図)」の欄に記載するには及ばない。

4 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者の欄に不要」とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄に記載するには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士・共同法人の人ときは、「代表者」の欄の次の欄(代理關係の特記事項)の欄を設けて、「業務を執行する社員〇〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

5 登録異議の申立て前に証拠料金ための証拠費へが行われたときは、「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇—〇〇〇〇間違商標登録異議事件」のように証拠料金申立て件の表示を記載する。6 第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を採用するときは、「添付書類又は添付物件の目録に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を採用するときは、「包括各件番号」の欄を繰り返し設けて記載する。7 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「提出の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは提出される手続に係る書類の表示を、同条第2項の規定によるときは提出される当該証明書が提出された手続に係る事項の表示を記載する。8 「書類の副本に記載すべき事項の範囲の方針による提供に係る承認」の欄には、特例法第10条第2項による規定され10 「書類の副本に記載すべき事項の範囲の方針による提供に係る承認」の欄には、その旨を記載する。また、承認しない場合には、その旨及びその理由を記載する。11 「その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12までと同様とする。

様式第14の2 (第14条関係) (平11通産令132・追加、平12通産令10・平27経産令6・平31通産令12・令元経産令1・令2 経産令92・一部改正)

【書類名】審判請求書
【提出日】令和 年 月 日
【あて先】特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】
【審判の種別】

【商品及び役務の区分の数】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

【手数料の表示】

【手納台帳番号】

【納付金額】

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証據方法】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

1 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記載された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。書換登録申請について拒絶査定に対する審判を請求するときは「【出願番号】」の欄を「【申請番号】」とし「書換〇〇〇〇一〇〇〇〇〇〇」のように

書換登録申請の番号を記載する。また、「【審判の種別】」の欄には、「拒絶査定に対する審判事件」又は「補正の却下の決定に対する審判事件」のように審判の種別を記載する。

2 「【国籍・地域】」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域(特許法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域)と同一であるときは、「【国籍・地域】」の欄を設けるには及ばない。

3 「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄には、審判請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号となるべく記載する。

4 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあっては「【代表者】」)の次に「【代理關係の特記事項】」の欄を設けて、「【審判請求人〇〇の代理人】」のように記載する。

5 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【電話番号】

【ファクシミリ番号】

6 代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【電話番号】
【ファクシミリ番号】

【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【電話番号】
【ファクシミリ番号】

7 「請求の理由」の欄には、拒絶査定に対する審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 拒絶査定の要點」、「3. 立証の趣旨」、「4. 本願商標の登録されるべき理由」又は「5. むすび」のような欄を設けて記載する。補正の下での決定に対する審判事件を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 決定の理由の要點」、「3. 本願商標の説明と補正の説明」、「4. 要旨更に係る争点の説明」、「5. 補正の根拠及び要旨の変更ない旨の説明」又は「6. むすび」のように欄を設けて記載する。

8 【証拠方法】の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、専門事項並びに尋問に関する見込みの時間
ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、専門事項並びに尋問に関する見込みの時間
ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

9 その他は、様式第2の備考1から5まで、20から22まで、24、26、29から31まで、33から35まで及び40から44まで、様式第4の備考3並びに様式第10の備考5と同様とする。この場合において様式第2の備考35中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

様式第15の2（第16条関係）

- 【補正対象項目名】
【補正方法】
【補正の内容】
【手帳補正】
【補正対象書類名】
【補正対象項目名】
【補正方法】
【補正の内容】
- 13 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第4条第2項の表第1号の欄に記載する区画につき納付すべき手数料の額の特印紙はるきは、左上余白にはるものとし、その下に特印紙の額を括書きをして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特印紙によるときは、「〔手数料の表示〕」の「〔特印台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、当該納付番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付証（特許提出用）の欄の用紙にはるものとし、納付済によるとときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔特印台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔手数料の表示〕」の欄は記載しない。また、手数料の額を増加するときは、一の納付書式は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 14 「〔手数料の表示〕」の欄に、手数料の補正をする場合（備考13及び15に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。
- イ 特許法施行規則第40条第1項の規定により特例法第15条第1項の規定による申請による申出を行なうときは、「〔特許出願書類〕」には、「商標登録請求」、「商標登録請求書」、「出願人名義変更届」、「特許請求」のよう書類名を記載し、「〔手数料金額〕」には手数料の額を、「〔手数料の表示〕」の欄に「〔特印台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、当該納付番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付証（特許提出用）の欄の用紙にはものとし、納付済によるとときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔特印台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔手数料の表示〕」の欄は記載しない。
- ロ 商標法第4条第1項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により、口座振替による申出を行なうときは、「〔特正対象書類令〕」には、「商標登録請求」、「商標登録請求書」、「手帳登録請求」、「出願人名義変更届」、「商判請求」のよう書類名を記載し、「〔手数料金額〕」には手数料の額を、「〔手数料の表示〕」の欄に「〔特印台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載し、「〔特印台帳番号〕」には手数料の額を記載する。この場合において、「〔手数料の表示〕」の欄は記載しない。
- ハ 納付すべき不足手数料の額の特印紙の額を記載するときは、左上余白にはるものとし、その下に額を括書きをして記載し、「〔特正対象書類名〕」とし、納付番号を記載し、「〔商標登録請求書〕」、「〔手数料正額〕」、「出願人名義変更届」、「商判請求」のよう書類名を記載し、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔手数料金額〕」を「〔特印台帳番号〕」とし、手数料番号を記載し、「〔特印台帳番号〕」には手数料の額を記載する。この場合において、「〔手数料の表示〕」の欄は記載しない。
- 二 商標法第4条第1項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付済によるとときは、「〔特正対象書類名〕」には、「商標登録請求」、「商標登録請求書」、「手帳登録請求」、「出願人名義変更届」、「商判請求」のよう書類名を記載し、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔手数料金額〕」を「〔特印台帳番号〕」とし、手数料番号を記載し、「〔特印台帳番号〕」には手数料の額を記載する。この場合において、「〔手数料の表示〕」の欄は記載しない。
- 15 「〔手数料の表示〕」の欄は、備考13の手数料の額に依り特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手数料に係る申出を行なうときは、「〔特正対象書類令〕」には「〔特正対象書類名〕」とし、「〔特印台帳番号〕」には「〔特印台帳番号〕」とし、当該納付番号を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定登録の者による納付を行なうときは、「〔特正対象書類名〕」を「〔特印台帳番号〕」とし、「〔特印台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔手数料金額〕」には手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、「〔特印台帳番号〕」には手数料の額を記載する。

16 「〔手数料の表示〕」の欄は、「〔特正対象書類名〕」には、「商標登録請求」、「〔手数料正額〕」、「〔出願人名義変更届〕」、「〔商判請求〕」のよう書類名を記載し、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔手数料金額〕」を「〔特印台帳番号〕」とし、手数料番号を記載する。この場合において、「〔手数料の表示〕」の欄は記載しない。

合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行なうときは、「〔特印台帳番号〕」を「〔特印台帳番号〕」とし、納付番号を記載し、「〔手数料金額〕」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定登録の者による納付を行なうときは、「〔特印台帳番号〕」を「〔特印台帳番号〕」とし、「〔特印台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔手数料金額〕」には手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、「〔特印台帳番号〕」には手数料の額を記載する。

17 第16条第3項の規定により特正対象書類の範囲で行なうときは、次の要領により記載する。

イ 「〔特算〕」、「〔手帳登録請求及び登録申請書類〕」とし、「〔正正をする者〕」の欄を「〔正正をする者及び申請人〕」とする。

ロ 「〔事件の表示〕」の欄には「〔別紙のとおり〕」と記載し、別紙の用紙に次のように「〔別紙〕」と記載し、「〔事件の種に係る事件の表示〕」及び「〔表示更迭登録番号〕」の欄を記入して、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには説点「、」を付けること。）を記載する。

【別紙】

商標○○○○—○○○○○○、商標○○○○—○○○○○○、商標○○○○—○○○○○○、商標○○○○—○○○○○○

17 第16条第3項の規定により特正対象書類の範囲で行なうときは、次の要領により記載する。

イ 「〔特算〕」、「〔手帳登録請求及び登録申請書類〕」とし、「〔正正をする者〕」の欄を「〔正正をする者及び申請人〕」とする。

ロ 「〔事件の表示〕」の欄には「〔別紙のとおり〕」と記載し、別紙の用紙に次のように「〔別紙〕」と記載し、「〔事件の種に係る事件の表示〕」及び「〔表示更迭登録番号〕」の欄を記入して、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには説点「、」を付けること。）を記載する。

【別紙】

【手帳の欄に係る事件の表示】
商標○○○○—○○○○○○、商標○○○○—○○○○○○、
商標○○○○—○○○○○○、商標○○○○—○○○○○○

【表示更迭登録番号に係る商標登録番号】
商標登録第○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○号、
商標登録第○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○号

ハ 「〔特算正1〕」の欄の次、「〔正正をする表示〕」及び「〔登録の目的〕」の欄を設け、「〔正正に係る表示〕」の欄には「〔正正の表示〕」及び「〔正正の表示〕」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名（姓名）であるときはその氏名（姓名）を、更正に係る表示が住所（居所）であるときは各その住所（居所）をそれぞれ記載し、「〔登録の目的〕」の欄には「〔登録名義の表示〕」のよう記載する。

ニ 登録免許料に係る納付額は左上部の部分にはるものとし、その下に納付額の額を括書きをして記載する。ただし、登録免許料に係る納付額は第5号の規定により登録免許料が課されない登録の申請をすることは登録免許料は不要とし、「〔登録の目的〕」の欄の次に「〔〔課税である旨の申出〕〕」の欄を設け、「居住表示の実施に係る表示の更正の登録の申請」又は「行政区域の変更による表示の更正の登録の申請」のよう記載する。

ホ 商標登録第10号において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔提出物件の目録〕」の欄を設け、その次に「〔物件名〕」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更にその次に「〔提出物の表示〕」の欄を設けて、同条第1項の規定によるとときは当該書面が提出される系統に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるとときは当該書面が提出された系統に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「〔提出物件の目録〕」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【提出物の表示】

18 その他の、様式第2の備考1から5まで、20、21、23、26、29から31まで及び40から44まで、様式第10の備考2及び3までと様式第11の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考29中「を記載する」とあるのは「記載する（理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と、備考30中「改めて記載する」とあるのは「改めて記載する（理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

様式第16(第16条関係)

手 続 補 正 書



(令和 年 月 日)

- (円)
特許庁審判長 殿
1 事件の表示
2 指定する者
(出願番号)
住所(居所)
氏名(姓名)
3 代理人
(出願番号)
住所(居所)
氏名(姓名)
4 指定の象徴名
5 指定の象徴名
6 指定の内容
7 指定の目録
(備考)

1 「事件の表示」の欄には、登録異議に係属中のものについては、「異議〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように登録異議の番号を、審判請求法第44条第1項(同法第68条第4項において準用する場合を除く。)又は第46条第1項(同法第68条第4項において準用する場合を含む。)係属中のものについては、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属のものについては、「審〇〇〇〇—〇〇〇〇〇」のように再審の番号を記載する。ただし、出願番号及び審判番号が通知されてないときは、「令和何年何月何日提出の異議申立書」の上に記載する。

2 「指定期象名」の欄には、「登録請求者」、「登録異議申立者」のように指定する者を記載する。

3 「指定期象目次」の欄には、「被訴人」のように被訴をする御朱を記載する。

4 「指定期象内容」の欄には、本件の正事項を明確に記載し、被訴の内容が被訴相手、代表者、代理人若しくは商標登録異議申立人の氏名若しくは其称の真正を含む場合において、当該氏名若しくは其称の読み方と羅列であるときは又は読み方と羅列であるときは、なるべく片假名で羅列を付ける。

5 その他は、様式第1の欄番号1から9まで及び(六)様式第3の欄番号1、3、6、8及び9と同様とする。この場合においては、様式第1の欄番号1中「商標登録異議申立人」の欄、となるのは、「被訴を十する者の欄」と、「(五)登記方法」の欄の次に「6. 手前(出願番号)」となるのは、「6. 指定の内容」の欄の次に「7. 登録番号」と、「15. 登記方法」の欄の次に「7. 登録番号」とあるのは、「6. 指定の内容」の欄の次に「7. 登録番号」と、「15. 登記方法」の欄の次に「6. 指定登録納付」となるのは、「6. 指定の内容」の欄の次に「7. 指定登録納付」と、備考6中「記載する」とあるのは「記載する(弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と読み替えるものとする。

様式第17(第18条関係)(平2 通産令11・全改、平3 通産令20・平5 通産令75・平7 通産令7、平8 通産令4・一部改正、平6 通産令79・旧様式第1様式下、一部改正、平9 通産令67・平10 通産令66・平11 通産令13・平12 通産令10・平13 通産令57・平15 通産令23・平16 通産令28・平17 通産令66・平2 通産令90・平28 通産令60・令元 通産令1・令2 通産令92・一部改正)

【書類名】商標登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】特許庁長官 殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【経付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付の表示】

(円)

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

1 「防護標章登録について登録料を納付するときは、「[書類名]」を「防護標章登録料納付書」と、「[商標登録出願人]」を「[防護標章登録出願人]」とする。

2 「[出願番号]」の欄には、「商願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように商標登録出願の番号を記載する。

3 「[納付者]」の「[氏名又は名称]」は、自然人にあっては氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「[氏名又は名称]」の次に「[代表者]」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

4 「[識別番号]」は、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは、「[識別番号]」の欄は設けるには及ぼない。

5 「[商標登録出願人]」又は「[納付者]」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 「【(納付の表示)】」の欄は、商標法第41条の2第1項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。

7 登録査定の謄本の送達後に「名称変更届」「出願人名義変更届」等を提出したときは、「【(納付の表示)】」(備考10に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名義変更届提出」、「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

8 商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは、「【(納付の表示)】」(備考10に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書提出」と記載する(備考7により「【その他】」の欄に名義変更届等を提出した旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する)。

9 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第6項ただし書又は現金手続省令第1条第3項の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書きの納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【(納付の表示)】」(備考10に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。

10 第18条第2項の規定により国と国外の者の共有に係る出願であつて、国外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「【(納付の表示)】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国外のすべての者の持分の割合を記載する。

11 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、12、16及び21と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」であるのは、「【納付者】」と、「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

様式第18(第18条関係)

【書類名】商標登録料納付書

【(提出日) 令和 年 月 日】

【あて先】特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(円) ここに特許印紙をはり付けること

(備考)

1 第18条第2項の規定により国と国外の者の共有に係る権利であつて、国外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国外のすべての者の持分の割合を記載する。

2 第18条第8項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付者】」(備考1)に該当する場合にあつては「【持分の割合】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。

3 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、12、16及び21並びに様式第17の備考3、4、5及び9と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」であるのは「【納付者】」と、「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と、様式第17の備考5中「【商標登録出願人】」であるのは「【商標権者】」と、備考9中「商標法第40条第6項ただし書」とあるのは「商標法第40条第6項ただし書若しくは商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。

様式第19(第18条関係)
【書類名】 防護標章更新登録料納付書
〔〔提出日〕 令和 年 月 日〕
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願番号】
【商標登録番号】
【商品及び役務の区分の数】
【防護標章更新登録出願人】

【氏名又は名称】
【納付者】
(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

(円)

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

様式第20(第19号別添)
〔書類名〕刊行物等提出書
〔提出日〕令和 年 月 日
〔あて先〕特許庁長官 殿
〔事件の表示〕
〔出願番号〕
〔提出者〕
〔識別番号〕
〔住所又は居所〕
〔氏名又は名称〕
〔代理人〕
〔識別番号〕
〔住所又は居所〕
〔氏名又は名称〕
〔提出する刊行物等〕
〔提出の理由〕

様式第21（第20条関係）（平11准許令132・全改・平12准許令10・平23准許令72・平27准許令6
・平31准許令12・令元准許令1・令2准許令92・一部改正）

【書類名】 書換登録申請書

【整理番号】

〔提出日〕 令和 年 月 日

〔あて先〕 特許庁長官 殿

【商標登録の登録番号】

【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】

〔第類〕

〔指定商品〕

【書換登録申請者】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔国籍・地域〕

〔代理人〕

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 防護標章登録に基づく権利について、書換登録の申請をするときは、「【書類名】」を「防護標章登録に基づく権利書換登録申請書」とし、「【商標登録の登録番号】」の欄を「【防護標章登録の登録番号】」とし、防護標章登録の番号を記載する。

2 「【書換登録申請者】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、書換登録申請者又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

3 2以上の商品を指定する場合には、それぞれの指定商品の区切りにコンマ(,)を付さなければならない。

4 「【書換登録申請者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

〔書換登録申請者〕

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【書換登録申請者】

〔識別番号〕

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】」の欄に記載すべき商品の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品を次のように繰り返し設けて記載する。

〔第類〕

〔指定商品〕

〔第類〕

〔指定商品〕

6 商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【代理人】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請」と記載する。

7 第20条第6項に規定する書面は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

承 諾 書

令和 年 月 日

商標権者

住所 (居所)

氏名 (名称) 殿

商標登録番号 第 号

貴社 (賃社) が上記商標権の指定商品について書換登録の申請をすることを承諾します。

専用 (通常) 使用権者 (賃権者)

住所 (居所)

氏名 (名称)

8 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、24から31まで及び40から44まで、様式第4の備考3並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。

株式第22(第18条の3関係)
 【書類名】既存登録料返還請求書
 (【提出日】令和 年 月 日) 殿
 【あて先】特許庁長官 殿
 【商標登録番号】
 【返還請求人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【返還原因】
 (【前年月日】)
 (【前年金額】)
 (【改正納付金額】)
 (【返還請求金額】)
 (【返還請求人】)
 【金融機関名】
 【口座種別】
 【口座番号】
 (【フリガナ】)
 【口座名義人】
 (【返還の表示】)
 (【預貯台帳番号】)
 (【預貯金額】)
 (【提出物の表示】)
 (【物件名】)
 (【備考】)
 1 「(商標登録局)」の欄には、「商標登録第○○○○○○○号」のように商標登録の番号を記載し、商標権の設定の登録を受けた者又は出願登録登録に基づく権利の設定の登録を受ける者が納付した登録料の返還を請求するときは、「(商標登録番号)」を「(事件の表示)」及び「(出願番号)」とし、「県○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
 2 「(返還請求人)」の欄には、当該返還に係る登録料を納付した者を記載する。
 3 「(返還請求人)」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 (【返還請求人】)
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 (【返還請求人】)
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 4 「(返還請求人)」又は「(代理人)」の欄に「(氏名又は名称)」(法人にあつては、「(代表者)」)の次に、「(電話番号)」又は「(ファクシミリ番号)」の欄を設けて、返還請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
 5 「(納付済金額)」の欄には、実際に納付した登録料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。
 6 「(改正納付金額)」の欄には、当該納付書等において適正に納付すべき登録料の額を記載する。
 7 「(返還請求金額)」の欄には、返還を請求する登録料の額を記載する。
 8 「(返還請求人)」の欄には、次のように返還を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「(金融機関名)」には「○○銀行○○支店」のように、「(口座種別)」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「(口座番号)」には「○○○○○○○○」のよう、口座の番号を、「(フリガナ)」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「(口座名義人)」には必ず口座名義人の氏名又は名前をそれぞれ記載する。指定口座開設者による場合においては、「(金融機関名)」、「(口座種別)」、「(口座番号)」及び「(口座番号)」に「(一)」のようにハンドル記載する。
 9 「(返還の表示)」の欄は、「(申出)」の欄に沿って第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加重の申出を行う場合に、「(出願番号)」に(1)返還を請求する登録料の予納に係る予納台帳の番号を、「(【加算金額】)」に(2)返還を請求する登録料の額を記載する。この場合において、「(返還請求金額)」及び「(返還請求人)」の欄は記載するにあたり。
 10 「(提出物の表示)」の欄の「(物件名)」には、代理権を証明する書面等の提出する書類名を記載し、提出する書類がない場合は、「(提出物の目録)」の欄に設けたところに記載する。
 11 の他は、特許法の「備考」から4まで、20・29・31及び40から44まで並びに特許法の「備考2」と「備考3」と同様とする。この場合においては、株式第2の書類29中「記載する。また、代理人が弁理士・外国法務弁護士・共同法人のときは、「(代表者)」の次に「(代理権の特許事項)」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第23(第18号の4関係)

〔書類名〕既往手数料弁護請求書

〔提出日〕令和_年月_日

〔文書元〕特許庁長官殿

〔事件の表示〕

〔出典番号〕

〔返還請求人〕

〔請求番号〕

〔住所又は取扱所〕

〔氏名又は名称〕

〔代理人〕

〔請求番号〕

〔住所又は取扱所〕

〔氏名又は名称〕

〔返還請求対象書類〕

〔書類名〕

〔提出日〕

〔納付済金額〕

〔通正納付金額〕

〔返還済金額〕

〔返還金額込〕

〔金融機関名〕

〔口座種別〕

〔口座番号〕

〔フリガナ〕

〔口座名義人〕

〔提出物の目録〕

〔物件名〕

(備考)

1 「〔返還請求人〕」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。

2 「〔返還請求対象書類〕」の欄の「〔書類名〕」及び「〔提出日〕」は、商標登録簿、手続補正書、出願人名義変更書、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

3 「〔納付済金額〕」の欄には、当該手数料額に係る納付した手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで示すこと。以下この様式において同じ。)を記載する。

4 「〔通正納付金額〕」の欄には、当該手数料額において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、商法第202条第2項において規定する特許法第18条の2第1項の規定による却下処分に係る場合は、「〔通正納付金額〕」の欄に記入には致しない。

5 「〔返還請求金額〕」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。

6 その他は、様式第2の備考1からまで、20から22まで、26、29、31及びから44まで、様式第10の備考2及び5、様式第1の備考1並びに様式第2の備考3、4、8及び10と同様とする。この場合において、様式第2の備考29に記載する。また、代理人が弁護士・外国法律事務所弁護士共同法人のときは、「〔代表者〕」の次に「〔代理關係の特記欄〕」の欄を設けて、業務を執行する社員の「○○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載するはあるが、「〔記載する〕」と読み替えるものとする。

類一 化 学 品	(二) 無機酸類
(二) アルカリ類	アンモニア水 か性カリ か性ソーダ 消石灰 水酸化アルミニウム 水酸化カルシウム 水 酸化セリウム 水酸化バリウム 水酸化マグネシウム
(三) 無機塩類	イ ハロゲン化合物及びハロゲン酸塩 亜塩素酸ソーダ 塩化亜鉛 塩化アルミニウム 塩化アンモニウム 塩化カリ 塩化カルシウム ム 塩化金 塩化銀 塩化クロム 塩化ジルコニウム 塩化ギリコニウム 塩化すず 塩化セリウム 塩化そそう 鉛 塩化鉄 塩化パラジウム 塩化バリウム 塩化マグネシウム 塩化マンガン 塩化りん 塩素酸ソーダ 過塩素酸アンモニウム 甘こう 工業塩 合成氷晶石 さらし粉 次亜塩素酸 ソーダ 臭化アンモニウム 臭化ソーダ 昇こう ふつ化アンモニウム ふつ化カリ ふつ化カリ ふつ化カリ カルシウム ふつ化セリウム ふつ化ソーダ ふつ化マグネシウム よう化アルミニウム よ う化カリ よう化カルシウム よう化銀 よう化ソーダ ロ 硫酸塩 亜硫酸ソーダ 過硫酸アンモニウム 重亜硫酸ソーダ チオ硫酸ソーダ 硫酸亜鉛 硫酸アル ミニウム 硫酸アンモニウム 硫酸カリ 硫酸銀 硫酸水銀 硫酸ソーダ 硫酸第一鉄 硫酸 銅 硫酸鉛 硫酸ニッケル 硫酸バリウム 硫酸マグネシウム ハ 硝酸塩 亜硝酸銀 亜硝酸そう鉛 亜硝酸ソーダ 亜硝酸バリウム 硝酸アルミニウム 硝酸アンモニ ウム 硝酸ウラン 硝酸カリ 硝酸カルシウム 硝酸銀 硝酸水銀 硝酸そう鉛 硝酸ソーダ ダ 硝酸鉄 硝酸ニッケル 硝酸バリウム 硝酸マグネシウム 硝酸マンガン ニ りん酸塩 二塩基性りん酸カリ メタりん酸マンガン りん酸アンモニウム りん酸アソニウム りん ウム りん酸ソーダ りん酸マンガン ホ 炭酸塩 重炭酸アンモニウム 重炭酸ソーダ 炭酸アンモニウム 炭酸カリ 炭酸カルシウム 炭酸ソ ーダ 炭酸銅 炭酸鉛 炭酸マグネシウム 炭酸マンガン ヘ けい酸塩及びほう酸塩 過ほう酸ソーダ けい酸亜鉛 けい酸アルミニウム けい酸カリ けい酸カルシウム けい酸 ソーダ けいふつ化マグネシウム けいふつ酸ソーダ テトラほう酸ソーダ ト シアン化物及びシアン酸塩 シアン化カリ シアン化カルシウム シアン化銀 シアン化水素 シアン化ソーダ シアン カリウム チ 金属酸塩 アルミニン酸塩 アンチモン酸塩 ウラン酸塩 塩化金ソーダ 過マンガン酸カリ 過マン 酸ソーダ クロム酸ソーダ クロム酸鉛 重クロム酸アンモニウム 重クロム酸カリウム 重 クロム酸ソーダ すず酸塩 タングステン酸ソーダ バナジウム酸アンモニウム マンガン酸 リ 錆塩及び複塩 モリブデン酸アンモニウム モリブデン酸ソーダ

(アン) モニウム 明ばん 黄血塩 カリ明ばん クロム明ばん 赤血塩 ソーダ明ばん 鉄明ばん	(イ) 非金属元素 アルゴン 硫黄 塩素 キセノン クリプトン 酸素 臭素 水素 炭素 窒素 ネオン ひん ふつ化ナトリウムアルミニウム マンガン明ばん 硫酸ニッケルアンモニウム
(四) 单体	素 ふつ素 ヘリウム ほう素 よう素 ラドン りん
ロ 金属元素 カリウム カルシウム ナトリウム	
(五) 酸化物	イ 非金属酸化物 亜ひ酸 亜硫酸ガス 過酸化水素 けい酸ゲル 炭酸ガス 無水りん酸
ロ 金属酸化物 銀酸化バリウム 酸化アルミニウム 酸化アンチモン 酸化ウラン 酸化カルシウム 酸化	アルゴン 硫黄 塩素 キセノン クリプトン 酸素 臭素 水素 炭素 窒素 ネオン ひ
(六) 硫化物	酸化クローム 酸化コバルト 酸化ジルコニウム 酸化水銀 酸化すず 酸化チタン 酸化
(七) 炭化物	重硫化カルシウム 二硫化炭素 硫化亜鉛 硫化アンチモン 硫化アンモニウム 硫化カドミウム 硫化カルシウム 硫化水銀 硫化すず 硫化ソーダ 硫化鉄 硫化バリウム 硫化りん
(八) 水	カルシウムカーバイド 炭化けい素 タングステンカーバイド
重水 蒸留水 軟化水	
(九) 空気	圧縮空気 液体空気
(十) 芳香族	
(十一) 脂肪族	アントラゼン ジフェニルジフェニルメタン シメン スチルベン スチロール トリフェニルメタン
(十二) 有機ハロゲン化物	アセチレン エタン エチレン シクロヘキサン シクロペンタン ブタジエン プロピレン
(十三) アルコール類	エチレンクロールヒドリン 塩化アリル 塩化エチル 塩化ビニル 塩化ベンジル 塩化メチルメチレン クロールナフタリン クロールブリレン クロールベンゾール クロロブレン 四塩化アセチレン 四塩化エタン 四塩化炭素 ジクロールエタン ジクロールベンズ
(十四) フェノール類	クゾールトリクロールエチレン ふつ化塩化炭素 ブロムベンゾール ブロモホルム ヘキサクロールエタン ホスグン
(十五) エーテル類	アルコール アルコールアラビトール アリルアルコール エチルアルコール エリストリール オレイルアルコール グリコール グリセリン けい皮アルコール セチルアルコール フィゼル油 ブタノール ベンジルアルコール メチルアルコール メルカプタン ラウリルアルコール
(十六) 精練助剤	キシレノール クレゾール 石炭酸 タンニン酸 チモール ニトロフェノール ニトロアミン
除く。) 脱色剤 乳化剤 はつ水剤 分散剤 納續助剤 離型剤	ヒドロキノン 没食子酸 レゾルシン
(十七) 化学剤	

(ア) ニソール エチルエーテル エチレンオキサイド クロールメチルエーテル ジイソプロピルエーテル チオエーテル ベンジルエーテル メチルエーテル	
(十六) アルデヒド類及びケトン類	トリアルデヒド セミカルバゾン パラアルデヒド ヒドラゾン ベンズアルデヒド ベンゾエノン ホルムアルデヒド
(十七) 有機酸及びその塩類	アジピン酸 アミノナフトールスルホン酸トルイジン 安息香酸 アントラニル酸 オキシナフチオニ酸ソーダ ギ酸 ギ酸塩 吉草酸 クエン酸 グルタミン酸 クロトン酸 ケトグリタル酸 コール酸 こはく酸 酢酸 酢酸塩 サルチル酸 しゅう酸 しゅう酸塩 重酒石酸カリソーダ 酒石酸 酒石酸ソーダ スルファニル酸ソーダ セバシン酸トルオールスルフオクロライド ナフチオニ酸ソーダ 乳酸 フタール酸 無水フタール酸メタアクリル酸 モノクロール酢酸
(十八) エステル類	エチルフタレート 酢酸アミル 醋酸エステル 醋酸オクチル 醋酸ビニル 醋酸ブチル 酸メチル ジエチルフタレート ジメチルフタレート ジメチル硫酸 マロン酸エチル
(十九) 窒素化合物	アクリルニトリル アジキシンベンゾール アセトアニリド アゾベンゾール アニリン エチルアミン エチルウレタン クロールニトロアニリン クロールニトロベンゾール ジシアジアミド ジニトロナフタレン ジメチルアニリン ダイアニジン チオ尿素 トリエタノールアミン トリジン トルイジン ナフチルアミン ニトログリセリン ニトロセルロジズニトロトルイジン ニトロトルオール ニトロナフタレン ニトロパラフィン ニトロベンゾール 尿素 パラアミノアセトアニリド ヒドロベンゾール フエニレンジアミン ベンチジン メチルアミン ラクタム 硫酸トリジン 硫酸トルイジン キサメチレンジアミン ベンチジン メチルアミン ラクタム 硫酸トリジン 硫酸トルイジン 硫酸ベンチジン
(二十) 異環状化合物	インドール カルバゾール キヌリン チオフェン ピリジン ピリミジン ピロール フラソングルフロール
(二十一) 炭水化合物	ガラクトーゼ キシローゼ グリコーゲン セルローズ デキストリン マンノーゼ ラムノーズ
(二十二) 有機化合物	ゼラチン ウレアーゼ グリアジン グルテリン グロブリン 糖たんぱく トリプシン
(二十三) 有機化合物	アルブミン ウレアーゼ グリコーゲン セルローズ デキストリン マンノーゼ ラムノース
(二十四) 有機りん化合物及び有機ひ素化合物	アルブミン ウレアーゼ グリコーゲン セルローズ デキストリン マンノーゼ ラムノース
(二十五) 有機金属化合物	アルブミン ウレアーゼ グリコーゲン セルローズ デキストリン マンノーゼ ラムノース
(二十六) 界面活性剤	アラクターゼ キシローゼ グリコーゲン セルローズ デキストリン マンノーゼ ラムノース
(二十七) 化学剤	アラクターゼ キシローゼ グリコーゲン セルローズ デキストリン マンノーゼ ラムノース

亜鉛めつき用剤	イオン交換樹脂	イオン交換樹脂膜	化学用試剤	かす除去剤	可塑剤	加
炭剤	壁紙剝離剤	加硫促進剤	還元剤	金属溶接剤	金属溶接助剤	空気連行剤
入れ剤	ゴム用処理剤	酸化剤	消火剤	触媒剤	食物保存剤	清缶剤
メント混合剤	耐火剤	耐水剤	タイヤのパンク防止剤	軟化剤	燃料節約剤	铸造剤
剤溶着剤	電池用硫化防止剤	土壤安定剤	被服のひだ付け用剤	剝離剤	発熱剤	中和剤
コムパウンド	はんだ付け用ペースト	皮革処理剤	漂白剤	(洗濯用の)	発熱用	つや消し
ものを除く。)	不凍剤	防かび剤	防腐剤	防縮剤	防腐剤	セメント急結剤
剤溶着剤	冷凍剤	老化防止剤	ろ過清澄剤	防わ剤	防水剤	保温剤
植物成長調整剤類	植物ホルモン剤	土壤改良剤	発芽抑制剤			
三 工業用のり及び接着剤	アラビヤのり カゼインのり プラスチック接着剤	ゴムのり 水ガラス ラテックスのり	ゼラチン デキストリンのり	デンプンのり	にか	
四 高級脂肪酸	オレイン酸	ステアリン酸	パルミチン酸			
五 非鉄金属	アクリニウム	アメリカン	イソテルビウム	イットリウム	ウラニウム	工
六 非金属鉱物	ルビウム	ガドリニウム	カリウム	キュリウム	サマリウム	ジスプロ
七 原料プラスチック	シリコン	水銀	スカンジウム	ストロンチウム	セシウム	セレニウム
八 縮合型プラスチック	そう鉛	タリウム	ツリウム	テクネチウム	トリウム	ネオジミウム
九 脂	ジミウム	ネプチニウム	バーカリウム	バリウム	フェルミウム	フランシウム
十 脂	ラジウム	ブルトニウム	プロトアクチニウム	プロメチウム	ホルミウム	ユーロピウム
十一 脂	エポキシ樹脂	ふつ素樹脂	尿素樹脂	フェノール樹脂	重晶石	硝石
十二 脂	メラミン樹脂	アクリル樹脂	ポリウレタン樹脂	ポリエチレン樹脂	珪藻土	酸性白土
十三 脂	アクリル樹脂	ポリ塩化ビニル樹脂	ポリウレタン樹脂	ポリアミド樹脂	滑石	岩塩
十四 脂	ポリ塩化ビニル樹脂	ポリ酢酸ビニル樹脂	ポリスチレン樹脂	ポリブロビレン樹脂	珪藻土	珪藻土
十五 脂	セルローズプラスチック	セルローズプラスチック	セルロイド			
十六 脂	ケミグランード・バルブ	ケミメカニカル・バルブ	特碎木・バルブ	並碎木・バルブ		
十七 脂	化学バルブ	工業用粉類	亞硫酸バルブ	クラフトバルブ	セミケミカル・バルブ	ソーダバルブ
十八 脂	ケミグランード・バルブ	カゼイン樹脂	カゼイン樹脂	パルプ	セミケミカル・バルブ	ソーダバルブ
十九 脂	小麥粉	米粉	コーンスター	さつまいも粉	じゃがいも粉	そば粉
二十 脂	豆粉	麦粉	豆粉	豆粉	豆粉	豆粉

類二 第一		類二 第二	
(四) 植物生育用人工土壤	鉱物製の植物生育用人工土壤	青写真材料	プラスチック製の植物生育用人工土壤
(一) 化成肥料	配合肥料	十一 写真材料	青写真紙 印画紙 感光剤 乾板
(二) 複合肥料		十二 工業用人工甘味料	現像薬 閃光粉 定着剤 フイルム
(三) 複合肥料		十三 塗装用パテ	青写真紙 (医療用のものを除く。) 試験紙 陶磁器用釉薬
(四) 植物生育用人工土壤	鉱物製の植物生育用人工土壤	(一) 防水塗料	油ペイント 漆 エナメル 切り粉 塗料
(五) 化成肥料	配合肥料	(二) 天然染料	ステイン 船底塗料 耐火塗料 耐薬品塗料 磁の粉 ドライヤー
(六) 脂	六 非金属鉱物	(三) 色	塗料用シンナー
(七) 脂	硫黄 鋳型砂 カオリין イト 水晶石 ベントナイト ポーリサイド	(一) 無機顔料	ラッカーワニス
(八) 脂	メラミン樹脂 アクリル樹脂 ポリ塩化ビニル樹脂	(二) 合成染料	藍色 あかね アナツト一 コチニール ログウッド
(九) 脂	セルローズプラスチック ポリ酢酸ビニル樹脂	(三) 有機顔料	アルコール溶染料 塩基性染料 蛍光増白染料 酸性染料 食品用染料
(十) 脂	ケミグランード・バルブ カゼイン樹脂	(四) トナー	ナフトル染料 媒染染料 油溶染料 ラピッド染料 硫化染料
(十一) 脂	化学バルブ	(五) レーキ	鉛丹 鉛白 群青 紺青 朱 チタン白
(十二) 脂	工業用粉類	(六) 四印刷インキ	トナー
(十三) 脂	亞硫酸バルブ	(七) 印刷用修正液	印刷用修正液 凹版インキ 謄写版用インキ 凸版インキ 平版インキ
(十四) 脂	ケミグランード・バルブ	(八) 絵の具	油絵の具 絵の具溶き油 水彩絵の具
(十五) 脂	小麥粉	(九) 絵の具	六 遷装用、装飾用、印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉
(十六) 脂	米粉	(十) 絵の具	亞鉛又は亜鉛合金のはく及び粉
(十七) 脂	豆粉	(十一) 絵の具	すず又はすず合金のはく及び粉
(十八) 脂	麦粉	(十二) 絵の具	チタニウム又はチタニウム合金のはく及び粉
(十九) 脂	豆粉	(十三) 絵の具	銅又は銅合金のはく及び粉
(二十) 脂	豆粉	(十四) 絵の具	鉛又は鉛合金のはく及び粉
(二十一) 脂	豆粉	(十五) 絵の具	マグネシウム合金のはく及び粉
(二十二) 脂	豆粉	(十六) 絵の具	七 遷装用、装飾用、印刷用又は美術用の貴金属はく及び粉
(二十三) 脂	豆粉	(十七) 絵の具	金又は金合金のはく及び粉
(二十四) 脂	豆粉	(十八) 絵の具	アルミニウム又はアルミニウム合金のはく及び粉
(二十五) 脂	豆粉	(十九) 絵の具	ハカラダバルサム (コバルト サンダラック セラック ダンマール 媒染剤 腐蝕防止
(二十六) 脂	豆粉	(二十) 絵の具	木材保存剤

(一) せつけん類	洗い粉 ガラス用洗浄剤 クレンザー 化粧せつけん 工業用せつけん シヤンブー 石油系 合成洗剤 洗濯せつけん ドライクリーニング剤 ハンドクリーナー 便器洗浄剤 ペント用 シャンブー 磨き粉 水せつけん
二 香料	(二) 植物性天然香料 ジヤスミン油 ちようじ油 はつか油 バニラ ばら油 ベルガモット油 ラベンダー油 (二) 動物性天然香料 じや香 りゅうぜん香
三 薫料	(三) 合成香料 ゲラニオール 人造じや香 バニリン ヘリオトロピン (四) 調合香料
四 化粧品	(五) 精油からなる食品香料 吸香 薫香 線香 におい袋
五 おしろい	紙 おしろい クリーム おしろい 固形おしろい 粉おしろい 練りおしろい 水おしろい (二) おしろい 化粧水 一般化粧水 スキンローション 乳液 粘液性化粧水 ハンドローション ひげそり用化粧水 (三) クリーム クレンジングクリーム コールドクリーム ハイゼニッククリーム バニシングクリーム ハンドクリーム ひげそり用クリーム 日焼けクリーム 日焼け止めクリーム 漂白クリーム (四) 紅 ファウンデーションクリーム リップクリーム (五) 頭髪用化粧品 髮油 カラーリンス コールドパーム用液 すき油 セッティングローション 染毛剤 チップペーマメント用液 びん付け油 ヘアークリーム ヘースプレー ヘアートニックヘードトリートメント ヘアーフィクサー ヘアーラッカー ヘアーリンス ベーラム ポマード (六) 香水類 オーデコロン 香水 固形香水 練り香 粉末香水 (七) アイシャドウ あぶらとり紙 身体用防臭剤 脱毛剤 タルカムパウダー ネイルエナメル ネイルエナメル除去液 バスオイル バスソルト パック用化粧料 ベビーオイル ベーパウダー マスカラ まゆ墨 毛髪脱色剤 五 かつら装着用接着剤 つけづめ つけまつ毛用接着剤 六 口臭用消臭剤 動物用防臭剤 七 齒磨き 固形歯磨き 粉歯磨き 潤製歯磨き 洗口液 練り歯磨き 水歯磨き 八 家庭用帶電防止剤 家庭用脱脂剤 さび除去剤 染み抜きベンジン 洗濯用柔軟剤 用でん粉のり 洗濯用漂白剤 洗濯用ふのり 九 つや出し剤 家具用つや出し剤 自動車用つや出し剤 皮革用つや出し剤 床用つや出し剤

(一) 工業用油	工業用ガソリン 工業用グリース 潤滑油 切削油 ペトロラタム 焼き入れ油 離型用油 二 工業用油脂 (二) 動物性油脂 牛脂 魚油 鮫油 骨油 ラノリン 亞麻仁油 オリーブ油 菜種油 ひまし油 ひまわり油 綿実油 (三) 加工油脂 硬化油 ボイル油 三 燃料
(一) 固体燃料	亜炭 コークス 石炭 たき付け たどん まき 木炭 練炭
(二) 液体燃料	ガソリン 軽油 原油 重油 人造石油 灯油 燃料用変性アルコール ベンジン
(三) 気体燃料	液化石油ガス 石炭ガス 天然ガス
四 ろう	四 ろう スキーワックス はぜろう パラフィンワックス みつろう 五 鞠油 固形潤滑剤 保革油 ランプ用灯しん ろうそく
五 局所麻酔剤	一 薬剤 (二) 中枢神経系用薬剤 覚せい剤 解熱鎮痛剤 抗てんかん剤 興奮剤 催眠鎮静剤 全身麻酔剤 (二) 末しょう神経系用薬剤 五 鞠油 固形潤滑剤 保革油 ランプ用灯しん ろうそく (三) 感覚器官用薬剤 局所麻酔剤 骨格筋弛緩剤 止汗剤 自律神経剤 鎮痙攣剤 発汗剤
六 抗ヒスタミン剤	眼科用 耳鼻科用剤 鎮量剤 (四) アレルギー用薬剤
七 循環器官用薬剤	(五) 循環器官用薬剤 強心剤 血圧降下剤 血管収縮剤 血管補強剤 脳出血予防剤 不整脈治療剤 利尿剤 (六) 呼吸器官用薬剤 呼吸促進剤 せき止めあめ 鎮咳きよ痰剤 (七) 消化器官用薬剤 胃腸洗浄剤 滅腸剤 下剤 健胃消化剤 口腔用剤 催吐剤 歯科用剤 制酸剤 整腸剤 鎮吐剤 ひまし油 虫歯予防剤 利胆剤 (八) ホルモン剤 甲狀腺副甲状腺ホルモン剤 混合ホルモン剤 女性ホルモン剤 すい臓ホルモン剤 喉液腺ホルモン剤 男性ホルモン剤 脳下垂体ホルモン剤 副腎ホルモン剤 (九) 泌尿生殖器用又は肛門用の薬剤 子宮収縮剤 痘瘡用剤 通経剤 尿路消毒剤 避妊剤

(十) 外皮用薬剤	医療用せつけん	医療用ベビーオイル	医療用ベビー・パウダー	化のう性疾患用剤	寄生性皮膚疾患用剤
用剤	膚疾患用剤	殺菌消毒剤	收敛剤	消炎剤	鎮痛剤
(十一) ビタミン剤	肝油ドロップ	総合ビタミン剤	ビタミンA剤	ビタミンC剤	ビタミンD剤
剤	複合ビタミン剤	ビタミンB			
(十二) アミノ酸剤	スレオニン	トリプロトファン	メチオニン	リジン	
(十三) 滋養強壮変質剤	王乳	カルシウム剤	コンドロイチン剤	食品強化剤	臓器製剤
糖類剤	無機質製剤	薬用酒	有機酸製剤	たんぱくアミノ酸製剤	
(十四) 血液用剤	血液凝固阻止剤	血液代用剤	血しよう	止血剤	
(十五) 代謝性薬剤	解毒剤	酵素製剤	脂好性因子製剤	習慣性中毒治療剤	
(十六) 細胞賦活用薬剤	クロロフィル製剤	色素製剤			
(十七) 腫瘍治療用薬剤	がん治療剤	肉腫治療剤			
(十八) 物理的障害治療用薬剤	塩素中毒治療剤	ひ素中毒治療剤	ベンゾール中毒治療剤		
(十九) 热射病治療剤	放射線病治療剤				
(二十) 化学的障害治療用薬剤	(二十) 抗生物質製剤	エリスロマイシン製剤	コリスチンポリミキシン製剤	ザルコマ	
	イシン製剤	ストレプトマイシン製剤	チオルチン製剤	テトラサイクリン製剤	
	シン製剤	複合抗生物質製剤	ペニシリン製剤	トリコマイ	
(二十一) 化学療法剤	駆梅剤	抗結核剤	抗ハンセン病剤	サルファ剤	
(二十二) 生物学的製剤	抗虫剤	抗原虫剤			
(二十三) 寄生動物に対する薬剤	抗菌素血清類	抗毒素類	混合製剤	生物学的試験用製剤類	
(二十四) 調剤用剤	トキソイド類	毒素類	ワクチ		
(二十五) 診断用薬剤	X線造影剤	診断用試薬			
(二十六) 治療用又は診断用のアイソトープ標識物質	矯臭剤	矯味剤	着色剤	軟こう基剤	賦形剤
(二十七) 麻薬					溶解剤
(二十八) 生葉、黒焼き及びもぐさ	アヘンアルカリヨード系製剤	合成麻薬	コカアルカリヨード系製剤		
(二十九) 動物用薬剤					
(三十) 蚊取線香、燻蒸剤、殺菌剤	殺そ剤	殺虫剤	除草剤	防臭剤	(身体用及び動物用のものを除く。)
防虫剤	防腐剤				

類六 第	二 歯科用材料	三 医療用試験紙	四 医療用接着テープ	五 医療用油紙	六 栄養補助用飼料添加物	七 おむつ	八 おむつ
一 鉄及び鋼	歯科用セメント	歯科用補綴充てん用材料	歯科用ワックス	人工歯用材料			
(一) 鉄	海綿鉄	合金鉄	純鉄塊	銑鐵	鑄鐵	粒鐵	
(二) 鋼	特殊鋼	普通鋼					
(三) 鋼半成品	外輪	鋼管	鋼板	再生鋼材	条鋼	山形鋼	
(四) 圧延鋼材	シートバー	スケルプ	スラブ	チンバー	ビレット	ブルーム	
(五) 鉄鋼二次製品	亜鉛鐵板	クラッド鋼板	中空鋼	ビニル鋼板	ブリキ板	磨棒鋼	
(六) 鉄くず	切り粉	合金鐵くず	炭素鋼くず	低銅炭素鋼くず			
(七) 銅及び銅合金	二 非鉄金属及びその合金						
(八) 銅合金地金	銅粗製品	銅地金	銅又は銅合金の鋳物、はく、粉及び伸銅品				
(九) 鉛及び鉛合金	鉛合金地金	鉛粗製品	鉛地金	鉛又は鉛合金の鋳物、はく、粉及び展伸材			
(十) 鉛及び亜鉛合金	鉛合金地金	亜鉛粗製品	亜鉛地金	亜鉛又は亜鉛合金の鋳物、はく、粉及び展伸材			
(十一) すず及びすず合金	(十一) すず及びすず合金	すず合金地金	すず粗製品	すず地金	すず又はすず合金の鋳物、はく、粉及び展伸材		
(十二) アルミニウム合金地金	(十二) アルミニウム合金地金	アルミニウム合金地金	アルミニウム粗製品	アルミニウム地金	アルミニウム又はアルミニウム合金		
(十三) ウム合金の鋳物、はく、粉及び展伸材	(十三) ウム合金の鋳物、はく、粉及び展伸材						
(十四) マグネシウム及びマグネシウム合金	(十四) マグネシウム及びマグネシウム合金	マグネシウム合金地金	マグネシウム粗製品	マグネシウム地金	マグネシウム又はマグネシウム		
(十五) ウム合金の鋳物、はく、粉及び展伸材	(十五) ウム合金の鋳物、はく、粉及び展伸材						
(十六) ニッケル及びニッケル合金	(十六) ニッケル及びニッケル合金	ニッケル合金地金	ニッケル粗製品	ニッケル地金	ニッケル又はニッケル合金の鋳物、はく、粉及び展伸材		
(十七) チタニウム及びチタニウム合金	(十七) チタニウム及びチタニウム合金	チタニウム合金地金	チタニウム粗製品	チタニウム地金	チタニウム又はチタニウム合金の鋳物、はく、粉及び展伸材		
(十八) インジウム	(十八) インジウム	インジウム	カドミウム	クローム	ゲルマニウム	コバルト	ジルコニウム
(十九) ステン	(十九) ステン	タンタル	ニオブ	バナジウム	ハフニウム	ベリリウム	マンガン
(二十) 三金属鉱石	(二十) 三金属鉱石						モリブデン

亜鉛鉱 アンチモニーア鉱 ウラン鉱 金鉱 銀鉱 クローム鉄鉱 コバルト鉱 水銀鉱 すず 鉛鉱 そく鉛鉱 タングステン鉱 鉄鉱 銅鉱 トリウム鉱 鉛鉱 ニッケル鉱 マンガン鉱 モリブデン鉱 硫化鉄鉱 四 建築用又は構築用の金属製専用材料 煙突 階段踏み板 回転窓用閉塞装置 ガードレール 壁板 金属製旗掲揚柱 くい格子 坑道用材料 檻 シャッター 水道管 タイル 建物の鉄鋼枠 棚板 ちようつがい手すり り 鉄線蛇籠 天井板 天井装飾品 電柱用柱 ドアノックバー といどい台 戸車扉 とつ手扉の閉塞装置 柱 羽目板 はり針金格子 針金柵 防火扉 舗床用材料 窓 窓 用引き手 窓枠 窓枠滑車 マンホール 門 有刺鉄線 床板 よろい戸 落石防止網 ラス 五 金属製建具 戸 金属製金具 安全錠 鍵用金属製リング カットネール 環 キヤスター くぎ くさび 鎖座金 ナット 南京錠 ねじくぎ びよう プール用ロープ 繫止金具 プラグ ボルト リベット ワッシャー 七 金属製建物組立てセット 畦舎組立てセット 八 金属製貯蔵槽類 液化ガス貯蔵槽 液体貯蔵槽 ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウム 製の浮中ぶた 工業用水槽 九 金属製の滑車、ばね及びバルブ（機械要素に当たるもの除く。） (一) 滑車 (二) ばね うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね (三) バルブ アングルバルブ 球バルブ コンク 自動調整弁 ちよう形バルブ 十 金属製包装用容器 (二) 缶詰缶 金属製押し出しチューブ 高圧ガス容器 ドラム缶 (三) 金属製栓 金属製ふた 十一 金属製荷役用パレット (一) 金属製輸送用コンテナ 荷役用ターンテーブル 荷役用トラバ ーサー 一二 金属製人工池 金属製人工魚礁 金属製セメント製品製造用型枠 金属製セメント製品製造用型枠 用温室 金属製の吹付け塗装用ブース 金属製養鶏用かご 十三 金属製航路標識（発光式のものを除く。）金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。）てんてつ機 除く。 てんてつ機 十四 キー 金属製管継ぎ手 金属製フランジ コンク 十五 いかり 金網 ワイヤロープ 十六 かな床 はちの巣 十七 金網 十八 紙タオル取り出し用金属製箱 金属製家庭用水槽 金属製工具箱 金属製植物の茎支持 具 金属製手持ち式旗ざお 金属製のきやたつ及びはしご 金属製のネームプレート及び標 札 金属製のタオル用ディスペンサー 金属製帽子掛けかぎ 金属製郵便受け 十九 金庫 二十 金属製立て看板 金属製彫刻 金属製の墓標及び墓碑用銘板 二十一 つえ用金属製石突き 二十二 アイゼン カラビナ 拍車 二十三 金属製靴合わせくぎ 金属製靴くぎ 金属製靴びよう 二十四 金属製屋外用ブラインド 二十五 金属製記念カップ 金属製記念たて
--

類 第
(一) 金属加工機械器具
(二) 金属工作機械器具
压穿機 形削り盤 金切りのこぎり盤 研削盤 鐵孔機 切断機 旋盤 立て削り盤 中ぐり盤 ねじ切り盤 ねじ立て盤 歯切り及び歯車仕上げ機械 フライス盤 プローチ盤 平削盤 ホーリング盤 ポール盤 ラップ盤
(二) 金属一次製品製造機械器具
圧延機 製管機 線材押出機 線材線引き機
(三) 金属二次製品加工機械器具
機械プレス 人力プレス 水圧プレス 剪断機 鍛造機 ベンディングマシン 油圧プレス
ワイヤーフォーミング盤 ボール盤 ラップ盤
(四) アーク溶接装置 ガス溶接機 金属溶断機 酸素アセチレン溶接切断機 電気溶接機
(五) 動力付き手持工具 エアドリル エアハンマー グライインダー サンダー 電気ドリル 電気ハンマー ドライバ
ナットランナー バッファー ポリッシュヤー レンチ
(六) 切削工具 ギヤカッター タップ チェーザー ドリル ねじフライス バイト ブローチ ミリングカッター リーマ
(七) 超硬工具 超硬切削工具 超硬耐食工具 超硬耐磨耗工具 超硬チップ
(八) ダイヤモンド工具
切削用ダイヤモンド工具 耐磨耗ダイヤモンド工具
(九) 金属用金型
鍛造用金型 プレス用金型
(二) 鉱山機械器具
カッターローダー コールカッター 採油機 さく岩機 さく井機 シャープナー 穿孔機
スラックライン トラッククレーン パワーショベル ルータ
(二) 基礎工事機械
アースオーガー くい打ち機 くい抜き機 グラウトポンプ
(三) 整地機械
グレーダー スクレーパー タンパー ブルドーザー ランマー ローラー
(四) コンクリート機械 コンクリートバイブレーター コンクリート舗装機械 コンクリート
ミキサー バッチャーブランクト
(五) アスファルト舗装機械
アスファルト散布機 アスファルトフィニッシャー アスファルトプラント アスファルトミキサー
(六) しゅんせつ機械
しゅん泥機 ディップバー

(四) 荷役機械器具	(二) クレーン	(一) ケーブルクレーン	自走クレーン	ジブクレーン	デリック	天井走行クレーン	塔形クレーン
ン 橋形クレーン	ン コンベヤー	ン 空気コンベヤー	水力コンベヤー	フローイングクレーン	陸揚げ機	ロコモチブクレーン	レバーテー
(三) 卷上機	(四) 動く歩道	(五) 動力ジャッキ	(六) 自動倉庫	ベルトコンベヤー	ローラーコンベヤー	荷降ろし用ホッパー	ワインチ
ウインチ ウィンドラス	エスカレーター	エレベーター	自動倉庫	キャブスタン	チャーンコンベヤー	バケットエ	自走クレーン
五 化学機械器具	五 圧搾機	五 機造粒機	五 溶解機	吸収機	吸着機	混合機	吸着機
(一) 蚕糸機械器具	かくはん機	抽出機	ろ過機	機器	機器	機器	機器
揚返機	乾繭機	乳化機	溶解機	吸着機	吸着機	混合機	吸着機
(二) 化学織維機械器具	生糸検査機	捏和機	機器	機器	機器	機器	機器
糸毛焼き機	糸巻機	焙燒機	機器	機器	機器	機器	機器
梳綿機	より糸機	破碎機	機器	機器	機器	機器	機器
(四) 織機	練糸機	反応機	機器	機器	機器	機器	機器
自動織機	特殊織機	分縮機	機器	機器	機器	機器	機器
(五) 編組機械器具	普通力織機	分離機	機器	機器	機器	機器	機器
漁網機械器具	刺しゅう機	磨碎機	機器	機器	機器	機器	機器
(六) フェルト製造機械器具	カーデカン	かせ機	機器	機器	機器	機器	機器
フェルト用縮絨機	練糸機	混打綿機	機器	機器	機器	機器	機器
(七) 染色整理機械器具	カレンダー	ひも編み機	機器	機器	機器	機器	機器
カレンダー	起毛機	メリヤス機械器具	メリヤス機械器具	メリヤス機械器具	メリヤス機械器具	メリヤス機械器具	メリヤス機械器具
カレンダー	霧吹き機	高圧精練窯	煮紗機	浸染機械	スカッチャヤー	スカッチャヤー	スカッチャヤー
カレンダー	整反機	洗絨機	幅出し機	パルマー仕上げ機	連続精練漂白機	ロータリープ	レス
カレンダー	醸造機械器具	捺染機	幅出し機	パルマー仕上げ機	連続精練漂白機	ロータリープ	レス
カレンダー	洒落機	練乳製造機	練乳製造機	練乳製造機	練乳製造機	練乳製造機	練乳製造機
七 食料加工用又は飲料加工用の機械器具	酒搾り用袋	酒釀造機械器具	しようゆ醸造機械器具	みそ醸造機械器具	スカッチャヤー	スカッチャヤー	スカッチャヤー
(一) 農物処理機械器具	押し麦機	精米麦機	精米麦機	精米麦機	スカッチャヤー	スカッチャヤー	スカッチャヤー
(二) 製菓機	製粉機	製麵機	製麵機	製麵機	スカッチャヤー	スカッチャヤー	スカッチャヤー
(三) 酒搾り用袋	酒釀造機械器具	酒搾り用袋	酒搾り用袋	酒搾り用袋	スカッチャヤー	スカッチャヤー	スカッチャヤー
(四) 牛乳均質機	チーズ製造機	バター製造機	バター製造機	バター製造機	スカッチャヤー	スカッチャヤー	スカッチャヤー
(五) ソーセージ製造機	肉ひき機	ソーセージ製造機	ソーセージ製造機	ソーセージ製造機	スカッチャヤー	スカッチャヤー	スカッチャヤー
(五) 水産製品製造機械器具	削り節機	昆布加工機	練り製品製造機械器具	缶詰機械器具	根菜類用の機械式スライサー	サイダー製造機	製茶機械
(六) 瓶詰機械	ミネラルウォーター製造用機械	野菜すりつぶし用機械	野菜すりつぶし用機械	野菜すりつぶし用機械	野菜すりつぶし用機械	野菜すりつぶし用機械	野菜すりつぶし用機械

(八) 製材用、木工用又は合板用の機械器具	(二) 製材機械器具	(一) 帯のこ盤	チエーンソー	特殊のこ盤	のこぎり目立て盤	丸のこ盤
(二) パルプ製造用、製紙用又は紙工用の機械器具	(二) 木工機械器具	ボール盤	木工用のこぎり盤	木工用のこぎり目立て盤	木工旋盤	木工フライス盤
(三) 合板機械器具	単板機械	ベニヤ仕上げ機械	ベニヤ製造用プレス	ベニヤ切断機	ベニヤ継ぎ合わせ機械	ベニヤのり付け機
(三) 紙工機械器具	段ボール製造機械	箱製造機械	袋製造機械	印刷用又は製本用の機械器具	印刷用又は製本用の機械器具	印刷用又は製本用の機械器具
(三) 紙工機械器具	凹版印刷機	活字鋳造機	グラビア印刷機	抄紙機	断裁機	ドライパート
(三) 紙工機械器具	機械	ワイヤーパート	機械	機械	機械	機械
(三) 紙工機械器具	凸版印刷機	平版印刷機	本機械	印刷用又は製本用の機械器具	印刷用又は製本用の機械器具	印刷用又は製本用の機械器具
(十) 包装用機械器具	こん包機	バンド締付機	ひも自動結束機	封かん機	包装機	包装機
(十一) 印刷用又は製本用の機械器具	凹版印刷機	活字鋳造機	グラビア印刷機	字母	字母用箱	写真植字機
(十二) プラスチック加工機械器具	圧縮成形機	押出成形機	射出成形機	プラスチック用金型	プラスチック用金型	プラスチック用金型
(十三) 半導体製造装置	十三	半導体製造装置	段ボーラー	ゴム製品製造機械器具	箱製造機械	袋製造機械
(十四) ゴム製品製造機械器具	加硫装置	ゴム混合機	ゴム成形機	ゴム練用ロール	ゴム用金型	ゴム用金型
(十五) 石材加工機械器具	十五	石材加工機械器具	十五	ゴム混合機	ゴム成形機	ゴム練用ロール
(十六) 動力機械器具	(十六)	(十六)	(十六)	ゴム成形機	ゴム用金型	ゴム用金型
(一) ボイラー	(一)	ボイラー	(一)	内燃機関	内燃機関	内燃機関
給水加熱器	空気余熱器	ストーカー	船用ボイラーハ	船用ボイラーハ	船用蒸気機関	船用蒸気機関
ガソリン機関	ガソリン機関	消音器	ディーゼル機関	点火栓	灯軽油機関	灯軽油機関
(三) 蒸気機関	(三) 蒸気機関	(三) 蒸気機関	(三) 蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(四) ジエント機関	(四)	ジエント機関	(四)	内燃機関	内燃機関	内燃機関
ターボジェット機関	ターボジェット機関	ターボプロップ機関	ターボプロップ機関	ガソリン機関	ガソリン機関	ガソリン機関
(五) ロケット機関	(五)	ロケット機関	(五)	ディーゼル機関	ディーゼル機関	ディーゼル機関
(六) タービン	(六)	タービン	(六)	点火栓	点火栓	点火栓
ガスタービン	ガスタービン	空気タービン	蒸気タービン	灯軽油機関	灯軽油機関	灯軽油機関
(七) 圧縮空氣機関	(七)	原子力原動機	(七)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(八) 水車	(八)	風車	(八)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(十七) 風水力機械器具	(十七)	十七	(十七)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(二) ポンプ	(二)	ポンプ	(二)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(二) 真空ポンプ	(二)	往復ポンプ	(二)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(二) 真空ポンプ	(二)	回転ポンプ	(二)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(二) 遠心ポンプ	(二)	軸流ポンプ	(二)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関
(二) 遠心ポンプ	(二)	斜流ポンプ	(二)	船用蒸気機関	船用蒸気機関	船用蒸気機関

(三) 往復真空ポンプ	回転真空ポンプ	拡散ポンプ
(三) 送風機	回転送風機	軸流送風機 ターボ送風機
(四) 遠心送風機	往復圧縮機	回転圧縮機 軸流圧縮機 ターボ圧縮機
(四) 圧縮機	農業用機械器具	(手持ち工具に当たるものを除く。)
(二) 耕うん機械器具	株切り機 碎土機 犁	動力耕うん機 レーキ
(二) 栽培機械器具	植付け機械器具 除草機械器具 施肥用機械器具 種まき機械器具 中耕機械器具 病虫害防除機械器具	
(三) 収穫機械器具	刈取機 草干し機 脱穀機 俵締め機 唐箕	とうもろこしの皮むき機械 米選機 干し草用結束装置 もみすり機
(四) 植物粗製纖維加工機械器具	かます編み具 碎茎機 製糞機 葦表織機 俵編み器	仕上げ機 繩ない機 わら打ち機
(五) 蚕種製造又は養蚕用の機械器具	蚕網 蚕むしろ 桑切り機 蚕種検査用機械器具 散卵塩水選別機 散卵收容器 散卵浸酸	(五) 蚕種製造又は養蚕用の機械器具
(六) 飼料圧搾機 飼料裁断機 飼料配合機 飼料粉碎機	機 散卵洗除機 産卵台紙 飼育箱 雌雄鑑別器	(六) 牛乳ろ過器 搪乳機
(七) 牛乳ろ過器 搪乳機	育雛器 ふ卵器	(八) 渔業用機械器具
(九) 渔業用機械器具	網揚げ機 トロールウインチ ラインホーラ	
(二十) ミシン	二十 ガラス器製造機械 靴製造機械 製革機械 たばこ製造機械	
(二十一) 二十三 機械式接着テープディスペンサー 自動スタンプ打ち器	二十一 3Dプリンター	
(二十二) 二十三 機械式接着テープディスペンサー 自動スタンプ打ち器	二十二 業務用皮むき機 業務用切さい	
(二十三) 二十四 起動器 交流電動機及び直流電動機 (陸上の乗物用の交流電動機及び直流電動機の部品を除く。) 交流発電機 直流発電機	二十四 ガソリンステーション用装置 業務用攬はん混合機 業務用皮むき機 業務用切さい	
(二十四) 二十五 機械式駐車装置	エレベーター式駐車装置 循環式駐車装置	
(二) 軸受 軸継ぎ手	(二) 動力伝導装置	
(二) 動力伝導装置	遊車 滑車 カム 逆転機 クラッチ機構 減速機 水力だめ 増圧器 調車 動力伝導用ベルト 歯車 変速機 流体継ぎ手 流体トルクコンバーター リンク ローラーチェーン	
(三) 空気ばね 空気ばね緩衝器	ルート 空気ばね緩衝器	
(四) 制動装置	ばね油圧緩衝器	

類八 第一 手動工具	円すいブレーキ 円板ブレーキ 帯ブレーキ ブロックブレーキ
(一) げんのう つち ハンマー	(五) ばね うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね
(二) ねじ回し類	(六) バルブ アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちよう形バルブ
(三) こて 万力	(二十九) ミシン針 ミシン針 メリヤス 機械用編針
(四) はんだごて 烙印こて	
(五) やっこ類	
(六) つるはし類	
(七) ショベル類	
(八) すみつけ類	
(九) 革砥 鋼砥 砥石	
(一) 手動利器	
(二) はさみ類	
(三) 園芸ばさみ 金切りばさみ つめ切り つめはさみ 握りばさみ はさみ刃 パンチ 洋ばさみ	
(四) はうちょう類	
(五) 薄刃ぼうちょう 押し切り 折り畳みナイフ ガラス切り 果物ナイフ 魚のうろこ取り用ナイフ 削蹄刀 刺し身ぼうちょう 畳ぼうちょう 彫刻刀 出刃ぼうちょう ドローナイフ	
(六) のみ類	
(七) かみそり かみそり刃 西洋かみそり 日本かみそり	
(八) 切削工具類 (手持ち工具に当たるものに限る。)	
(九) 刀剣 サーベル 仕込みづえ 短剣 日本刀 ばん刀	

(一) おの かまなた まさかり

(二) センターボンチ ダイス タップ ドリル フライス やすり リーマ

(三) 魚打ちかぎ 魚さし 米さし 砂糖ざし 手かぎ 肥料ざし

(四) かんなきり のこぎり のみ

(五) まさかり類

(六) かみそり かみそり刃 西洋かみそり 日本かみそり

(七) かみそり刃 西洋かみそり 日本かみそり

(八) かみそり かみそり刃 西洋かみそり 日本かみそり

(九) かみそり かみそり刃 西洋かみそり 日本かみそり

九	八	七	六	五	四	三	二	一	
くわ 人力織機 鋼鑄 一 る。) 電気かみそり及び電気バリカン ひげそり用具入れ ペディキュアセット まつ毛カール 器 マニキュアセット	ライサー (電気式のものを除く。) かつお節削り器 缶切 スブーン チーズス エッグスライサー (電気式のものを除く。) ピザカッター (電気式のものを除く。) フォーク	六 アイロン チヤコ削り器	七 水中ナイフ 水中ナイフ保持具 ピッケル 八 殺虫剤用噴霧器 (手持ち工具に当たるものに限る。) 十能 暖炉用ふいご (手持ち工具に 当たるものに限る。) パレットナイフ 火ばし ピンセット	九 ヘアアイロン カール用ヘアアイロン ストレート用ヘアアイロン					
理化学機械器具									
(一) 実験用機械器具 エアガス発生器 恒温器 恒湿器 実験用ガラス器具 実験用陶磁製器具 実験用炉	(二) 測定機械器具 模型及び標本	(一) 基本単位計量器 温度計 ガスマーテー 寒暖計 水量メーター はかり 巻尺 升 面積計 物指し	(二) 誘導単位計量器 圧力計 液面計 音高計 回転計 加速度計 屈折度計 光束計 光度計 高度計 湿度計 照度計 振動計 騒音計 測程儀 速度計 热量計 粘度計 濃度計 比重計 密度計 力	(三) 精密測定機械器具 角度ゲージ 角度割り出し機 球面計 傾斜計 光波干渉測長機 真直度測定機器 機度盛測定機 長さゲージ ねじ測定機械器具 比較測長機 表面粗さ測定器 平面度測定 機械器具	(四) 自動調節機械器具 圧力自動調節機械器具 液体自動調節機械器具 液体組成自動調節機械器具 液面自動調節機 械器具 温度自動調節機械器具 自動燃焼調節機械器具 真空自動調節機械器具 热量自動調 節機械器具 プログラム調節機械器具	(五) 材料試験機 金属材料圧縮試験機 金属材料硬さ試験機 金属材料強度試験機 ゴム試験機 コンクリート 試験機 セメント試験機 繊維材料試験機 プラスチック試験機 木材試験機	(六) 測量機械器具 アリダード 気象観測用機械 基台 距離測量機 クリノメーター 三脚 磁気コンパス 針 ジャイロコンパス ジャイロ磁気コンパス 写真測量機 水準測量機 精密経緯儀 測桿 測鎖 ターゲット トランシット 標尺 六分儀	(七) 天文用測定機械器具 子午儀 天体分光儀 天頂儀	(八) 隠蔽率測定紙 温度指示用シート 発錆度測定用試験片
三 配電用又は制御用の機械器具 整流器 接続器 断路器 蓄電器 抵抗器 点滅器 配線	四 開閉器 繼電器 遮断器 制御器	五 開閉器 配電盤 ヒューズ 避雷器 變圧器 誘導電圧調整器 リアクトル	六	七	八	九	一	二	

(二) 太陽電池	乾電池 湿電池 蓄電池
五 電気磁気測定器	位相計 オシログラフ 回路計 空中線測定器 検出器 検漏計 磁気測定器 周波数計
六 空管特性測定器 容量測定器	真空管特性測定器 積算電力計 抵抗測定器 電圧計 電波測定器 電流計 電力計 発振器
七 電線及びケーブル	電線 及びケーブル
(一) 電線	ゴム線 特殊被覆電線 裸線 プラスチック線 卷き線
(二) ケーブル	ケーブル
八 終端函	接続函
九 写真機械器具	写真機械器具
(一) 雲台	雲台 カメラ 距離計
(二) シャッター	シャッター ジヤバラ スプール スライド映写機 セルフタイマー 閃光器 閃光電球 フ
(三) アインダー	アインダー フィルター フード フラッシュユニオン マガジン レリーズ レンズ 露出計
(四) 映写機	オーバーヘッド映写機用透明シート 現像用又は仕上げ用の機械器具 撮影機 スク
十 リーン	リーン 編集機 録音機械器具
(一) 光学機械器具	光学機械器具
(二) 映画機械器具	映写機 オーバーヘッド映写機用透明シート 現像用又は仕上げ用の機械器具 撮影機 スク
(三) 映画機械器具	リーン 編集機 録音機械器具
(四) 映画機械器具	映写機 オーバーヘッド映写機用透明シート 現像用又は仕上げ用の機械器具 撮影機 スク
(五) 映画機械器具	リーン 編集機 録音機械器具
(六) 映画機械器具	映写機 オーバーヘッド映写機用透明シート 現像用又は仕上げ用の機械器具 撮影機 スク
(七) 映画機械器具	リーン 編集機 録音機械器具
(八) 映画機械器具	映写機 オーバーヘッド映写機用透明シート 現像用又は仕上げ用の機械器具 撮影機 スク
(九) 映画機械器具	リーン 編集機 録音機械器具
(一) 望遠鏡類	望遠鏡類
(二) 鏡筒	鏡筒 三脚 潜望鏡 双眼鏡 反射鏡 プリズム 望遠鏡 レンズ
(三) 顕微鏡類	顕微鏡類
(四) 拡大鏡	拡大鏡 鏡筒 金属顕微鏡 生物顕微鏡 反射鏡 プリズム 偏光顕微鏡 立体鏡 レンズ
(五) 眼鏡の部品及び附属品	眼鏡の部品及び附属品
(六) 鏡 防じん眼鏡	鏡 防じん眼鏡 コンタクトレンズ用容器 つる 鼻眼鏡のマウント 鼻眼鏡用鎖 鼻眼鏡用ひも 眼鏡ケ
(七) 眼鏡ふき	眼鏡ふき レンズ 枠
(八) 救命用具	救命用具
(九) 救命網	救命網 救命帶 救命胴衣 救命浮標
(一) 電気通信機械器具	電気通信機械器具
(二) 電話機械器具	電話機械器具
(三) 有線通信機械器具	有線通信機械器具
(四) 印刷電信機	印刷電信機 自動電信機 写真電送機 手動電信機 中継交換機 ファクシミリ
(五) 搬送機械器具	搬送機械器具
(六) 音声周波電送機械器具	音声周波電送機械器具 ケーブル搬送機械器具 電力線搬送機械器具 裸線搬送機械器具 搬
(七) 放送用機械器具	放送用機械器具
(八) テレビジョン受信機	テレビジョン受信機 ラジオ受信機 ラジオ送信機
(九) テレビジョン送信機	テレビジョン送信機 ラジオ送信機 ラジオ受信機
(十) 無線通信機械器具	無線通信機械器具

携常用通信機械器具	航空機用通信機械器具	固定局多重通信機械器具	固定局单一通信機械
器具	車両用通信機械器具	船舶用通信機械器具	
(六) 無線応用機械器具	乗物の故障の警告用の三角標識	発光式又は機械式の道路標識	
乗用ナビゲーション装置	ビーコン機械器具	方向探知機	レーダー機械器具
器具	ロラン機械		
(七) 遠隔測定制御機械器具			
(八) 音声周波機械器具	携帯型オーディオプレーヤー コンパクトディスクプレーヤー	ICレコード 拡声機械器具	携帯型オーディオプレーヤー コンパクトディスクプレーヤー
一 ジューケボックス テープレコーダー 電気蓄音機	コードプレーヤー 録音機械器具	ICレコード テープレコーダー	ジューケボックス テープレコーダー 電気蓄音機
(九) 映像周波機械器具	レコードプレーヤー 録音機械器具	デジタルカメラ デジタルフォトフレーム	ビデオカメラ ビデオディスクプレーヤー
オーディオプレーヤー DVDプレーヤー D V Dレコード	D V Dプレーヤー	デジタルカメラ デジタルフォトフレーム	ビデオカメラ ビデオディスクプレーヤー
(十) 電気通信機械器具の部品及び附属品			
アンテナ イヤホン キヤビネット 携帯電話機用ケース 携帯電話機用ストラップ	コイル 磁気テープライザー 磁気テープクリーナー 磁気ヘッドクリーナー スピーカー 接続器 台架類 ダイヤル 蓄電器 通信機械用ヒューズ 抵抗器 テープレコーダー用テープ 転換器 配線盤 ピックアップ ビデオテープ 表示灯 フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器 マイクロホン レコードクリーナー レコード原盤	アンテナ イヤホン キヤビネット 携帯電話機用ケース 携帯電話機用ストラップ コイル 磁気テープライザー 磁気テープクリーナー 磁気ヘッドクリーナー スピーカー 接続器 台架類 ダイヤル 蓄電器 通信機械用ヒューズ 抵抗器 テープレコーダー用テープ 転換器 配線盤 ピックアップ ビデオテープ 表示灯 フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器 マイクロホン レコードクリーナー レコード原盤	アンテナ イヤホン キヤビネット 携帯電話機用ケース 携帯電話機用ストラップ コイル 磁気テープライザー 磁気テープクリーナー 磁気ヘッドクリーナー スピーカー 接続器 台架類 ダイヤル 蓄電器 通信機械用ヒューズ 抵抗器 テープレコーダー用テープ 転換器 配線盤 ピックアップ ビデオテープ 表示灯 フォノモーター ヘッドホン 変成器 保安器 マイクロホン レコードクリーナー レコード原盤
(十一) 電コード	E Pレコード L Pレコード	(二) 録音済みのコンパクトディスク	(二) 録音済みのコンパクトディスク
(十二) 録音済みのコンパクトディスク		(三) 録音済みのコンパクトディスク	
(十三) 電子応用機械器具及びその部品		(十四) 楽器用エフェクター 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM	(十四) 楽器用エフェクター 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
(十五) 電子応用機械器具及びその部品		(十五) アイドル メトロノーム インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽フ	(十五) アイドル メトロノーム インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽フ
(十六) 電子応用機械器具		(十六) ハードディスクユニット	(十六) ハードディスクユニット
(十七) 家庭用テレビゲーム機用プログラム	業務用テレビゲーム機用プログラム	画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM	画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
グラム	携帯用液晶	ぱちんこ器具用プログラム	ぱちんこ器具用プログラム

類十 第

(一) 医療用機械器具	(二) 診断用機械器具	(三) 手術用機械器具	(四) 治療用機械器具
胃鏡 核磁気共鳴CT装置 角膜検査用器具 眼圧測定器 鏡器 血圧計 血液検査器 検眼	胃鏡 核磁気共鳴CT装置 角膜検査用器具 眼圧測定器 鏡器 血圧計 血液検査器 検眼	胃鏡 核磁気共鳴CT装置 角膜検査用器具 眼圧測定器 鏡器 血圧計 血液検査器 検眼	胃鏡 核磁気共鳴CT装置 角膜検査用器具 眼圧測定器 鏡器 血圧計 血液検査器 検眼
用機械器具 骨盤計測器 消息子 心電計 舌圧子 体温計 体脂肪測定器 打診器具 聴診	用機械器具 骨盤計測器 消息子 心電計 舌圧子 体温計 体脂肪測定器 打診器具 聴診	用機械器具 骨盤計測器 消息子 心電計 舌圧子 体温計 体脂肪測定器 打診器具 聴診	用機械器具 骨盤計測器 消息子 心電計 舌圧子 体温計 体脂肪測定器 打診器具 聴診
器具 聴力検査用器具 脳波記録器	器具 聴力検査用器具 脳波記録器	器具 聴力検査用器具 脳波記録器	器具 聴力検査用器具 脳波記録器
(二) 手術用機械器具	(二) 診断用機械器具	(二) 手術用機械器具	(二) 治療用機械器具
胃鏡 胃鏡子 起子 胸腔鏡 結石器具 産婦人科用拡張器 切削器 切断器 穿孔器 尖端	胃鏡 核磁気共鳴CT装置 角膜検査用器具 眼圧測定器 鏡器 血圧計 血液検査器 検眼	胃鏡 胃鏡子 起子 胸腔鏡 結石器具 産婦人科用拡張器 切削器 切断器 穿孔器 尖端	胃鏡 胃鏡子 起子 胸腔鏡 結石器具 産婦人科用拡張器 切削器 切断器 穿孔器 尖端
足矯正器 鋼鉗 子 電気焼灼器 電気骨手術機 電気メス 鈍頭 ナイフ 剥離子 はさみ	足矯正器 鋼鉗 子 電気焼灼器 電気骨手術機 電気メス 鈍頭 ナイフ 剥離子 はさみ	足矯正器 鋼鉗 子 電気焼灼器 電気骨手術機 電気メス 鈍頭 ナイフ 剥離子 はさみ	足矯正器 鋼鉗 子 電気焼灼器 電気骨手術機 電気メス 鈍頭 ナイフ 剥離子 はさみ
(三) 治療用機械器具	(三) 治療用機械器具	(三) 治療用機械器具	(三) 治療用機械器具
吸入器 高周波治療器 酸素吸入器 紫外線灯治療器 除細動器 人工気胸器 心臓ペースメ			
針 注入器具 超音波治療機械器具 超短波治療機械器具 治療用マッサージ器 治療用浴機			
械器具 低周波治療器 電位治療器 透析器 はり治療用はり 噴霧器 縫合器具 放射性物	械器具 低周波治療器 電位治療器 透析器 はり治療用はり 噴霧器 縫合器具 放射性物	械器具 低周波治療器 電位治療器 透析器 はり治療用はり 噴霧器 縫合器具 放射性物	械器具 低周波治療器 電位治療器 透析器 はり治療用はり 噴霧器 縫合器具 放射性物
質利用治療機械器具 未熟児用保育器 輸血器具	質利用治療機械器具 未熟児用保育器 輸血器具	質利用治療機械器具 未熟児用保育器 輸血器具	質利用治療機械器具 未熟児用保育器 輸血器具

類一第十

(四) 病院用機械器具	解剖台 患者運搬車 器械台 器械テーブル 器械戸棚 手術台 手術用照明器具 診療台
(五) 歯科用機械器具	担架 調剤台 調剤用機械器具
(六) 去勢器具	矯正機械器具 クレンザー 充てん用器具 穿削器具 穿刺器具 治療台 別削用器具 ブロ
(七) 医療用の補綴器具	補綴器具 ユニット
(八) 医療用X線装置	歯科用機械器具 手術用機械器具 跛鉄用機械器具
X線CT装置	医療用の補助器具 及び矯正器具
二 医療用指サック	衛生マスク おしゃぶり 水まくら 三角きん 支持包帯 手術用キヤ
二 フトガット	吸い飲み スポイト 乳首 氷のう 氷のうつり 哺乳用具 魔法哺乳器
三 避妊用具	コンドーム ペッサリー
四 人工鼓膜用材料	補綴充てん用材料 (歯科用のものを除く。)
五 医療用手袋	家庭用超音波美顔器 家庭用電気マッサーイ器 業務用超音波美顔器 しひ
五 水泳用耳栓	病人用差し込み便器 防音用耳栓 耳かき
一 電球類及び照明用器具	一 アーク灯 懐中電灯 笠 蜡光灯 坑内安全灯 殺菌灯 シャンデリア 集魚灯 水銀灯 ス
一 ポットライト	赤外線電球 ダイビング用ライト 太陽灯 探照灯 乗物用発電ランプ 白熱
一 電球 白熱電灯器具 放電灯用器具 豆電球	二 あんどん ガスランプ 石油ランプ ちようわん ほや
三 工業用炉 加熱炉 乾りゅう炉 均熱炉 混銑炉 燃成窯 電気炉 熱風炉 発生炉 溶解炉 るつぼ	四 原子炉
三 加熱炉 口一タリーキルン	五 ストーブ類 (電気式のものを除く。)
四 加熱炉 乾りゅう炉	ガスストーブ 石炭ストーブ 石油ストーブ 石油こんろ 天火
五 口一タリーキルン	ガスレンジ かまど バーベキューグリル 七輪 石油ストーブしん 暖炉 火鉢
六 ガスレンジ	ガスレンジ かまど バーベキューグリル 七輪 石油こんろ 天火
七 八 加熱器	ガス湯沸かし器 調理台 流し台
八 用レンジ	ガス湯沸かし器 調理台 流し台
九 業務用加熱調理機械器具	ガスレンジ かまど バーベキューグリル 七輪 石油こんろ 天火
（二）業務用揚物器	ガスレンジ かまど バーベキューグリル 七輪 石油こんろ 天火
（二）業務用食器乾燥機	ガスレンジ かまど バーベキューグリル 七輪 石油こんろ 天火
十 業務用冷凍機器具	ガス冷蔵庫 製氷機 冷却機 冷却筒 冷凍機 冷凍用又は冷蔵用のショーケ
一ス	一ス

類二十第

十一 アイスクリーム製造機	化学繊維製造用乾燥機 牛乳殺菌機 収穫物乾燥機 飼料乾燥
十二 化学製品製造用乾燥装置	装置 製パン機 ベニヤ製造用乾燥機
十三 業務用蒸発装置	温氣暖房装置 温氣炉 温水暖房装置 業務用加湿機 業務用空氣清淨機 業務用除湿機 蒸
十四 便所ユニット	温氣暖房装置 温氣炉 温水暖房装置 業務用加湿機 業務用空氣清淨機 業務用除湿機 蒸
十五 タオル蒸し器	温氣暖房装置 温氣炉 温水暖房装置 中央式空氣調和装置 放熱器 窓掛け式空氣調和裝
十六 太陽熱利用温水器	温氣暖房装置 温氣炉 温水暖房装置 中央式空氣調和装置 放熱器 窓掛け式空氣調和裝
十七 業務用浄水装置	温氣暖房装置 温氣炉 温水暖房装置 中央式空氣調和装置 放熱器 窓掛け式空氣調和裝
十八 家庭用電熱用品類	温氣暖房装置 温氣炉 温水暖房装置 中央式空氣調和装置 放熱器 窓掛け式空氣調和裝
衣類乾燥器	衣類乾燥器 加湿器 家庭用蒸気式電気美顔器 家庭用電気浄水器 家庭浴槽用電気式温水淨化器
化器	空氣清淨器 除湿機 扇風機 電解水生成器 電気カーペット 電氣がま 電氣ゴーヒ
鉢	一沸かし 電気こたつ 電気こんろ 電気ストーブ 電気足温器 電気トースター 電氣火
電磁調理器	電気布団 電気ポット 電気毛布 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気レンジ 電子レンジ
十九 業務用衣類乾燥機	電磁調理器 布団乾燥機 ハードライヤー ホットプレート ルームクーラー レンジフード
二十 浴槽類	二十 浴槽類 洗い場付き浴槽 気泡発生装置付き浴槽 シャワー器具 洗面台及び洗い場付き浴槽 浴槽
浴槽がま	浴槽がま 家庭用淨水器 (電気式のものを除く。) 水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー 水
二十一 道栓	二十一 道栓 タンク用水位制御弁 パイプライン用栓
二十二 汚水浄化槽	二十二 汚水浄化槽 家庭用汚水浄化槽 家庭用し尿処理槽 ごみ焼却炉 し尿処理槽 洗淨
機能付き便座	機能付き便座 便器 和式便器用椅子
機能付き便座	機能付き便座 便器 和式便器用椅子
二十四 身体用保冷バッグ	二十四 身体用保冷バッグ (医療用のものを除く。)
一 船舶並びにその部品及び附属品	一 船舶並びにその部品及び附属品
（一）船舶	エアクッション艇 カヌー 貨物船 客船 漁船 軍艦 ケーブル敷設船 碎氷船 しゆんせ
（二）船舶	つ船 水上オートバイ タンカー 伝馬船 はしけ 帆船 引き船 フエリーボート ボー
イ 推進器	トモーター ボート ヨット ランチ
スクリュープロペラ	（二）船舶の部品及び附属品
ロ かじ取り器及びかじ	ハオール オール受け カヌー用パドル キヤブスタン けい船 スタンチョン ステ
カジ	トルハツチカバー 船側はしご 船用防舷具 船用信号標識 ハツチくさび ハツチクリー
ムアリングパイプ	トハツチバッテン ハツチボード ボートカバー ボートトダビット ボートチヨツク 丸

(二) 航空機並びにその部品及び附屬品	(一) オートジャイロ 気球 グライダー 水上飛行機 水陸両用飛行機 ターボジェット機 ターボプロップ機 飛行船 プロペラ機 ヘリコプター
(二) 航空機の部品及び附屬品	(二) 回転翼 降着装置 座席 酸素装置 支柱 車輪 主翼 操縦装置 タイヤ チューブ 脚
回転翼 降着装置 座席 酸素装置 支柱 車輪 主翼 操縦装置 タイヤ チューブ 脚	ボブロップ機 飛行船 プロペラ機 ヘリコプター
体 燃料タンク 羽布 尾翼 プロペラ 防水装置 油圧装置	(二) 航空機の部品及び附屬品
三 鉄道車両並びにその部品及び附屬品	回転燃料タンク 羽布 尾翼 プロペラ 防水装置 油圧装置
(二) 鉄道車両	(二) 鉄道車両
貨車 客車 ケーブルカー 蒸気機関車 除雪車 蓄電池機関車 電気機関車 電車 内燃機関車	貨車 客車 ケーブルカー 蒸気機関車 除雪車 蓄電池機関車 電気機関車 電車 内燃機関車
(三) 内燃電気機関車 内燃動車	(三) 内燃電気機関車 内燃動車
四 鉄道車両の部品及び附屬品	(二) 自動車
網棚 座席 車体 車輪 集電機械器具 台車 台枠 つり革 扉 扉開閉装置 連結機	網棚 座席 車体 車輪 集電機械器具 台車 台枠 つり革 扉 扉開閉装置 連結機
(三) スキーリフト ロープウェイ (荷役用のものを除く。)	(三) スキーリフト ロープウェイ (荷役用のものを除く。)
四 自動車並びにその部品及び附屬品	(二) 自動車
鉄道車両並びにその部品及び附屬品	貨物自動車 救急車 競争自動車 クレーン付きトラック コンクリートミキサー車 散水車 乗用車 水陸両用車 雪上車 宣伝カー 装甲車 ダンプカー 図書館車 トラクター
(二) 自動車の部品及び附屬品	貨物自動車 救急車 競争自動車 クレーン付きトラック コンクリートミキサー車 散水車 乗用車 水陸両用車 雪上車 宣伝カー 装甲車 ダンプカー 図書館車 トラクター
五 二輪自動車並びにその部品及び附屬品	(二) 二輪自動車
オートバイ	エアバッゲン 風よけひさし 空気ポンプ クラッチペダル 警音器 座席 座席カバー 自動車用シガーライター シャシー 車体 車体カバー 車輪 スポーク タイヤ チューブとつて 扉 泥よけ 荷物台 バックミラー ハンドル ハンドルカバー バンパー 風防ガラス 方向指示器 ほろ ボンネット 窓カーテン 予備車輪支持具 リム ルーフラック ワイパー
(二) 二輪自動車	エアバッゲン 風よけひさし 空気ポンプ クラッチペダル 警音器 座席 座席カバー 自動車用シガーライター シャシー 車体 車体カバー 車輪 スポーク タイヤ チューブとつて 扉 泥よけ 荷物台 バックミラー ハンドル ハンドルカバー バンパー 風防ガラス 方向指示器 ほろ ボンネット 窓カーテン 予備車輪支持具 リム ルーフラック ワイパー
オートバイ	(二) 二輪自動車の部品及び附屬品
空気ポンプ 警音器 サドル スタンド スポーク タイヤ チューブ 泥よけ 握り 荷台 ハブ ハンドル フリー ホイル フレーム ペダル 前ホーク リム	空気ポンプ 警音器 サドル スタンド スポーク タイヤ チューブ 泥よけ 握り 荷台 ハブ ハンドル フリー ホイル フレーム ペダル 前ホーク リム
六 自転車並びにその部品及び附屬品	六 自転車並びにその部品及び附屬品
(二) 自転車	(二) 自転車
運搬車 折り畳み式自転車 軽快車 実用車 スポーツツーリスト車 タンデム車	運搬車 折り畳み式自転車 軽快車 実用車 スポーツツーリスト車 タンデム車
(二) 自転車の部品及び附屬品	(二) 自転車の部品及び附屬品
ギヤクラシック 空気ポンプ 警音器 サドル スタンド スポーク タイヤ チェーン リム ペダル 前ホーク リム	ギヤクラシック 空気ポンプ 警音器 サドル スタンド スポーク タイヤ チェーン リム ペダル 前ホーク リム
七 乳母車 車椅子 人力車 そり 手押し車 荷車 馬車 リヤカート	七 乳母車 車椅子 人力車 そり 手押し車 荷車 馬車 リヤカート
八 荷役用索道 牽引車	八 荷役用索道 牽引車
(二) 陸上の乗物用の動力機械器具 (その部品を除く。)	(二) 陸上の乗物用の動力機械器具 (その部品を除く。)
(二) 内燃機関	(二) 内燃機関
(二) 蒸気機関	(二) 蒸気機関
車両用蒸気機関	車両用蒸気機関
ガソリン機関 ディーゼル機関 灯軽油機関	ガソリン機関 ディーゼル機関 灯軽油機関

類四十第	類三十第
(一) 貴金属	<p>(三) ジェット機関 ターボジェット機関 ターボプロップ機関 ラムジェット機関</p> <p>(四) タービン ガスター ビン 空気タービン 蒸気タービン 水力タービン</p> <p>十一 陸上の乗物用の機械要素</p> <p>(二) 軸受 軸継ぎ手</p> <p>(二) 動力伝導装置</p> <p>遊車 カム 逆転機 クラッチ機構 減速機 調車 動力伝導用ベルト 齒車 変速機 流体継ぎ手 流体トルクコンバーター リング ローラーチェーン</p> <p>(三) 緩衝器</p> <p>空気ばね ばね緩衝器 ばね油圧緩衝器</p> <p>(四) ばね うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね</p> <p>(五) 制動装置 円すいブレーキ 円板ブレーキ 帯ブレーキ ブロックブレーキ</p> <p>十二 陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機 (その部品を除く。)</p> <p>十三 タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片 乗物用盜難警報器 落下傘</p>

(二) 板紙	アイボリー紙	インディアペーパー	カーボン原紙	グラシンペーパー	新聞用紙	吸い取り紙
トカード紙	ルーフィング原紙	硫酸紙	ろ紙			
(三) 和紙	温床紙	傘紙	火薬包み紙	がんび紙	工芸紙	こうぞ紙
	加工紙	ちり紙	典具じょう紙	膳写原紙用紙	鳥の子紙	ナブキン紙
(四) 紙製レース	紙製レース	擬革紙	ジャガードカード	耐酸紙	段ボール	複写紙
合成紙	防水紙	防水紙	防鏽紙	パラフィン紙	ふすま紙	奉書紙
(五) セロハン類	防かび紙	防油紙	りん光紙			ろ紙
(六) 合成紙	普通セロハン	防湿セロハン				
(一) 紙製包裝用容器	紙箱	紙袋	段ボール箱	ファイバーボックス		
二 紙製包裝用容器	三 家庭用食品包装	家庭用食品包装	フィルム	紙製ごみ収集用袋	プラスチック製ごみ収集用袋	プラスチック
	四 衛生手ふき	四 衛生手ふき	型紙	紙製タオル	紙製ティブルクロス	紙製ティブルナップキン
	五 印刷物	五 印刷物	紙製旗	紙製ハンカチ	裁縫用チャコ	荷札
(二) 筆記用具	絵はがき	絵はがき	楽譜	歌集	力タログ	カレンダー
鉛筆	アルバム	アルバム	カーボンペーパー	カレンダー	カタログ	雑誌
ベン先	カード	カード	けい紙	時刻表	書籍	新聞
ベン軸	スコアカード	スコアカード	しきし	書籍	地図	地図
ボールペン	スコアーブック	スコアーブック	スクラップブック	新聞	日記帳	日記帳
万年筆	トレーシングペーパー	トレーシングペーパー	スケッチブック			
毛筆	ノートブック	ノートブック	便せん	封筒	方眼紙	
	トレンシングペーパー	トレンシングペーパー	便せん	方眼紙	名刺用紙	
	ノートブック	ノートブック	封筒	名刺用紙	用せん	
	トレンシングペーパー	トレンシングペーパー	トレンシングペーパー	用せん	ルーズリ	
	ノートブック	ノートブック	トレンシングペーパー	ルーズリ		
	トレンシングペーパー	トレンシングペーパー	トレンシングペーパー			
(三) 絵画用材料	鉛筆	鉛筆	鉛筆			
イーゼル	イーゼル	イーゼル	イーゼル			
絵絹	絵絹	絵絹	絵絹			
画板	画板	画板	画板			
カンバス	カンバス	カンバス	カンバス			
クリエイティブ	クリエイティブ	クリエイティブ	クリエイティブ			
画びよう	画びよう	画びよう	画びよう			
紙製ラベル	紙製ラベル	紙製ラベル	紙製ラベル			
クリップ	クリップ	クリップ	クリップ			
消しゴム	消しゴム	消しゴム	消しゴム			
印章入れ	印章入れ	印章入れ	印章入れ			
印鑑用マット	印鑑用マット	印鑑用マット	印鑑用マット			
印肉	印肉	印肉	印肉			
鉛筆削り	鉛筆削り	鉛筆削り	鉛筆削り			
木炭	木炭	木炭	木炭			
事務用又は家庭用の接着テープ	事務用又は家庭用の接着テープ	事務用又は家庭用の接着テープ	事務用又は家庭用の接着テープ			
修正液	修正液	修正液	修正液			
修正テープ	修正テープ	修正テープ	修正テープ			
定規	定規	定規	定規			
状差し	状差し	状差し	状差し			
書類挟み	書類挟み	書類挟み	書類挟み			
すずり	すずり	すずり	すずり			
スタ	スタ	スタ	スタ			
接着テープディスク	接着テープディスク	接着テープディスク	接着テープディスク			
デイスペ	デイスペ	デイスペ	デイスペ			
ス	ス	ス	ス			
九 事務用又は家庭用ののり及び接着剤	九 事務用又は家庭用ののり及び接着剤	九 事務用又は家庭用ののり及び接着剤	九 事務用又は家庭用ののり及び接着剤			

類八十第		類七十第	
(一) 皮革	一 革ひも	一 ゴム	十一 いろいろ 写し絵 折り紙 切り抜き 千代紙 ぬり絵
(二) 原革	原皮	(二) 天然ゴム	郵便料金計器 輪転膳写機
(二) 毛皮	なめし革	(二) 合成ゴム	電動式ステープラ 事務用封かん機 消印機
(三) 革ひも		アクリルゴム シリコーンゴム スチレンブタジエンゴム ニトリルゴム ブチルゴム ふつ 素ゴム	チエックライター 膳写版 凸版複写機 文書細断機 封ろう マーキング用孔開型板
		(三) ゴム誘導体 エボナイト 塩化ゴム 塩酸ゴム 多硫化ゴム	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		四 プラスチック基礎製品 板状プラスチック基礎製品 くを蒸着したプラスチックシート 布したプラスチックシート シクシート 五 化学織維 合成織維 六 化 学 織 維 系 (織物用のものを除く。)	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		三 ゴム製栓 ゴム製ふた ゴム製包装用容器	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		四 プラスチック基礎製品 板状プラスチック基礎製品 くを蒸着したプラスチックシート 布したプラスチックシート シクシート 五 化学織維 合成織維 六 化 学 織 維 系 (織物用のものを除く。)	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		五 化 学 織 維 系 (織物用のものを除く。)	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		六 化 学 織 維 系 (織物用のものを除く。)	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		七 雲母 八 コンデンサーべーべー 九 電気絶縁材料	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		絶縁がい子 絶縁用布製品 絶縁用紙製品 絶縁用ゴム製品	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		十 オイルフェンス 一ト 接着テープ (医療用、事務用又は家庭用のものを除く。)	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務
		十一 接着テープ (医療用、事務用又は家庭用のものを除く。)	アラビヤのり 海草のり かすがいのり カゼインのり ゴムのり コンニャクのり ゼラチ ン でん粉のり にかわ 盤石のり ふのり プラスチック接着剤 ラテックスのり 十 あて名印刷機 印刷用インテル 印字用インクリボン 活字 自動印紙はり付け機 事務

	類十二 第	
(一) 食器戸棚	一 家具	木 材 腕木 垂木 太 木 石材 くい材 鉄道まくら木 木製管 木製らんかん 石がわら 合板 白木板 人造擬木材 繊維板 竹材 木板 ひき割り 防火木材 防腐木材 丸
(二) 座卓		材 塙石 建築用ガラス 舗装用敷き石 床板 床張り用木塊
(三) 椅子類		石スレート 鉱さい石 鉱さいバラス 人造石材 石碑用石材 土台石 墓用石 ガラス板 ガラス強化ガラス 紫外線透過ガラス 赤外線吸収ガラス 裝飾ガラス 網入り板ガラス 合わせ板ガラス 色板ガラス 型板ガラス ガラスかわら ガラスタイル ガラスれんが 変わり板ガラス 強化ガラス 紫外線透過ガラス 赤外線吸収ガラス 裝飾ガラス ラス 発光ガラス 普通板ガラス 放射線遮断ガラス 泡まつガラス
(一) たんす類		十三 建具（金属製のものを除く。） 障子 戸 ふすま 十四 鉱物性基礎材料 石こうの板 鉱さい 無機纖維の板及び粉 十五 タール ピッチ (一) タール (二) ピッチ 石油ピッチ 十六 可搬式家庭用温室（金属製のものを除く。）人工池（金属製のものを除く。）人工魚礁 (金属製のものを除く。)セメント製品製造用型枠（金属製のものを除く。）旗掲揚柱（金属 製のものを除く。）吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。）養鶏用かご（金属製のもの を除く。） 十七 区画表示帶 競技場区画線シート 道路区画線シート 十八 土砂崩壊防止用植生板 窓口風防通話板 十九 航路標識（金属製又は発光式のものを除く。）道路標識（金属製又は発光式若しくは機 械式のものを除く。） 二十 貯蔵槽類（金属製又はプラスチック製のものを除く。） 石製液体貯蔵槽 石製工業用水槽 二十一 送水管用バルブ（金属製又はプラスチック製のものを除く。） 二十二 石製家庭用水槽 石製彫刻 石製郵便受け コンクリート製彫刻 大理石製彫刻 灯 ろう 墓標及び墓碑用銘板（金属製のものを除く。） 二十三 屋外用ブラインド（金属製又は織物製のものを除く。） 二十四 石製・コンクリート製又は大理石製の記念カッブ 石製・コンクリート製又は大理石 製の記念たて

(四) 鏡台	鏡台	三面鏡台	腰掛け椅子	座椅子	食卓用椅子	長椅子	乳幼児用ハイチェア
(五) 洗面化粧台							
(六) いこう	いこう	おもちや箱	傘立て	げた箱	書棚	寝台	陳列棚
文庫	本立て	本箱	マガジンラック	ロッカー			宅配ボックス
二 貯蔵槽類	(金属製又は石製のものを除く。)						つり床
液化ガス貯蔵槽	液体貯蔵槽	ガス貯蔵槽					
三 プラスチック製バルブ	(機械要素に当たるものを除く。)						
アンゴルバルブ	球バルブ	コック	自動調整弁	ちよう形バルブ			
四 カーテン金具	金属代用のプラスチック製締め金具	くぎ、くさび、ナット、ねじくぎ、					
びよう、ボルト、リベット及びキヤスター	(金属製のものを除く。)	くさび、ナット、ねじくぎ、					
属製、ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。)	錠	(電気式又は金属製のものを除く。)					
五 木製、竹製又はプラスチック製の包装用容器							
(一) 木製の包装用容器	(「コルク製栓」	木製栓及び木製ふた	」を除く。)				
折り箱	木箱	たる					
(二) 竹製の包装用容器							
かご							
(三) プラスチック製の包装用容器	(「プラスチック製栓、ふた及び瓶」	を除く。)					
(四) コルク製栓	プラスチック製栓	プラスチック製ふた	木製栓	木製ふた			
六 葬祭用具							
位はい	神棚	骨っぽ	さかき立て	三宝	数珠	納棺用品	花立て
こし	水玉	木魚	輪灯				
七 荷役用パレット	(金属製のものを除く。)	輸送用コンテナ	(金属製のものを除く。)	養蜂			
用巣箱							
八 クッショニン 座布団	まくら	マットレス					
九 アドバルーン 大小屋	うちわ	屋内用ブラインド	懐中鏡	鏡袋	額縁	家庭用水槽	
(金属製又は石製のものを除く。)	紙タオル取り出し用箱	(金属製のものを除く。)	きやたつ				
及びはしご	(金属製のものを除く。)	工具箱	(金属製のものを除く。)	小鳥用巣箱	ししゅう		
用栓	植物の茎支持具	(金属製のものを除く。)	食品見本模型	すだれ	扇子	装飾用ビーズ	
カーテン	タオル用ディスペンサー	(金属製のものを除く。)	つい立て	手持ち旗	さお	(金属製又は石製のものを除く。)	
属製のものを除く。)	ネームプレート及び標札	(金属製のものを除く。)	ハンガーボード	美差			
容院用椅子	びようぶ	日よけ	風鈴	ベンチ	ペント用バンド	帽子掛けかぎ	(金属製のものを除く。)
のを除く。)	マネキン人形	木製又はプラスチック製の	立て看板	郵便受け			
のものを除く。)	振りかご	立て看板	(金属製又は石製のものを除く。)				
十 石こう製彫刻	プラスチック製彫刻	浴室用腰掛け	理髪用椅子				
十一 あし	い	おにがや	経木	した	すげ	すさ	竹
皮 わら							竹皮
十二 牙 鮫のひげ	甲殻	さんご	人工角	象牙	角歯	べつこう	骨
十三 海泡石	こはく						
十四 鞄合わせくぎ	(金属製のものを除く。)	靴くぎ	(金属製のものを除く。)				
属製のものを除く。)							
十五 木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の記念カップ	木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の記念カップ						

類六十二 第		類六十三 第		類六十四 第	
(十) アイマスク	エプロン	えり巻き	靴下	ゲートル	毛皮製ストール ショール スカーフ
足袋	足袋カバー	手袋	ネクタイ	ネッカチーフ	バンダナ 保温用サポーター マスク
フラー	耳覆い				
(十一) ナイトキャップ					
二 ガーター 靴下留め	ズボンつり	バンド	ベルト		
三 履物					
(二) 靴類					
ロ 内底	革靴	サンダル靴	地下足袋	ブーツ	婦人靴 防寒靴 幼児靴
つま先革	かかと	靴中敷き	靴の引き手	靴用継ぎ目革	地下足袋底 履物用甲革 履物用
(二) げた					
イ あしだ	こまげた	サンダルげた	ひよりげた		
ロ げた金具	げた台	鼻緒			
(三) 草履類					
イ スリッパ底	麻裏草履	皮草履	スリッパ	フェルト草履	わらじ
ロ 草履表	草履底	草履表	鼻緒	簾表	
四 仮装用衣服					
五 運動用特殊衣服					
ア ノラック	空手衣	グランドコート	剣道衣	柔道衣	スキーカー競技用衣服 ヘッドバンド
ヤ シケ	ユニフォーム	及びストッキング	リストバンド		
六 運動用特殊靴					
ウ インドサーキューズ	ゴルフ靴	サッカーブーツ	乗馬靴	スキーキー靴	スノーボード用
七 靴保護具	体操用靴	登山靴	ボウリング靴	ボクシング靴	ラグビー靴 陸
一 編みレース生地	刺しゅうレース生地				
二 組みひも	テープ	房類	リボン		
三 ボタン類					
こはぜ	手芸用ビーズ	スナップボタン	スライドファスナー	尾錠	
アスナー		ボタン	ホック	面フ	
四 針類					
編物針	かぎ針	畳針	手縫い針	針金ピン	ひも通し針 帆針 まち針 虫針 メリケン
レース針					
五 編み棒	糸通し器	かばん金具	がま口用留め具	裁縫箱	裁縫用へら 裁縫用指抜き
針刺し	針箱	被服用はとめ			
六 衣服用き章	(貴金属製のものを除く。)	衣服用バッジ	(貴金属製のものを除く。)	衣服用	
バツカル	衣服用ブローチ	腕留め	帶留	ワッペン	腕章
七 頭飾品					
入れ毛	髪しん	髪留め	かもじ	かんざし	こうがい たぼ留め たぼみの つけかつら
手がら	ねがけ	ヘアネット	ヘアバンド	ヘアピン	丸ぐし 結びリボン 元結
八 つけあごひげ	つけ口ひげ	ヘアカーラー			
九 靴飾り	(貴金属製のものを除く。)	靴はとめ	靴ひも	靴ひも代用金具	

類七十二 第		類八十二 第		類九十二 第	
十 造花		コリントゲーム器具	スマートボール器具	スロットマシン	抽選器
十一 漁網製作杼	人毛	二 囲碁用具	三 将棋用具	四 遊戯用器具	
十二 紙製花 布製造花	花輪	碁石 碁け	碁盤	一 遊戯用器具	
十三 壁掛け (織物製のものを除く。)	壁紙	四 歌かるた	四 歌かるた	二 おもちゃ	
十四 敷物		さいころ すゝろく	ダイスカソブ ダイヤモンドゲーム	一 おもちゃ	
十五 洗い場用マット		ツカーユ用具	ドミノ用具	二 おもちゃ	
十六 壁掛け (織物製のものを除く。)		手品用具	トランプ 花札	三 おもちゃ	
十七 漆器		五 ビリヤード用具	マージャン用具	四 おもちゃ	
十八 紙製花 布製造花	花輪	キュー キュー用チヨーク	球 点数表示板	五 おもちゃ	
十九 プラスチック製造花		六 布製おもちゃ	ビリヤード台	六 おもちゃ	
二十 プラスチック製造花		(一) おもちゃ		(一) おもちゃ	
二十一 おもちゃ		おもちゃ時計		おもちゃ	
二十二 おもちゃ		やブローチ		おもちゃ	
二十三 おもちゃ		紙製おもちゃ		おもちゃ	
二十四 おもちゃ		紙風船		おもちゃ	
二十五 おもちゃ		かるた		おもちゃ	
二十六 おもちゃ		着せ替え		おもちゃ	
二十七 おもちゃ		(四) 布製おもちゃ		おもちゃ	
二十八 おもちゃ		縫いぐるみ		おもちゃ	
二十九 おもちゃ		(五) プラスチック製おもちゃ		おもちゃ	
三十 おもちゃ		型押しおもちゃ		おもちゃ	
三十一 おもちゃ		ゴムまり		おもちゃ	
三十二 おもちゃ		薄層物おもちゃ		おもちゃ	
三十三 おもちゃ		張り合わせおもちゃ		おもちゃ	
三十四 おもちゃ		焼き物おもちゃ		おもちゃ	
三十五 おもちゃ					
三十六 おもちゃ					
三十七 おもちゃ					
三十八 おもちゃ					
三十九 おもちゃ					
四十 おもちゃ					
四十一 おもちゃ					
四十二 おもちゃ					
四十三 おもちゃ					
四十四 おもちゃ					
四十五 おもちゃ					
四十六 おもちゃ					
四十七 おもちゃ					
四十八 おもちゃ					
四十九 おもちゃ					
五十 おもちゃ					
五十一 おもちゃ					
五十二 おもちゃ					
五十三 おもちゃ					
五十四 おもちゃ					
五十五 おもちゃ					
五十六 おもちゃ					
五十七 おもちゃ					
五十八 おもちゃ					
五十九 おもちゃ					
六十 おもちゃ					
六十一 おもちゃ					
六十二 おもちゃ					
六十三 おもちゃ					
六十四 おもちゃ					
六十五 おもちゃ					
六十六 おもちゃ					
六十七 おもちゃ					
六十八 おもちゃ					
六十九 おもちゃ					
七十 おもちゃ					
七十一 おもちゃ					
七十二 おもちゃ					
七十三 おもちゃ					
七十四 おもちゃ					
七十五 おもちゃ					
七十六 おもちゃ					
七十七 おもちゃ					
七十八 おもちゃ					
七十九 おもちゃ					
八十 おもちゃ					
八十一 おもちゃ					
八十二 おもちゃ					
八十三 おもちゃ					
八十四 おもちゃ					
八十五 おもちゃ					
八十六 おもちゃ					
八十七 おもちゃ					
八十八 おもちゃ					
八十九 おもちゃ					
九十 おもちゃ					
九十一 おもちゃ					
九十二 おもちゃ					
九十三 おもちゃ					
九十四 おもちゃ					
九十五 おもちゃ					
九十六 おもちゃ					
九十七 おもちゃ					
九十八 おもちゃ					
九十九 おもちゃ					
一百 おもちゃ					
一百一 おもちゃ					
一百二 おもちゃ					
一百三 おもちゃ					
一百四 おもちゃ					
一百五 おもちゃ					
一百六 おもちゃ					
一百七 おもちゃ					
一百八 おもちゃ					
一百九 おもちゃ					
一百十 おもちゃ					
一百十一 おもちゃ					
一百十二 おもちゃ					
一百十三 おもちゃ					
一百十四 おもちゃ					
一百十五 おもちゃ					
一百十六 おもちゃ					
一百十七 おもちゃ					
一百十八 おもちゃ					
一百十九 おもちゃ					
一百二十 おもちゃ					
一百二十一 おもちゃ					
一百二十二 おもちゃ					
一百二十三 おもちゃ					
一百二十四 おもちゃ					
一百二十五 おもちゃ					
一百二十六 おもちゃ					
一百二十七 おもちゃ					
一百二十八 おもちゃ					
一百二十九 おもちゃ					
一百三十 おもちゃ					
一百三十一 おもちゃ					
一百三十二 おもちゃ					
一百三十三 おもちゃ					
一百三十四 おもちゃ					
一百三十五 おもちゃ					
一百三十六 おもちゃ					
一百三十七 おもちゃ					
一百三十八 おもちゃ					
一百三十九 おもちゃ					
一百四十 おもちゃ					
一百四十一 おもちゃ					
一百四十二 おもちゃ					
一百四十三 おもちゃ					
一百四十四 おもちゃ					
一百四十五 おもちゃ					
一百四十六 おもちゃ					
一百四十七 おもちゃ					
一百四十八 おもちゃ					
一百四十九 おもちゃ					
一百五十 おもちゃ					
一百五十一 おもちゃ					
一百五十二 おもちゃ					
一百五十三 おもちゃ					
一百五十四 おもちゃ					
一百五十五 おもちゃ					
一百五十六 おもちゃ					
一百五十七 おもちゃ					
一百五十八 おもちゃ					
一百五十九 おもちゃ					
一百六十 おもちゃ					
一百六十一 おもちゃ					
一百六十二 おもちゃ					
一百六十三 おもちゃ					
一百六十四 おもちゃ					
一百六十五 おもちゃ					
一百六十六 おもちゃ					
一百六十七 おもちゃ					
一百六十八 おもちゃ					
一百六十九 おもちゃ					
一百七十 おもちゃ					
一百七十一 おもちゃ					
一百七十二 おもちゃ					
一百七十三 おもちゃ					
一百七十四 おもちゃ					
一百七十五 おもちゃ					
一百七十六 おもちゃ					
一百七十七 おもちゃ					
一百七十八 おもちゃ					
一百七十九 おもちゃ					
一百八十 おもちゃ					
一百八十一 おもちゃ					
一百八十二 おもちゃ					
一百八十三 おもちゃ					
一百八十四 おもちゃ					
一百八十五 おもちゃ					
一百八十六 おもちゃ					
一百八十七 おもちゃ					
一百八十八 おもちゃ					
一百八十九 おもちゃ					
一百九十 おもちゃ					
一百九十一 おもちゃ					
一百九十二 おもちゃ					
一百九十三 おもちゃ					
一百九十四 おもちゃ					
一百九十五 おもちゃ					
一百九十六 おもちゃ					
一百九十七 おもちゃ					
一百九十八 おもちゃ					
一百九十九 おもちゃ					
一百二十 おもちゃ					
一百二十一 おもちゃ					
一百二十二 おもちゃ					
一百二十三 おもちゃ					
一百二十四 おもちゃ					
一百二十五 おもちゃ					
一百二十六 おもちゃ					
一百二十七 おもちゃ					
一百二十八 おもちゃ					
一百二十九 おもちゃ					
一百三十 おもちゃ					
一百三十一 おもちゃ					
一百三十二 おもちゃ					
一百三十三 おもちゃ					
一百三十四 おもちゃ					
一百三十五 おもちゃ					
一百三十六 おもちゃ					
一百三十七 おもちゃ					
一百三十八 おもちゃ					
一百三十九 おもちゃ					
一百四十 おもちゃ					
一百四十一 おもちゃ					
一百四十二 おもちゃ					
一百四十三 おもちゃ					
一百四十四 おもちゃ					
一百四十五 おもちゃ					
一百四十六 おもちゃ					
一百四十七 おもちゃ					
一百四十八 おもちゃ					
一百四十九 おもちゃ					
一百五十 おもちゃ					
一百五十一 おもちゃ					
一百五十二 おもちゃ					
一百五十三 おもちゃ					
一百五十四 おもちゃ					
一百五十五 おもちゃ					
一百五十六 おもちゃ					
一百五十七 おもちゃ					
一百五十八 おもちゃ			</		

三 茶	コーヒー豆（生のもの）
四 調味料	みそ
(二) ウエスターソース	グレービーソース
(二) そばつゆ	ドレッシング ホワイトソース
(三) 角砂糖	マヨネーズソース
用人工甘味料	焼肉のたれ
(四) ごま塩	果糖
(五) うま味調味料	氷砂糖
五 香辛料	砂糖
からし粉	麦芽糖
わさび粉	はちみつ
六 食品香料	ぶどう糖
(精油のものを除く。)	粉末あめ
七 米	水あめ
脱穀済みのえん麦	料理
八 食用粉類	セロリーソルト
くず粉	カレー粉
オカ	こしょう粉
九 食用グルテン	さんしよう粉
十 穀物の加工品	ちようじ粉
うどんの麵	とうがらし粉
ク	につけい粉
さらしあん	人造米
即席中華そばの麵	強化米
即席席うどんの麵	ぎょうざの皮
即席そばの麵	コーンフレー
即席中華そばの麵	スパゲッティの麵
即席中華そばの麵	そうめんの麵
即席中華そばの麵	即席うどんの麵
即席そばの麵	即席そばの麵
即席中華そばの麵	パン粉
即席中華そばの麵	ビーフン
即席中華そばの麵	ミートパイ
即席中華そばの麵	ラビオリ
十一 和菓子	パン粉
十二 菓子(肉、魚、果物、野菜、豆類又はナツツを主原料とするものを除く。)	汁粉
十三 洋菓子	汁粉のものと
(二) アイスキヤンデー	ゼンベイ
一 クッキー	ゼンベイ
キ タフイー	ゼンベイ
ソ フト	ゼンベイ
ユ マロ	ゼンベイ
十三 パン	ゼンベイ
あんばん	クリームパン
十四 サンドイッチ	ジャムパン
十五 即席菓子のもと	食パン
十六 アイスクリームのもと	バンズ
十七 イーストバウダー	ハンバーガー
十八 水	ピザ

四 飲料用野菜ジュース	グレープジュース	トマトジュース	パインジュース	りんごジュース
五 乳清飲料				
六 ビール製造用ホップエキス				
一 清酒				
類五十三第三	類四十三第三	類三十三第三	類五十三第一	類五十三第一
(一) 折り込みチラシによる広告 雑誌による広告	新聞による広告	テレビジョンによる広告	一 広告業	一 広告業
(二) ラジオによる広告 インターネットによる広告				
(二) 交通広告 車両の内外における広告				
(三) 屋外広告物による広告				

(四) 街頭及び店頭における広告物の配布 商品の実演による広告 ダイレクトメールによる広告
(五) 広告文の作成 ショーウィンドーの装飾
(六) 広告宣伝物の企画及び制作 広告の企画 广告のための商品展示会、商品見本市の企画又は運営
二 トレーディングスタンプの発行
三 経営の診断又は経営に関する助言 市場調査又は分析 商品の販売に関する情報の提供事業の管理
四 財務書類の作成又は監査若しくは証明
五 職業のあつせん
医師のあつせん 科学技術者のあつせん 家政婦のあつせん 看護師のあつせん クリーニング技術者のあつせん 歯科医師のあつせん 助産師のあつせん 調理師のあつせん 通訳のあつせん 配膳人のあつせん 美容師のあつせん マネキンのあつせん モデルのあつせん 薬剤師のあつせん 理容師のあつせん
六 求人情報の提供
七 競売の運営
八 輸出入に関する事務の代理又は代行
九 新聞の予約購読の取次ぎ
十 コンピュータデータベースへの情報編集 書類の複製 新聞記事情報の提供 速記 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作 筆耕 文書又は磁気テープのファイリング
十一 建築物における訪問者の受付及び案内
十二 広告用具の貸与 自動販売機の貸与 複写機の貸与
十三 消費者のための商品及びサービスの選択における助言と情報の提供
十四 衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
十五 織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
十六 小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
十七 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(一) 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(二) 食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(三) 食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(四) 野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(五) 菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 コアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(六) 米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(七) 牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(八) 実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 茶、コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 加工飲料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(九) 自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 自転車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
(十) 小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

類六十三第	
二十二	農耕用品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十三	花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十四	燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十五	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十六	運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十七	人形及び娛樂用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十八	レコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十九	房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十	建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十一	たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十二	玉宝及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十三	ペーパーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
一	預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ
二	資金の貸付け及び手形の割引
三	内国為替取引
四	債務の保証及び手形の引受け
五	有価証券の貸付け
六	金銭債権の取得及び譲渡
七	有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり
八	両替
九	金融先物取引の受託
十	金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借の信託の引受け
十一	債券の募集の受託
十二	外国為替取引
十三	信用状に関する業務
十四	前払式支払手段の発行
十五	ガス料金又は電気料金の徴収の代行
十六	家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 建具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 豊類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
十七	手動工具、手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
十八	電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
十九	台所用品、清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十	化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十一	薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十二	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十三	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十四	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十五	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十六	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十七	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十八	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
二十九	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十一	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十二	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十三	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十四	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十五	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
三十六	供化粧品、歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

類七十三第	
一	建設工事
(一)	建築一式工事 しゅんせつ工事 土木一式工事 鋪装工事
(二)	建築工事 しゅんせつ工事 土木工事 左官工事 大工工事 タイル、れんが又はブロックの工事 建具工事 鉄筋工事 塗装工事 とび、土工又はコンクリートの工事 内装仕上工事 板金工事 防水工事 屋根工事
(三)	管工事 機械器具設置工事 さく井工事 電気工事 電気通信工事 熱絶縁工事
二	建築設備の運転、点検又は整備 建設工事に関する助言
三	船舶の建造 船舶の修理又は整備
四	航空機の修理又は整備 自転車の修理 自動車の修理又は整備 鉄道車両の修理又は整備
五	二輪自動車の修理又は整備 印刷用又は製本用の機械器具の修理又は保守 映画機械
器具の修理又は保守 化学機械器具の修理又は保守 化学プラントの修理又は保守	

九 印刷	オフセット印刷 グラビア印刷 スクリーン印刷 石版印刷 デジタル印刷 凸版印刷
十 編み機の貸与	印刷用機械器具の貸与
房機の貸与	ガラス器製造機械の貸与 業務用暖冷房装置の貸与 金属加工機械器具の貸与
靴製機械の貸与	空気清淨器の貸与
用の機械器具の貸与	業務用暖冷房装置の貸与 引き伸ばし用又は仕上げ
リンターの貸与	淨水装置の貸与 食料加工用又は飲料加工用の機械器具の貸与 3Dプリント用
具の貸与	製材用、木工用又は合板用の機械器具の貸与 製本機械の貸与 織維機械器具の貸与
貸与	たばこ製造機械の貸与 廃棄物圧縮装置の貸与 廃棄物破碎装置の貸与 発電機の貸与
十一 材料処理情報の提供	ボイラの貸与 ミシンの貸与
一 技芸、スポーツ又は知識の教授	生け花の教授 学習塾における教授 空手の教授 着物着付けの教授 剣道の教授 高等学校における教育 語学の教授 國家資格取得講座における教授 茶道の教授 自動車運転の教授
柔道の教授	柔道の教授 小学校における教育 水泳の教授 そらばんの教授 大学における教授 中学校における教育 テニスの教授 ピアノの教授 美容の教授 舞踊の教授 簿記の教授 洋裁の教授 和裁の教授
二 献体に関する情報の提供	献体の手配 セミナーの企画、運営又は開催 動物の調教
三 植物の供覧	庭園の供覧 洞窟の供覧 動物の供覧 図書及び記録の供覧 美術品の展示
四 書籍の制作	電子出版物の提供 映画、演芸、演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営 映画の上映、制作又は配給 演芸の上演 演劇の演出又は上演 音楽の演奏 放送番組の制作
五 インターネットを利用して行う映像の提供	インターネットを利用して行う音楽の提供
六 スポーツの興行の企画、運営又は開催	ゴルフの興行の企画、運営又は開催 サッカーの興行の企画、運営又は開催 相撲の興行の企画、運営又は開催 小型自動車競走の企画、運営又は開催 競輪の企画、運営又は開催 競艇の企画、運営又は開催
七 競馬の企画、運営又は開催	相撲の興行の企画、運営又は開催 野球の興行の企画、運営又は開催 小型自動車競走の企画、運営又は開催
八 興行の企画、運営又は開催	(映画、演芸、演劇、音楽の演奏、スポーツ、競馬、競輪、競艇又は小型自動車競走の興行に関するものを除く。) 当せん金付証票の発売
九 映像機器、音声機器等の機器	であつて放送番組の制作のために使用されるものの操作 通訳翻訳
十 教育、文化、娯楽又はスポーツ用ビデオの制作	(映画、放送番組又は広告用のものを除く。) 写真の撮影 放送番組の制作における演出
十一 映画、演芸、演劇、音楽又は教育研修のための施設の提供	音響用又は映像用のスタジオの提供
十二 運動施設の提供	ゴルフ場の提供 スキー場の提供 スケート場の提供 体育館の提供 テニス場の提供 プールの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供 陸上競技場の提供
十三 娯楽施設の提供	高尔夫場所又は将棋所の提供 カラオケ施設の提供 スロットマシン場の提供 ダンスホールの提供 供ばらんこホールの提供 ビリヤード場の提供 マージヤン莊の提供 遊園地の提供

十四 第	類 三 十 四 第	類 二 十 四 第
一 医業 健康診断 歯科医業 調剤	二 電子計算機のプログラムの設計、作成又は保守 ウェブサイトの作成又は保守	十四 興行場の座席の手配 運動用具の貸与 映画機械器具の貸与 映写フィルムの貸与 おもちゃの貸与 樂器の 貸与 カメラの貸与 書画の貸与 テレビジョン受信機の貸与 図書の貸与 ネガフィルムの 貸与 ポジフィルムの貸与 ラジオ受信機の貸与 レコード又は録音及び磁気テープの貸与 録画済み磁気テープの貸与
示施設の貸与 流し台の貸与 布団の貸与 まくらの貸与 毛布の貸与	三 電子計算機用プログラムの提供 電子計算機装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらにより構成される設備の設 計建築物の設計 測量 地質の調査	一 医薬品、化粧品又は食品の試験、検査又は研究 機械器具に関する試験又は研究 建築又 は都市計画に関する研究 公害の防止に関する試験又は研究 電気に関する試験又は研究 士 木に関する試験又は研究 農業、畜産又は水産に関する試験、検査又は研究
示施設の貸与 流し台の貸与 布団の貸与 まくらの貸与 毛布の貸与	四 機械装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらにより構成される設備の設 計建築物の設計 測量 地質の調査 五 デザインの考案 電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには 高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び 説明	二 電子計算機のプログラムの設計、作成又は保守 ウェブサイトの作成又は保守
示施設の貸与 流し台の貸与 布団の貸与 まくらの貸与 毛布の貸与	六 気象情報の提供 計測器の貸与 製図用具の貸与 電子計算機の貸与 理化学機械器具の貸与	三 電子計算機用プログラムの提供 電子計算機装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらにより構成される設備の設 計建築物の設計 測量 地質の調査
示施設の貸与 流し台の貸与 布団の貸与 まくらの貸与 毛布の貸与	七 望遠鏡の貸与 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ	一 宿泊施設の提供 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ
示施設の貸与 流し台の貸与 布団の貸与 まくらの貸与 毛布の貸与	八 二 飲食物の提供 (一) 日本料理を主とする飲食物の提供 うどん又はそばの提供 うなぎ料理の提供 の提供 (二) 西洋料理を主とする飲食物の提供 イタリア料理の提供 スペイン料理の提供 フランス料理の提供 ロシア料理の提供 (三) 中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供 インド料理の提供 広東料理の提供 四川料理の提供 上海料理の提供 北京料理の提供 (四) アルコール飲料を主とする飲食物の提供 (五) 茶、コーヒー、ココア、清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供	二 飲食物の提供 (一) 日本料理を主とする飲食物の提供 うどん又はそばの提供 うなぎ料理の提供 の提供 (二) 西洋料理を主とする飲食物の提供 イタリア料理の提供 スペイン料理の提供 フランス料理の提供 ロシア料理の提供 (三) 中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供 インド料理の提供 広東料理の提供 四川料理の提供 上海料理の提供 北京料理の提供 (四) アルコール飲料を主とする飲食物の提供 (五) 茶、コーヒー、ココア、清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供

